

ノーマライゼーションプラン金沢
～ 障害福祉サービス分野編 ～

第4期 金沢市障害福祉計画

平成27年度（2015年度）



平成29年度（2017年度）

序章 計画の概要

<p>1 計画策定の背景と趣旨…………… 2</p> <p>(1) 障害者自立支援法の制定…………… 2</p> <p>(2) 整備法等による障害者自立支援法等の改正…………… 2</p> <p>(3) 障害者総合支援法の施行…………… 3</p> <p>2 障害者総合支援法および児童福祉法のサービス体系…………… 4</p> <p>(1) 障害福祉サービス…………… 4</p> <p>(2) 相談支援…………… 5</p> <p>(3) 児童福祉法に基づくサービス…………… 6</p> <p>3 計画の性格等…………… 6</p> <p>(1) 計画の性格…………… 6</p> <p>(2) 計画の範囲…………… 6</p> <p>(3) 計画の期間…………… 7</p> <p>(4) 計画の達成状況の点検および評価（P D C Aサイクル）…………… 7</p>	<p>4 基本目標…………… 7</p> <p>(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援…………… 7</p> <p>(2) 障害の種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施…………… 8</p> <p>(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備…………… 8</p> <p>5 計画の策定方法…………… 8</p> <p>(1) 障害者計画・障害福祉計画アンケート調査によるニーズ等の把握…………… 8</p> <p>(2) 重症心身障害のある人およびその家族との意見交換会の開催…………… 9</p> <p>(3) 市民の意見の反映…………… 9</p> <p>(4) 金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会…………… 9</p>
---	--

第1章 障害者手帳所持者・障害支援区分認定者

<p>1 障害者手帳…………… 12</p> <p>(1) 身体障害者手帳所持者…………… 12</p> <p>(2) 療育手帳所持者…………… 13</p> <p>(3) 精神に障害のある人…………… 14</p> <p>2 障害支援（程度）区分認定者等…………… 16</p> <p>(1) 障害支援（程度）区分認定者数…………… 16</p>	<p>(2) 障害福祉サービス支給決定者数…………… 17</p> <p>(3) 地域生活支援事業利用決定者数…………… 18</p> <p>3 障害支援区分認定者の属性…………… 19</p> <p>(1) 性別・年齢…………… 19</p> <p>(2) 家族の平均人数…………… 20</p> <p>(3) 障害者手帳所持者の比率…………… 20</p>
--	---

第2章 サービス受給者のニーズ等

<p>1 住居・生活場所…………… 22</p> <p>2 就 労…………… 23</p> <p>(1) 就労状況と勤務形態…………… 23</p> <p>(2) 就職するときの支援…………… 24</p> <p>(3) 今後、働きたいか…………… 25</p> <p>(4) 就労促進のために必要なこと…………… 25</p>	<p>3 訪問系サービス…………… 26</p> <p>4 日中活動系サービス…………… 27</p> <p>5 相 談…………… 28</p> <p>6 成年後見制度…………… 29</p> <p>7 放課後等デイサービス…………… 30</p>
--	---

第3章 重点施策

1 相談支援体制の充実…………… 32	(2) 就労継続支援（A型）事業…………… 45
(1) 相談支援体制に関する制度の動向…………… 32	(3) 就労継続支援（B型）事業…………… 46
(2) サービス等利用計画…………… 33	5 障害福祉施設整備方針の策定…………… 46
(3) 基幹相談支援センターの設置検討…………… 34	(1) 施設整備についての課題…………… 46
(4) 地域生活支援拠点等の整備…………… 36	(2) 今後の方向性…………… 48
(5) 障害者虐待防止…………… 37	(3) 具体的な検討内容…………… 48
2 障害のある児童への支援の充実…………… 39	(4) 優先順位の決定…………… 53
(1) 障害のある児童に関する制度…………… 39	(5) 今後の方針…………… 54
(2) 今後の方針…………… 39	6 障害者自立支援協議会の充実…………… 54
3 重症心身障害のある人や児童への支援の充実…………… 42	(1) 自立支援協議会の機能…………… 54
(1) 重症心身障害のある人を取り巻くサービスの提供環境…………… 42	(2) 本市における自立支援協議会のあゆみ…………… 54
(2) 今後の方針…………… 42	(3) 第4期障害福祉計画と自立支援協議会…………… 55
4 就労支援の充実…………… 43	(4) 基幹相談支援センター設置等検討専門部会の設置…………… 56
(1) 福祉施設から一般就労への移行促進…………… 43	(5) 今後の方針…………… 56

第4章 基本指針に定める数値目標

1 福祉施設に入居している人の地域生活への移行…………… 58	(2) 本市の第4期計画の目標…………… 62
(1) 国の基本指針…………… 58	3 福祉施設から一般就労への移行等…………… 63
(2) 本市の第3期計画の目標と実績…………… 58	(1) 国の基本指針…………… 63
(3) 本市の第4期計画の目標値…………… 62	(2) 本市の第3期計画の目標と実績…………… 63
2 地域生活支援拠点等の整備…………… 62	(3) 本市の第4期計画の目標値…………… 65
(1) 国の基本指針…………… 62	

第5章 障害福祉サービス

1 訪問系サービス…………… 68	(4) 自立訓練（機能訓練）…………… 79
(1) 居宅介護…………… 68	(5) 自立訓練（生活訓練）…………… 80
(2) 重度訪問介護…………… 70	(6) 就労移行支援…………… 82
(3) 同行援護…………… 71	(7) 就労継続支援（A型）…………… 84
(4) 行動援護…………… 72	(8) 就労継続支援（B型）…………… 86
(5) 重度障害者等包括支援…………… 73	3 居住系サービス…………… 88
2 日中活動系サービス…………… 73	(1) グループホーム・ケアホーム…………… 88
(1) 療養介護…………… 73	(2) 施設入所支援…………… 90
(2) 生活介護…………… 74	4 相談支援…………… 91
(3) 短期入所…………… 77	

第6章 地域生活支援事業

<p>1 地域生活支援事業の概要…………… 94</p> <p>(1) 目 的…………… 94</p> <p>(2) 事業内容…………… 94</p> <p>(3) 利用者負担…………… 94</p> <p>2 必須事業…………… 95</p> <p>(1) 理解促進研修・啓発事業…………… 95</p> <p>(2) 自発的活動支援事業…………… 95</p> <p>(3) 相談支援事業…………… 96</p> <p>(4) 成年後見制度利用支援事業…………… 96</p> <p>(5) 成年後見制度法人後見支援事業…………… 97</p> <p>(6) 意思疎通支援事業…………… 97</p> <p>(7) 日常生活用具給付等事業…………… 98</p> <p>(8) 手話奉仕員養成研修事業…………… 100</p>	<p>(9) 移動支援事業…………… 101</p> <p>(10) 地域活動支援センター事業…………… 102</p> <p>(11) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業…………… 103</p> <p>(12) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業…………… 104</p> <p>(13) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業…………… 105</p> <p>3 任意事業…………… 106</p> <p>(1) 福祉ホーム事業…………… 106</p> <p>(2) 訪問入浴サービス事業…………… 106</p> <p>(3) 生活支援事業…………… 107</p> <p>(4) 日中一時支援事業…………… 109</p> <p>(5) 社会参加促進事業…………… 110</p> <p>(6) 障害者虐待防止対策支援…………… 111</p>
---	---

第7章 障害のある児童に対するサービス

<p>1 障害児通所支援…………… 114</p> <p>(1) 児童発達支援…………… 114</p> <p>(2) 医療型児童発達支援…………… 115</p> <p>(3) 放課後等デイサービス…………… 115</p>	<p>(4) 保育所等訪問支援…………… 117</p> <p>2 障害児入所支援…………… 118</p> <p>3 障害児相談支援…………… 119</p>
--	--

資 料

○金沢市障害者施策推進協議会条例……………	122
○金沢市障害者施策推進協議会委員名簿……………	125
○金沢市障害者自立支援協議会設置要綱……………	126
○金沢市障害者自立支援協議会委員名簿……………	128
○第4期金沢市障害福祉計画策定経緯……………	130

序章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障害者自立支援法の制定

社会福祉基礎構造改革の一環として、利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する「支援費制度」が平成15年度から導入され、それまでの「措置制度」に比べると、サービスの利用は飛躍的に伸びました。これは、制度が広く理解されたことにより、それまでサービスを利用することができなかった知的障害のある人や障害のある児童を中心に、障害のある多くの人々がサービスを利用できるようになったことなどが要因としてあげられます。

このように、支援費制度は障害のある人の地域での暮らしを大きく前進させましたが、それに伴いホームヘルプサービスなどの費用が大幅に増え、制度の維持が困難になってきました。

また、支援費制度の対象となっていない精神に障害のある人に対するサービスの遅れや市町村間でのサービス格差、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、支援費制度には解決すべき多くの課題が指摘されていました。

このため、障害のある人の自己決定・自己選択を基本とした支援費制度の考え方は引き継ぎながら、障害福祉サービスについて、年齢・障害種別を超えて一元的に規定し、サービス提供主体は市町村に一元化した「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。この法律により、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進するため、市町村ならびに都道府県に「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

「障害者自立支援法」では、障害の種別にかかわらず支援の必要性に応じて公平なサービスを受けられるようサービスの一元化、体系の再編を行うとともに、就労支援の強化、費用負担の見直しなどを行っています。

(2) 整備法等による障害者自立支援法等の改正

平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）が公布されました。

この法律による主な改正点は、利用者負担（応能負担化）の明確化、障害のある人の範囲の見直し（発達障害のある人が含まれることが明確化）、相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会の位置付け、地域移行への取組み強化（地域移行支援、地域定着支援の個別給付化）、サービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大など）、障害福祉サービス等の見直し（同行援護、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設）などです。

さらに、平成23年5月および8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・第2次一括法）」により、障害者自立支援法および児童福祉法が改正され、平成24年度から、都道府県が行っていた障害福祉サービス事業者、障害者支援施設および相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等の権限が指定都市および中核市へ移譲されました。

なお、児童相談所設置市でもある本市には、障害児通所支援事業者および障害児入所施設についても同様の権限が移譲されました。

(3) 障害者総合支援法の施行

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年度より、障害者自立支援法を改正した障害者総合支援法が施行されました（完全施行は平成26年度）。

この法律による主な改正点は、次のとおりです。

1. 法律名の改正

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に改正しました。

2. 障害のある人の範囲の拡大（障害のある児童の範囲も同様です。）

「制度の谷間」を埋めるため、障害のある人の範囲に難病患者等を加えました。

3. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」については、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

4. 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象として、常時介護を要する重度の肢体不自由のある人だけでなく、常時介護を要する重度の知的障害のある人および精神に障害のある人を加えました。

5. ケアホームのグループホームへの一元化

共同生活を行う住居における介護サービスが柔軟に提供できるよう、ケアホームとグループホームがグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の推進を図りました。

6. 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援の対象として、生活保護法に基づく「救護施設・更生施設」や刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく「刑事施設」、少年院法に基づく「少年院」、更生保護事業法に基づく「更生保護施設」等に収容されている障害のある人等を加えました。

7. 地域生活支援事業への追加

地域生活支援事業に、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等を加えました。

2 障害者総合支援法および児童福祉法のサービス体系

(1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付における「介護給付」とは、「居宅介護（ホームヘルプ）」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所（ショートステイ）」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記13サービスの総称です。

図1 障害者総合支援法のサービス体系



(2) 相談支援

上記の障害福祉サービスに加えて、障害者総合支援法によるサービスには、「基本相談支援」や個別給付としての「計画相談支援」「地域相談支援」という相談支援に関するサービスがあります。また、障害のある児童にあっては、児童福祉法による「障害児相談支援」というサービスがあります。これらは、平成24年4月からの支給決定プロセスの見直しや対象者の拡大、相談支援体制の強化に伴い、その体系が再編・大別されました。

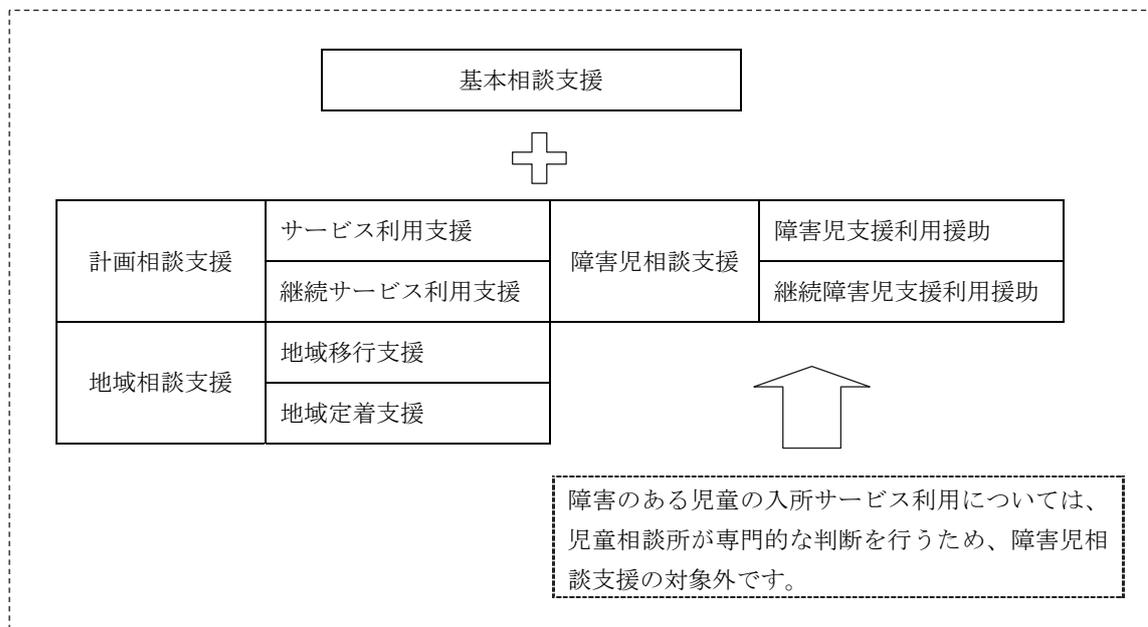
「計画相談支援」には「サービス利用支援^(注1)」と「継続サービス利用支援^(注2)」が、「地域相談支援」には「地域移行支援」と「地域定着支援」が、「障害児相談支援」には「障害児支援利用援助^(注1)」と「継続障害児支援利用援助^(注2)」がそれぞれあります。

(注1) サービス利用支援（児童にあっては、障害児支援利用援助）とは、サービスの支給決定前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後にはサービス事業者等との連絡調整等を行います。

(注2) 継続サービス利用支援（児童にあっては、継続障害児支援利用援助）とは、支給決定されたサービスの利用状況の検証（モニタリングといいます。）等を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

※ 利用するサービスの種類や年齢によって、サービス名が分かれています。それぞれの目的は同じです。

図2 相談支援の体系



(3) 児童福祉法に基づくサービス

障害のある児童に対するサービスは、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービスは障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は予算事業として実施してきましたが、平成24年4月より根拠規定が児童福祉法に一本化され、通所による支援は「障害児通所支援」、入所による支援は「障害児入所支援」と体系も再編されました。

また、「障害児通所支援」とは、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」をいい、「障害児入所支援」とは、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」をいいます。

3 計画の性格等

(1) 計画の性格

- ① この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく障害福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に即して策定しました。
- ② この計画は、「ノーマライゼーションプラン金沢2015（第4次金沢市障害者計画）」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。
- ③ また、「いしかわ障害者プラン2014（石川県障害者計画・石川県障害福祉計画）」や「かなざわ子育て夢プラン2015」「2013金沢市地域福祉計画」「長寿安心プラン2015（金沢市老人福祉計画・金沢市介護保険事業計画）」「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」との整合を図りました。

(2) 計画の範囲

- ① 障害福祉サービスの対象は、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人（発達障害のある人を含みます。以下同じ）および難病患者等です。
- ② この計画の対象地域は、金沢市ですが、石川中央障害保健福祉圏域をはじめとした周辺市町と連携しながら進めていきます。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

図3 計画の期間

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画		
第2次障害者計画(16年度～20年度)					第3次障害者計画 (21年度～26年度)						第4次障害者計画 (27年度～32年度)		

(4) 計画の達成状況の点検および評価（PDCAサイクル）

障害者総合支援法第88条の2において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています（これをPDCAサイクル^(注)といいます。）。

そのため、この計画に盛り込んだ事項については、障害者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、本市の障害者施策推進協議会および障害者自立支援協議会等において、各年度の達成状況の点検と評価を行い、必要があるときは計画の変更や見直し等の措置を講じます。

(注) 「PDCAサイクル」とは、様々な分野における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

4 基本目標

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ともに創り ともに生きる」社会をめざすノーマライゼーションプラン金沢2015（第4次金沢市障害者計画）を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を策定し、推進します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび相談支援ならびに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害の種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障害、知的障害および精神障害ならびに難病患者等という障害種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

また、地域生活支援拠点等の整備に当たっては、障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めます。

こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目（ライフステージ）を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

また、就労支援等については、障害のある人が一般就労に移行するためには、その受け皿となる職場を増やす必要があります。障害のある人の一般就労について民間企業等に働きかけるとともに、本市の事業等を実施する際には、障害のある人が働く施設等に優先的に発注をするなど、その収入（工賃等）の向上のための方策を実施します。

5 計画の策定方法

(1) 障害者計画・障害福祉計画アンケート調査によるニーズ等の把握

平成25年12月、「第4次金沢市障害者計画」および「第4期金沢市障害福祉計画」策定のための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を行いました。

なお、身体に障害のある人は18～64歳、知的障害のある人および精神に障害のある人は18歳以上、障害のある児童は18歳未満を調査対象としています。

表1 回収結果

単位：有効回答率は%、他は人

区 分	身体障害	知的障害	精神障害	障害のある児童	合 計
配 布 数	2,330	500	500	500	3,830
回 収 数	1,270	277	273	259	2,079
有 効 回 答 数 (うち区分認定者)	1,258 (270)	273 (134)	270 (46)	259 (-)	2,060 (450)
有 効 回 答 率	54.0	54.6	54.0	51.8	53.8

(2) 重症心身障害のある人およびその家族との意見交換会の開催

平成26年9月に、医療的ニーズの高い重症心身障害のある人およびその家族への支援としてどのような施策が望まれ、考えられるかを検討していくため、サービス利用の現状や生活状況等についての意見交換を行いました。

(3) 市民の意見の反映

障害のある人や市民の意見を反映させるため、市民フォーラムを平成26年11月と平成27年2月に開催するとともに、インターネット等を活用してのパブリックコメント（30日間の意見募集）を行いました。

(4) 金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会

障害のある人等の団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野からの代表からなる金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会において、この計画についての協議を行いました。



第1章

障害者手帳所持者・ 障害支援区分認定者

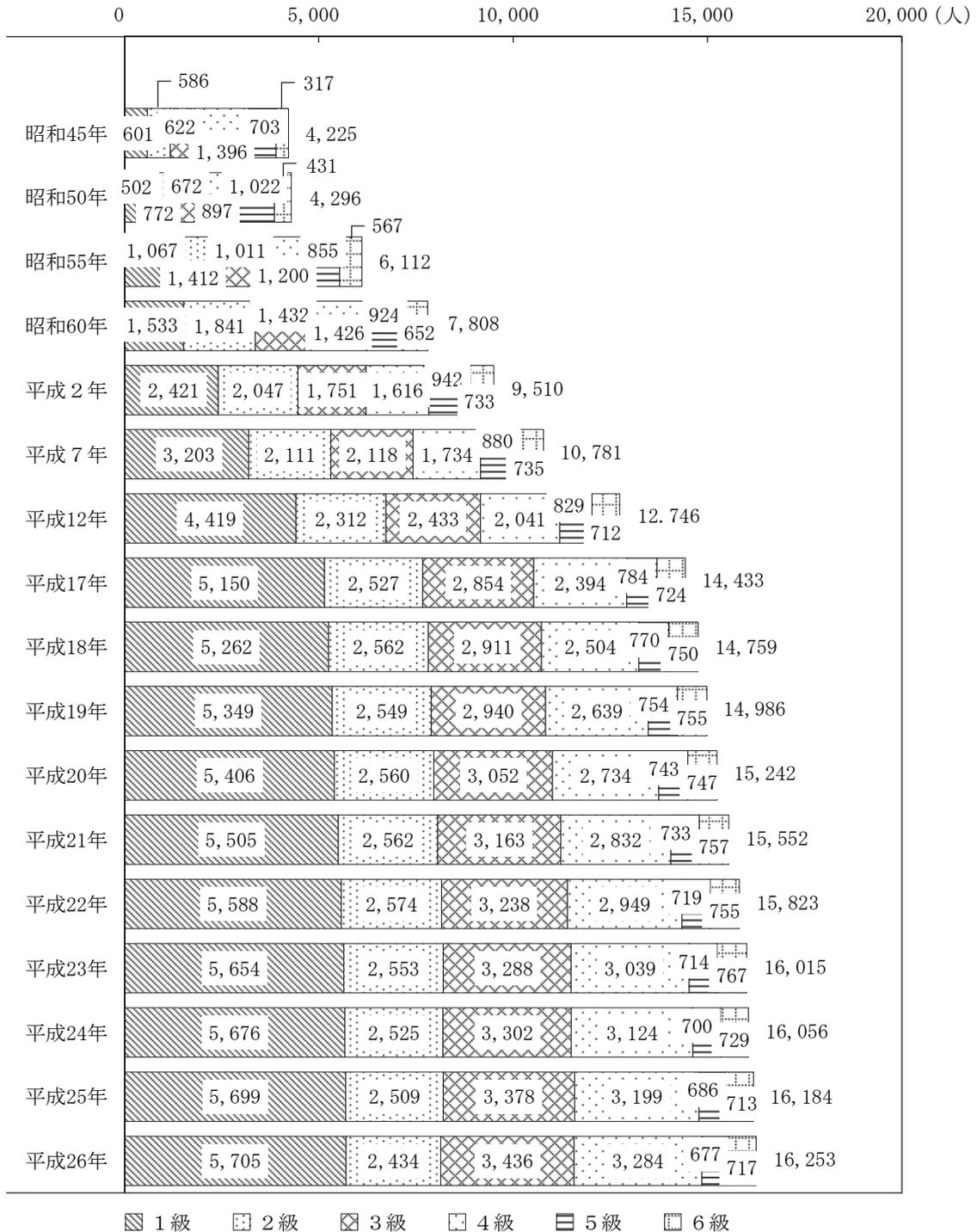


1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、平成26年3月末現在16,253人です。29年前の昭和60年の2倍以上となっています。障害等級別にみると、最重度の1級が最も増加しています。身体障害者手帳所持者、特に重度の手帳所持者の増加の主な要因は、高齢化です。

図1-1 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移



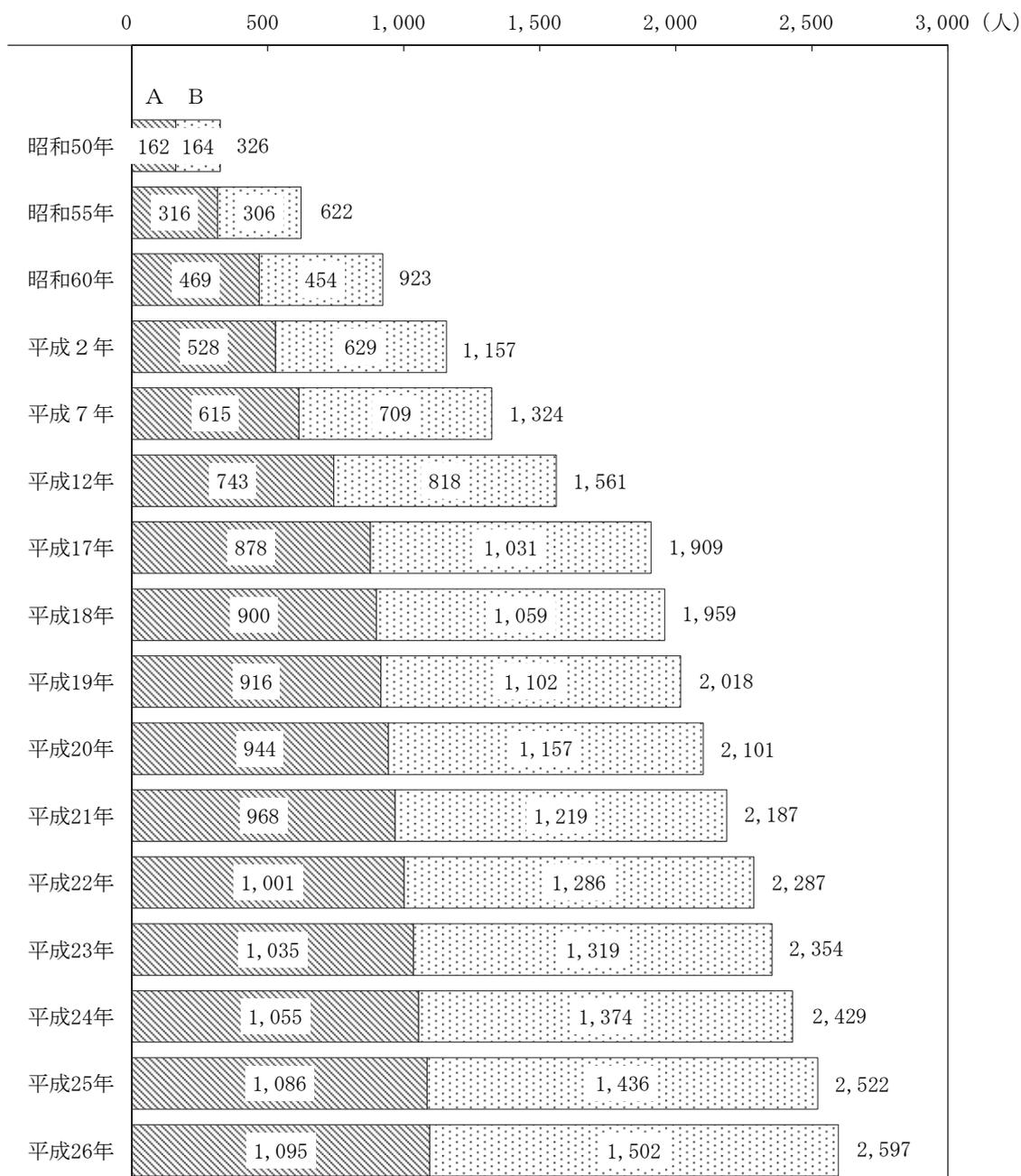
(注) 各年3月末現在

(2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。制度発足当初は、A（重度）およびB（その他）の2段階の区分でしたが、現在は、AⅠ（最重度）、AⅡ（重度）、A身（障害の程度は中度であって身体障害を重複している人）、BⅠ（中度）およびBⅡ（軽度）の5段階としています。

図1-2でみると、制度が十分浸透していなかった昭和50年は326人でしたが、その後一貫して増加しており、平成26年には2,597人になっています。

図1-2 療育手帳所持者数の推移



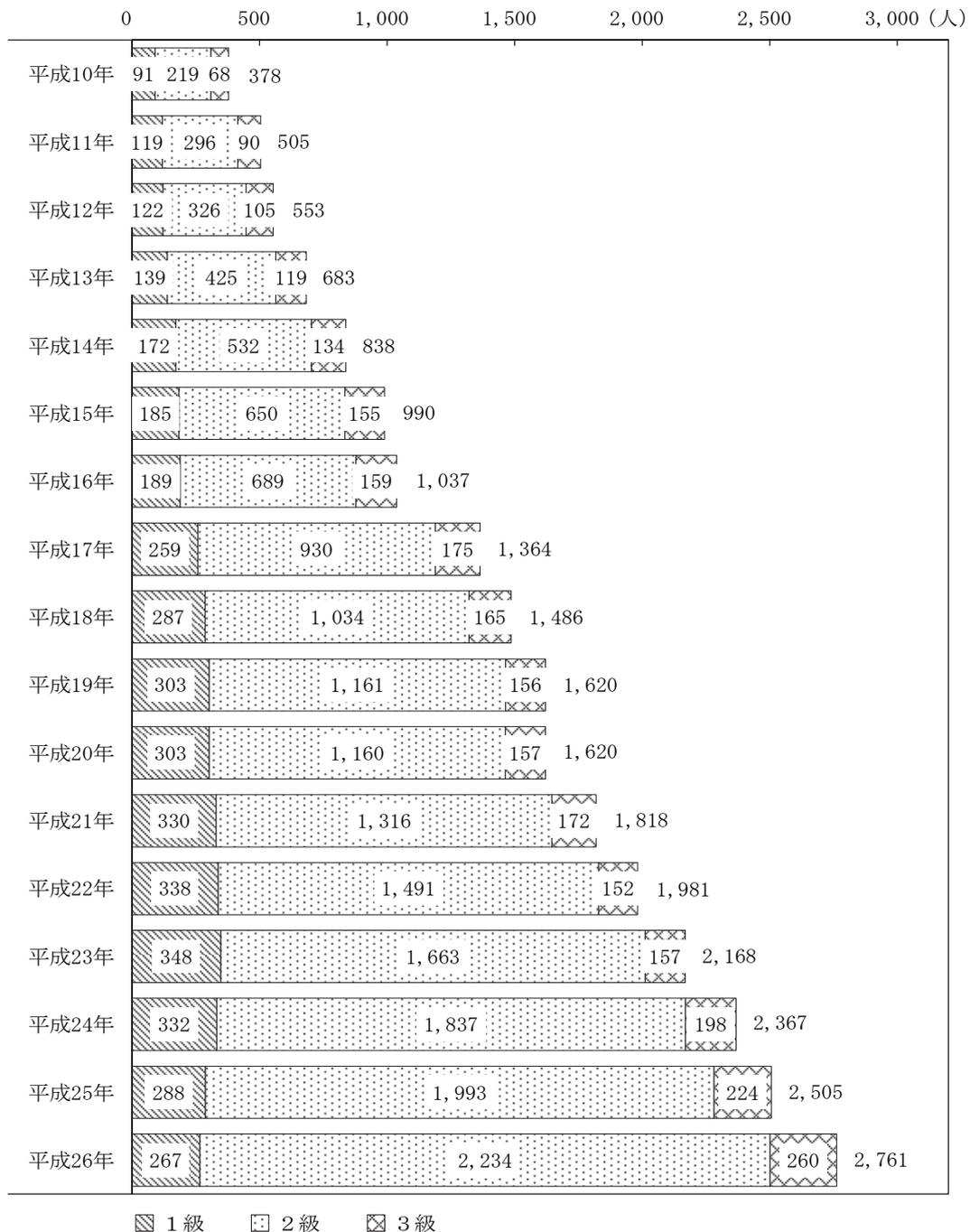
(注) 各年3月末現在

(3) 精神に障害のある人

① 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成7年に精神保健法が改正され、法律名も「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。しかし、精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けずに、精神通院医療を受けている人も多くいるため、精神に障害のある人の実数は手帳所持者数を大きく上回ると考えられます。

図1-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

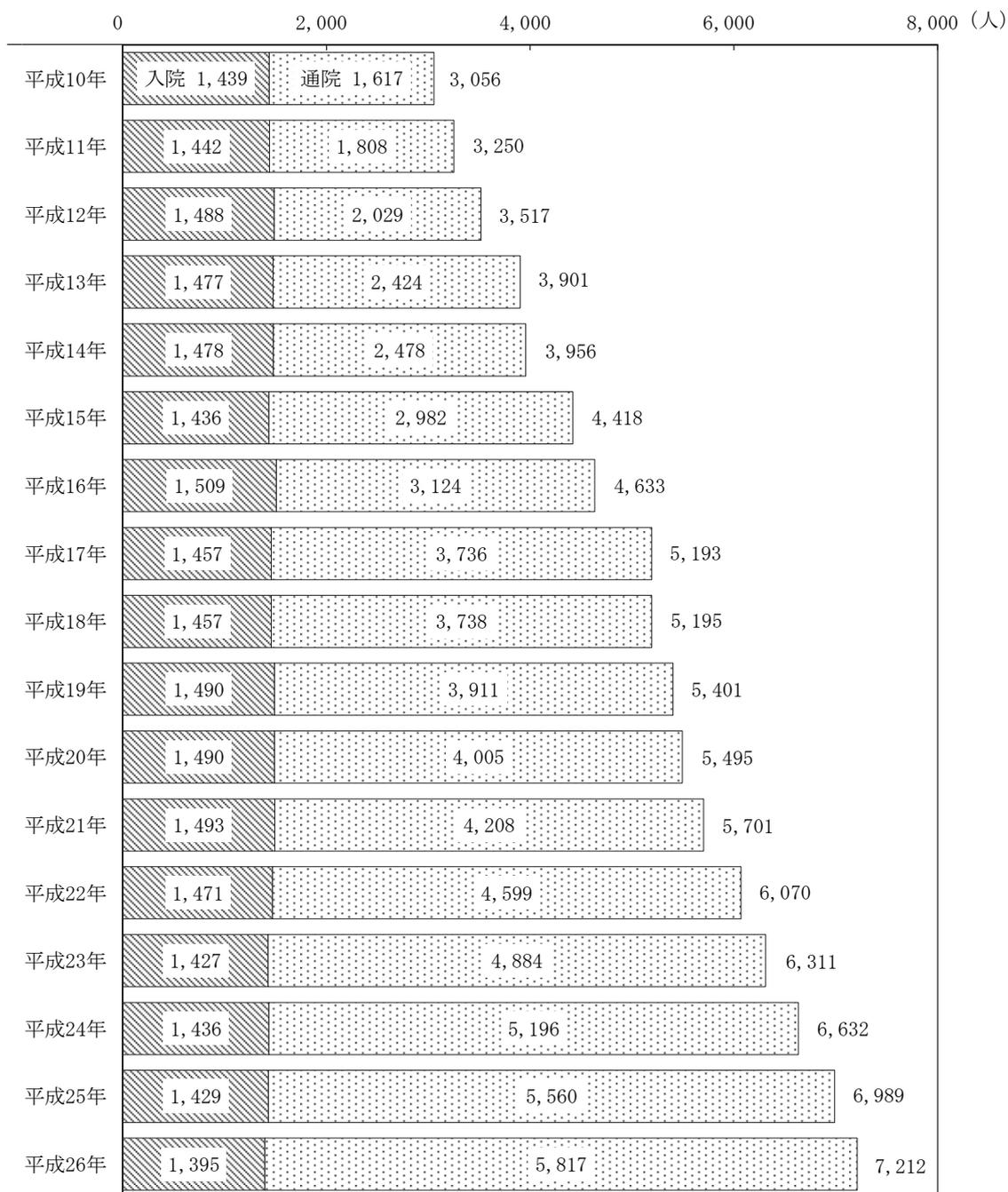


(注) 各年3月末現在

② 精神障害医療受給者数

平成26年6月末日現在の精神に障害のある人の入院患者1,395人と精神通院医療受給者数5,817人を合計した7,212人が精神に障害のある人の実数に近い数と考えられます。

図1-4 精神障害医療受給者数の推移



(注) 1 各年6月末日現在

2 「通院」は精神障害者通院医療費公費負担医療受給者数

資料：「病院報告」

2 障害支援（程度）区分認定者等

(1) 障害支援（程度）区分認定者数

障害者総合支援法の障害支援区分（平成25年度までは「障害程度区分」でした。）は、区分1～6の6段階となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます。）利用者については、区分A～Cの3段階となっていました。平成26年7月現在の認定者数は1,870人です（図1－5）。この認定者数は、3つの手帳所持者の合計の8.7%に当たります。

なお、図1－5の障害支援（程度）区分認定者数は、18歳以上の障害のある人を対象としており、18歳未満の障害のある児童については、①発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること、②乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、③現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けられていません。

障害福祉サービスのうち、表1－1のサービスは該当する障害支援区分の認定を受けなければ利用できません。訓練等給付など、表1－1に該当しないサービスであっても、障害支援区分の一次判定を受けなければなりません。

図1－5 障害支援（程度）区分認定者数の推移

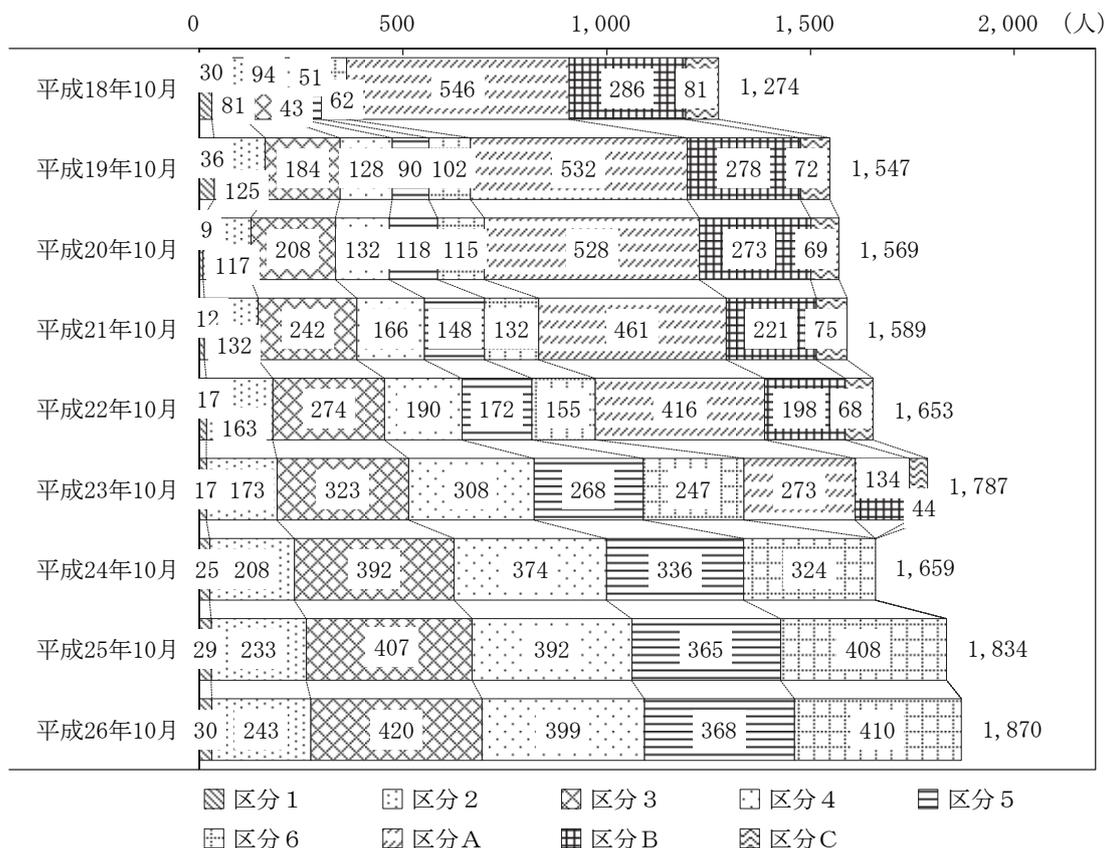


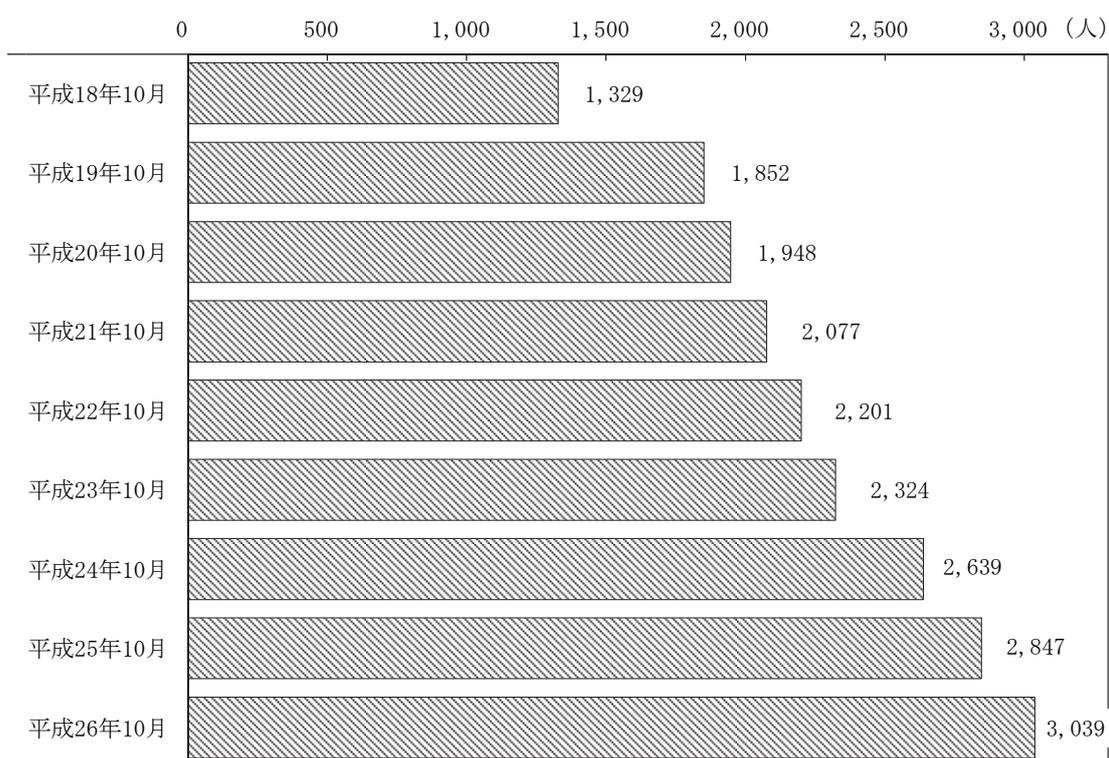
表1-1 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上、かつ、他に該当条件あり）	短期入所	区分1以上
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
同行援護	身体介護を伴う場合は区分2以上（他に調査項目・該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）		

(2) 障害福祉サービス支給決定者数

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図1-6は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続け、平成26年10月には3,039人になりました。

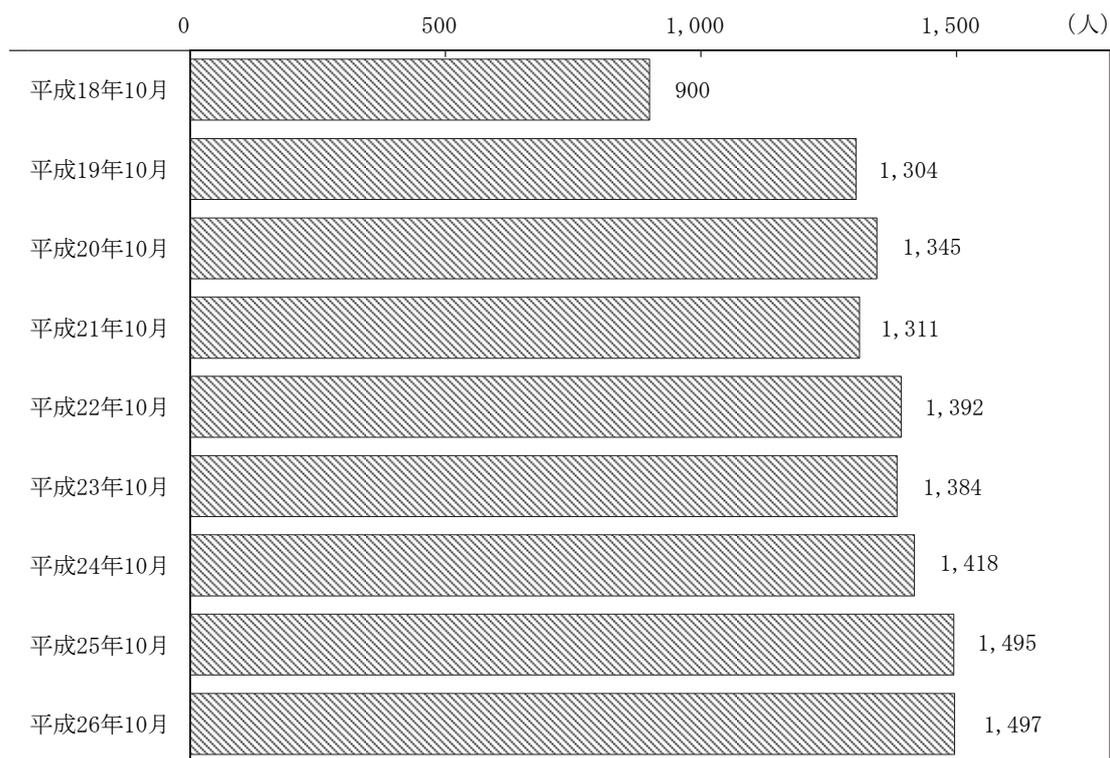
図1-6 障害福祉サービス支給決定者数の推移



(3) 地域生活支援事業利用決定者数

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業および地域活動支援センター事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図1-7は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者数ほどの増加は見られません。

図1-7 地域生活支援事業利用決定者数の推移



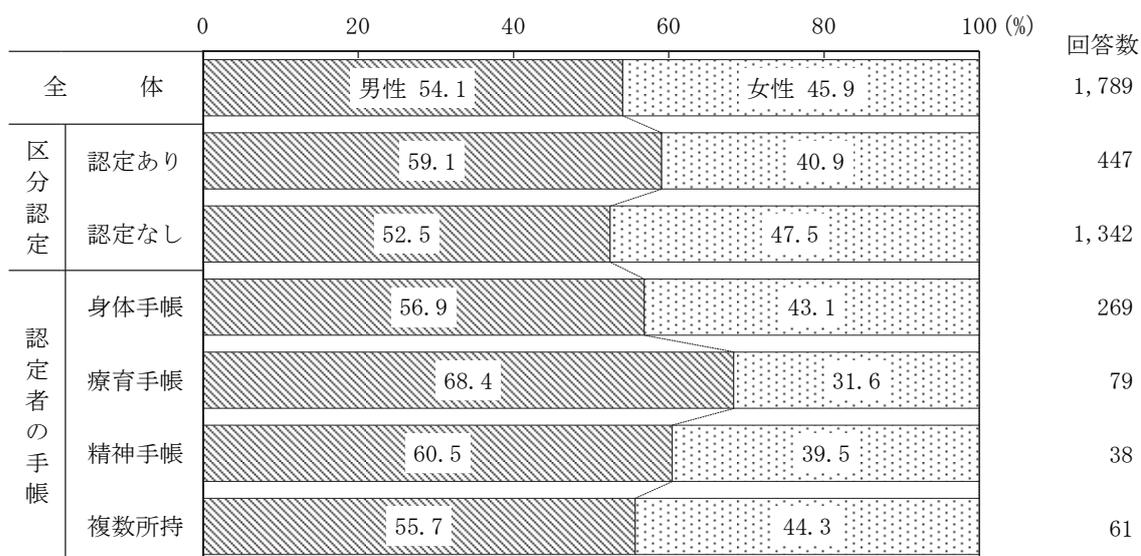
3 障害支援区分認定者の属性

ここでは、平成25年12月に行った金沢市障害者計画・障害福祉計画アンケート結果から、障害支援区分認定者の属性等を把握します。調査結果の比率（％）は、無回答を除いて計算しています。

(1) 性別・年齢

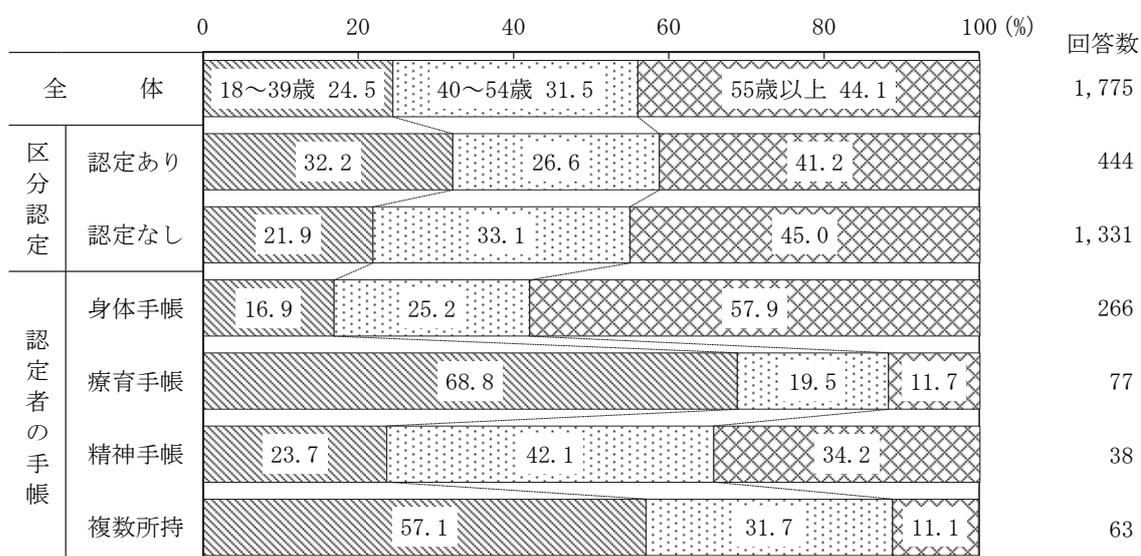
障害者手帳所持者の性別は、女性より男性が高くなっています。

図1-8 性別



障害者手帳所持者を年齢別にみると、40歳未満の占める割合が高いのは「療育手帳所持者」と手帳の「複数所持者」、40歳以上の占める割合が高いのは身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者です。

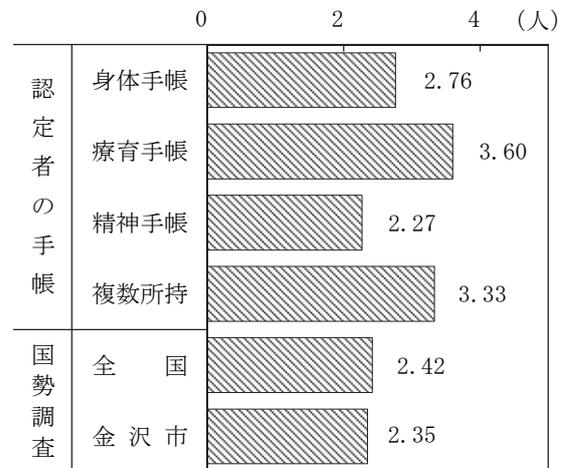
図1-9 年齢別



(2) 家族の平均人数

「療育手帳所持者」および手帳の「複数所持者」の障害支援区分認定者の家族の平均人数は、それぞれ3.60人、3.33人となっており、平成22年国勢調査の全国平均2.42人、金沢市平均2.35人を上回っています。

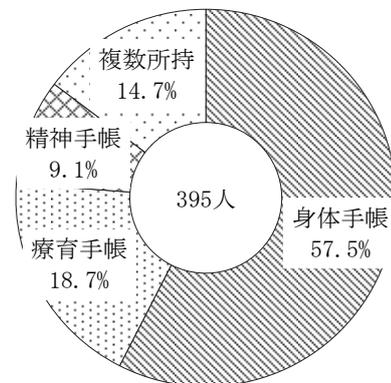
図1-10 家族の平均人数



(3) 障害者手帳所持者の比率

図1-11は、障害支援区分認定者に占める各種手帳所持者の比率を示しています。「身体障害者手帳所持者」の比率が57.5%と最も高く、次いで「療育手帳所持者」が18.7%、手帳の「複数所持者」が14.7%となっています。

図1-11 障害支援区分認定者に占める各種手帳所持者の比率





第2章

サービス受給者のニーズ等



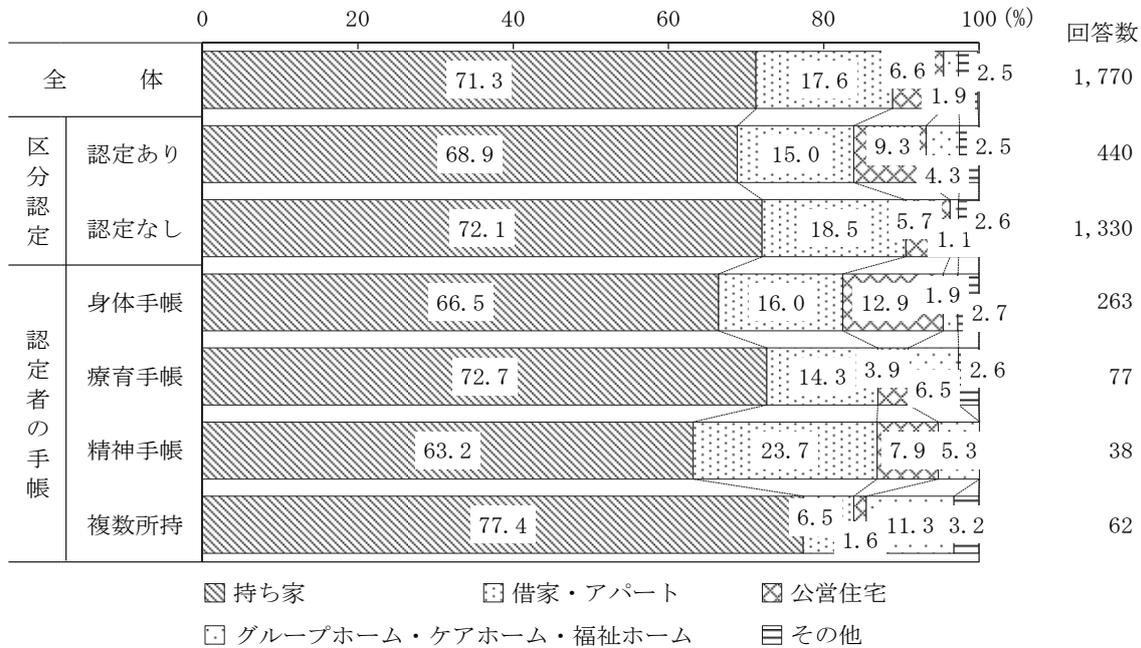
本章は、平成25年12月に実施した金沢市障害者計画・障害福祉計画アンケート結果から、必要部分を抜粋したものです。本調査結果について詳しくお知りになりたい方は、「金沢市障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」（2014年(平成26年)3月）をご覧ください。

なお、本章の調査結果の比率（％）は、無回答を除いて計算しています。

1 住居・生活場所

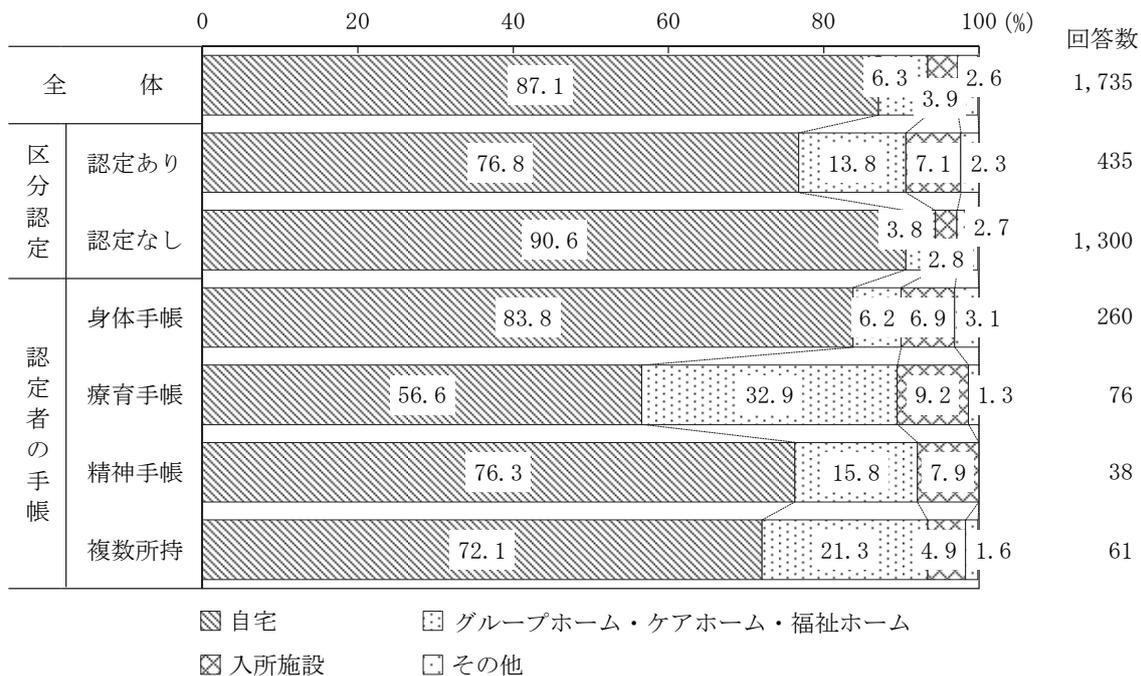
現在の住まいは、「持ち家」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所有者の「借家・アパート」もかなり高い率です。

図2-1 現在の住まい



今後の生活場所については、「自宅（持ち家、借家、公営住宅等）」の率が最も高くなっていますが、療育手帳所有者および手帳の複数所持者の「グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム」が20%を超えています。

図2-2 これからの生活をどこで送りたいか



2 就 労

(1) 就労状況と勤務形態

図2-3により仕事や通学の状況を見ると、「仕事をしている」率は、知的障害のある人の率が高く、精神に障害のある人の率が低くなっています。

図2-3 仕事や通学の状況

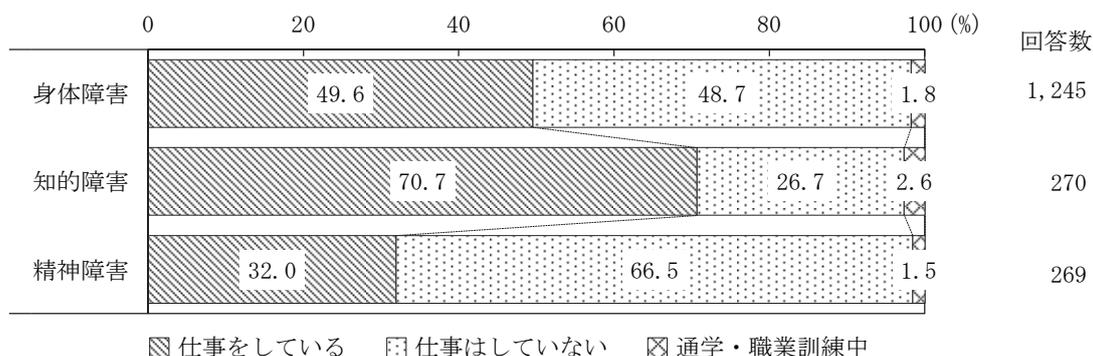
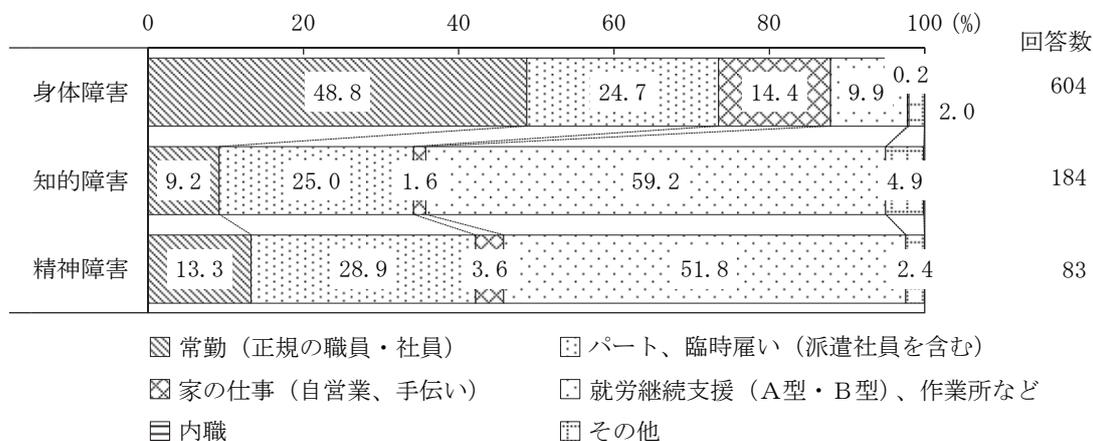


図2-4は、図2-3で「仕事をしている」と答えた人の勤務形態をみたものです。「常勤（正規の職員・社員）」は身体に障害のある人の率が高く、「就労継続支援（A型・B型）、作業所など」は知的障害のある人と精神に障害のある人の率が高くなっています。

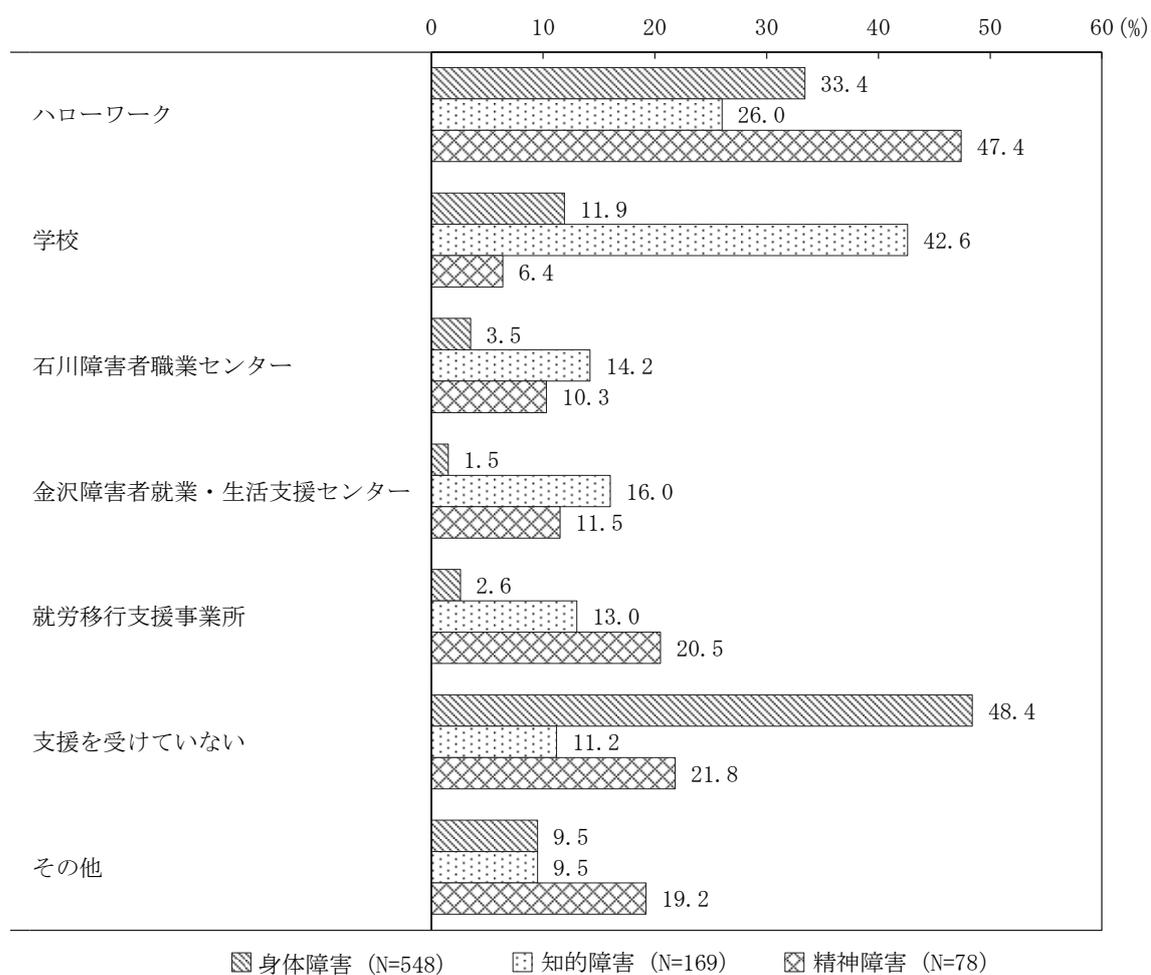
図2-4 勤務形態



(2) 就職するときの支援

就労している人に対する「就職するときに、どこかの支援を受けましたか」という設問に対して、身体に障害のある人は「ハローワーク」(33.4%)、知的障害のある人は「学校」(42.6%)、「ハローワーク」(26.0%)、精神に障害のある人は「ハローワーク」(47.4%)などが高くなっています。身体に障害のある人の「支援を受けていない」が48.4%と高い率です。

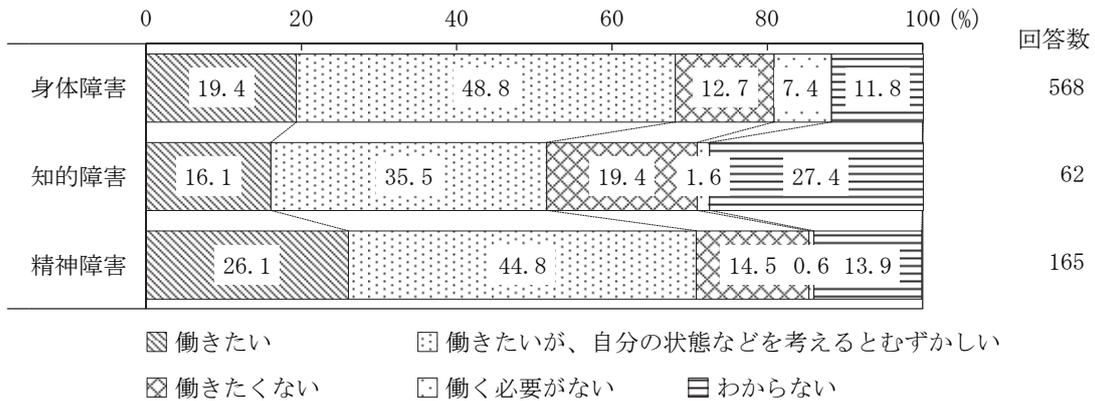
図2-5 就職するときの支援（複数回答）



(3) 今後、働きたいか

働いていない人に就労意向をたずねたところ、すべての障害の種類で「働きたいが、自分の状態などを考えるとむずかしい」が最も高くなっています。「働きたい」は、精神に障害のある人（26.1%）が比較的高くなっています。

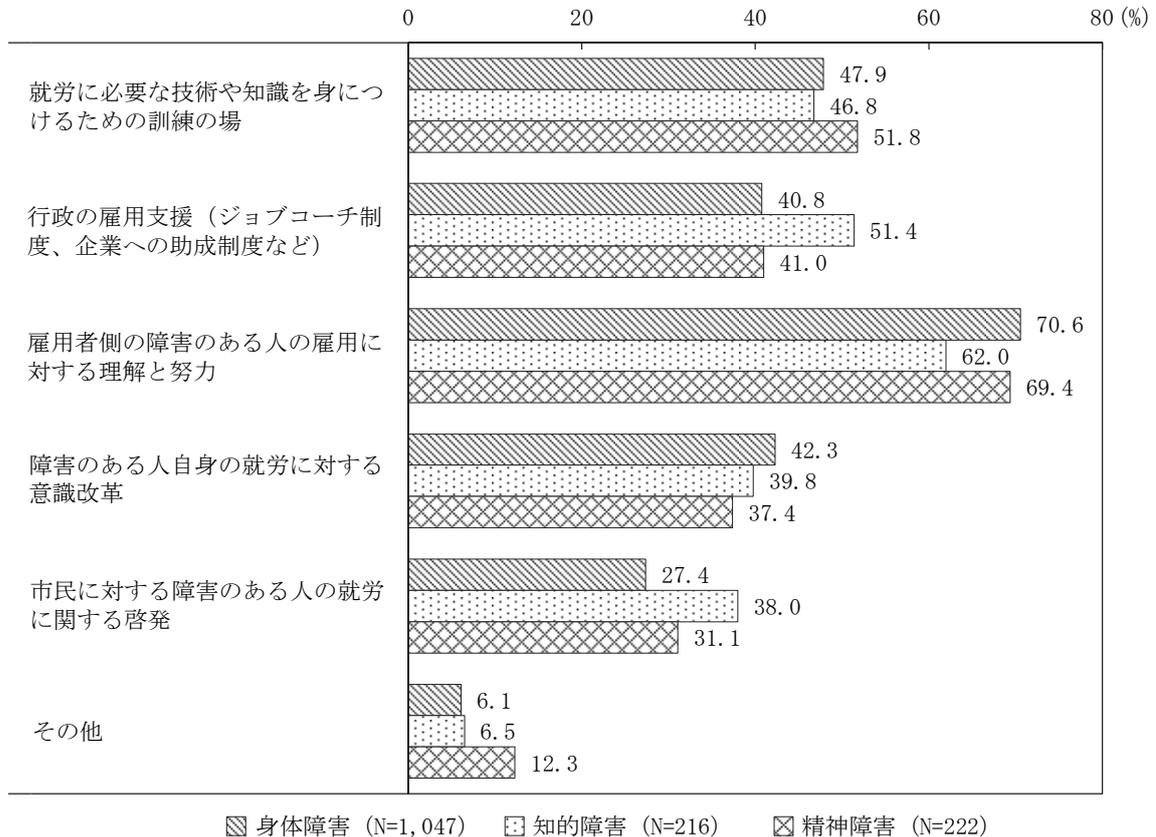
図2-6 今後、働きたいか



(4) 就労促進のために必要なこと

「障害のある人の就労を促進するため、何が必要と考えますか」という設問に対しては、「雇用者側の理解と努力」「就労訓練の場」「行政の雇用支援」などが高い割合を占めています。

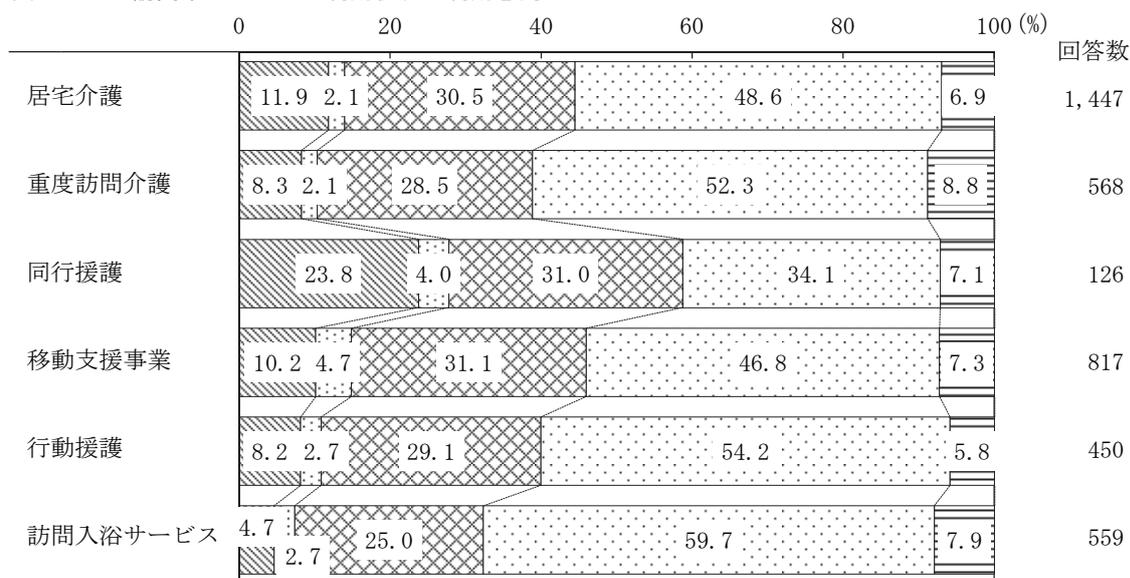
図2-7 障害のある人の就労促進に必要なこと（複数回答）



3 訪問系サービス

図2-8の訪問系サービスのうち、重度訪問介護と訪問入浴サービスは身体に障害のある人（上肢・下肢・体幹）、行動援護は療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者、同行援護は視覚に障害のある人を調査対象としました。同行援護は、視覚に障害のある人の23.8%が「利用している」と答えています。「利用したことはないが、今後利用したい」は、いずれのサービスにおいても30%前後の高い率を示しています。

図2-8 訪問系サービスの利用状況と利用意向



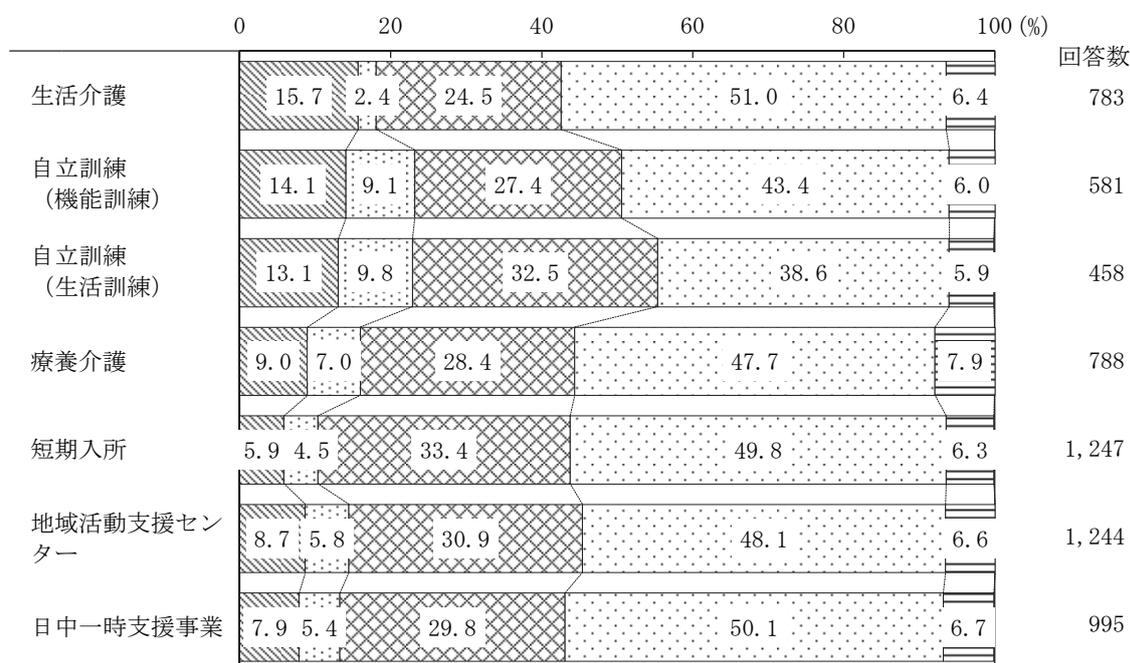
利用している
 今は利用していないが、利用したことはある
 利用したことはないが、今後利用したい
 利用したことはなく、今後も利用しない
 その他

4 日中活動系サービス

図2-9の日中活動系サービスのうち、生活介護と療養介護は身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者、自立訓練（機能訓練）は身体に障害のある人（上肢・下肢・体幹）、自立訓練（生活訓練）は療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者を調査対象としました。「利用したことはないが、今後利用したい」は、訪問系サービスと同様にいずれのサービスにおいても30%前後の高い率を示しています。

なお、図2-9の7事業のうち、生活介護、療養介護および短期入所を利用するには障害支援区分の認定が必要です。

図2-9 日中活動系サービスの利用状況と利用意向

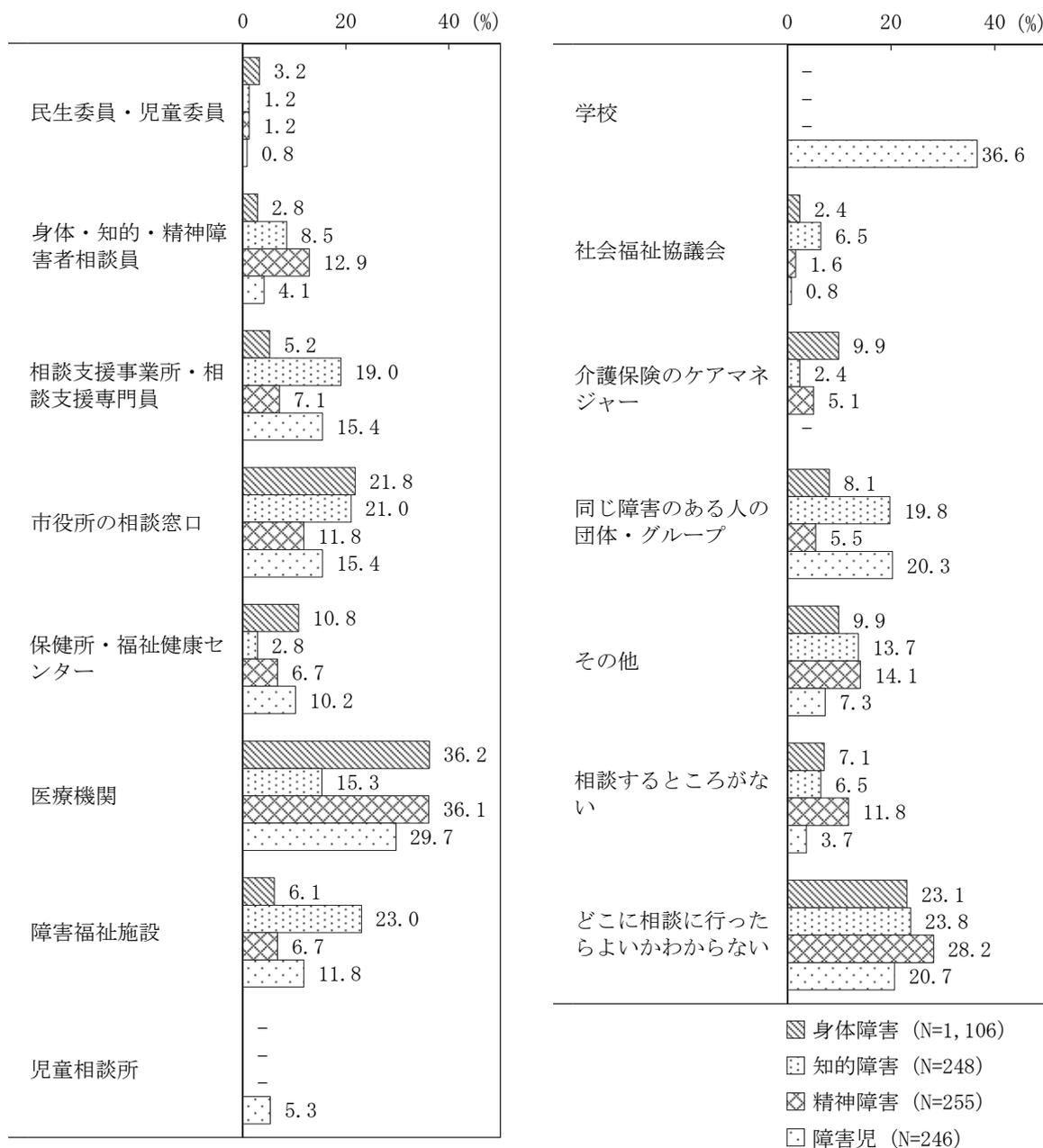


利用している
 今は利用していないが、利用したことはある
 利用したことはないが、今後利用したい
 利用したことはなく、今後も利用しない
 その他

5 相 談

医療・福祉サービスなどについての相談先としては、身体に障害のある人と精神に障害のある人は「医療機関」、知的障害のある人は「障害福祉施設」、障害のある児童は「学校」が最も高くなっています。また、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が高い率となっています。

図2-10 相談先（複数回答）

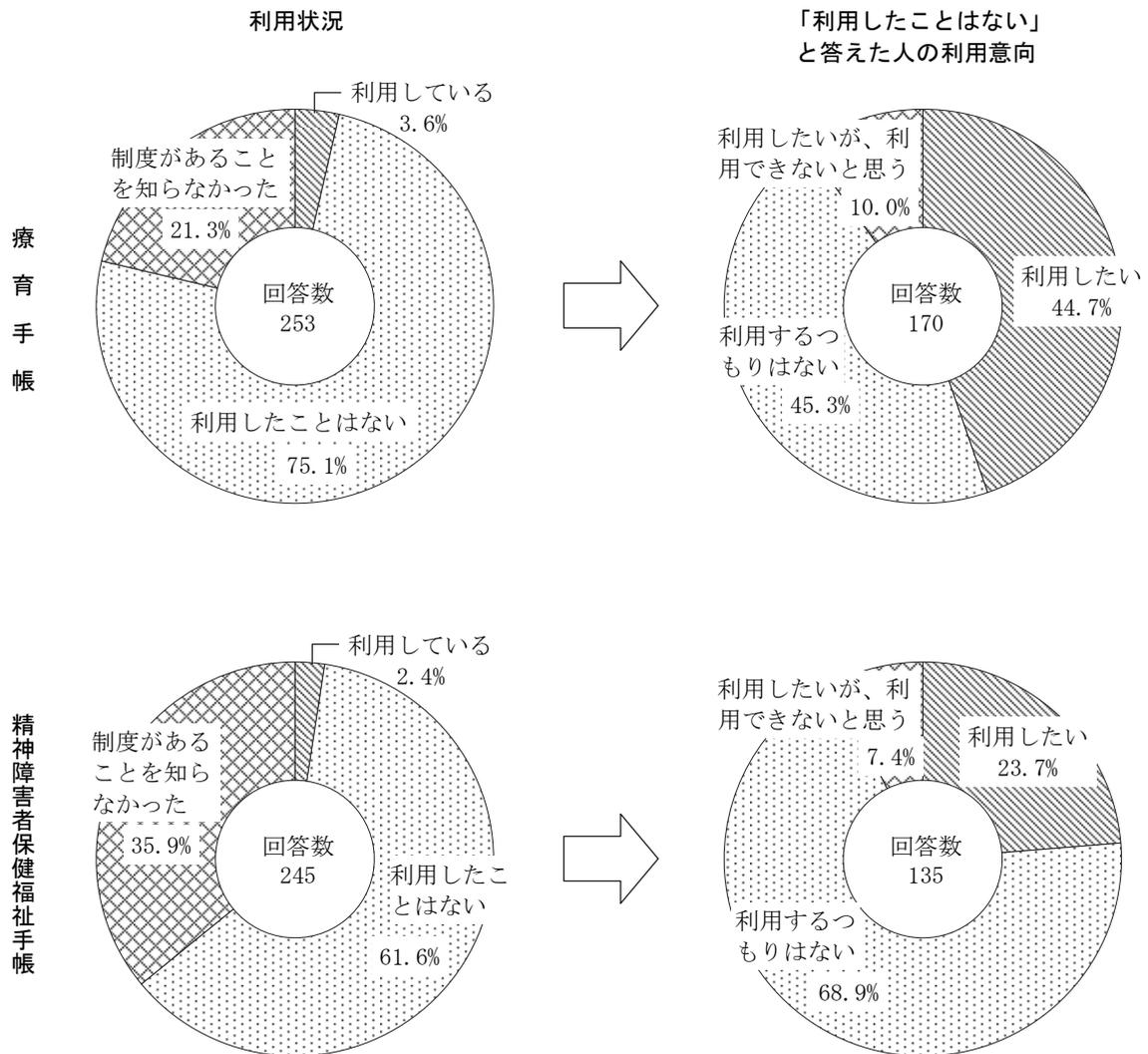


(注) 「介護保険のケアマネジャー」は障害のある児童にはなく、「児童相談所」「学校」は障害のある児童のみの選択肢となっている。

6 成年後見制度

成年後見制度を「利用している」のは、知的障害のある人が3.6%（9人）、精神に障害のある人が2.4%（6人）です。「制度があることを知らなかった」は、知的障害のある人が21.3%、精神に障害のある人が35.9%あります。「利用したことはない」と答えた人の利用意向は、「利用したい」が知的障害のある人で44.7%、精神に障害のある人で23.7%となっています。

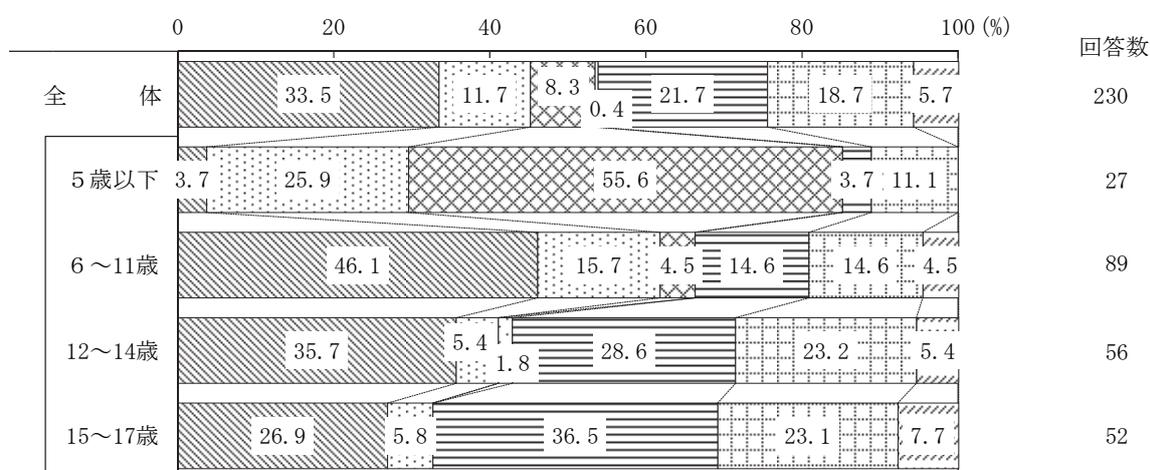
図2-11 成年後見制度の利用状況と利用意向



7 放課後等デイサービス

放課後や学校の休業日または夏休み等の長期休業中に障害のある児童が通い、訓練等を受ける放課後等デイサービスについては、6～11歳（小学生に該当）の46.1%、12～14歳（中学生に該当）の35.7%、15～17歳（高校生に該当）の26.9%が「放課後等デイサービスに通っている。または、通っていた」と答えています。また、5歳以下の55.6%が「小学校へ入学したら利用したい」と答えています。「希望したが、入れてもらえなかった」は、全体の0.4%（1人）となっています。

図2-12 放課後等デイサービス（障害のある児童）



- 放課後等デイサービスに通っている。または、通っていた
- ▨ 利用していないが、これから利用したい
- ▩ 小学校へ入学したら利用したい
- 希望したが、入れてもらえなかった
- ▤ 希望しない。または、希望しなかった
- ▧ 放課後等デイサービスは知らない。または、知らなかった
- ▦ その他



第 3 章

重点施策



1 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制に関する制度の動向

平成22年12月に整備法が成立し、障害のある人の相談支援体制の充実・強化が図られました。主な内容は以下のとおりです。

- ・ 障害福祉サービス支給決定プロセスの見直し
- ・ サービス等利用計画作成の対象者の拡大
- ・ 基幹相談支援センター、自立支援協議会の法定化

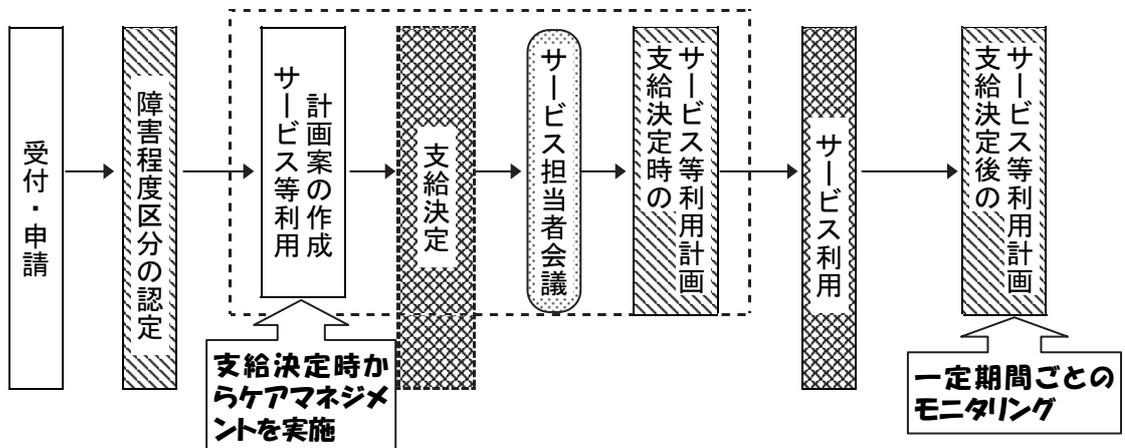
① 障害福祉サービス支給決定プロセスの見直し

上記の法改正により障害福祉サービスの支給決定プロセスが見直され、市町村が障害福祉サービスの支給決定をする前に、相談支援事業所が障害のある人のニーズ等を把握し、「サービス等利用計画案」を作成することとなりました。市町村は作成されたサービス等利用計画案などを勘案して、本人の生活や支援の実態にあった支給決定を行うこととなります。サービス等利用計画案は市町村が行う支給決定の根拠となります。

② サービス等利用計画作成の対象者の拡大

以前の制度での「サービス利用計画」は、対象者が非常に限定されていましたが、この法改正により、原則障害福祉サービスを利用するすべての人に「サービス等利用計画」が作成されることとなり、対象が大幅に拡大されました。平成24年度から段階的に拡大し、平成27年度から完全施行することとなっています。

図3-1 障害福祉サービス支給決定プロセス



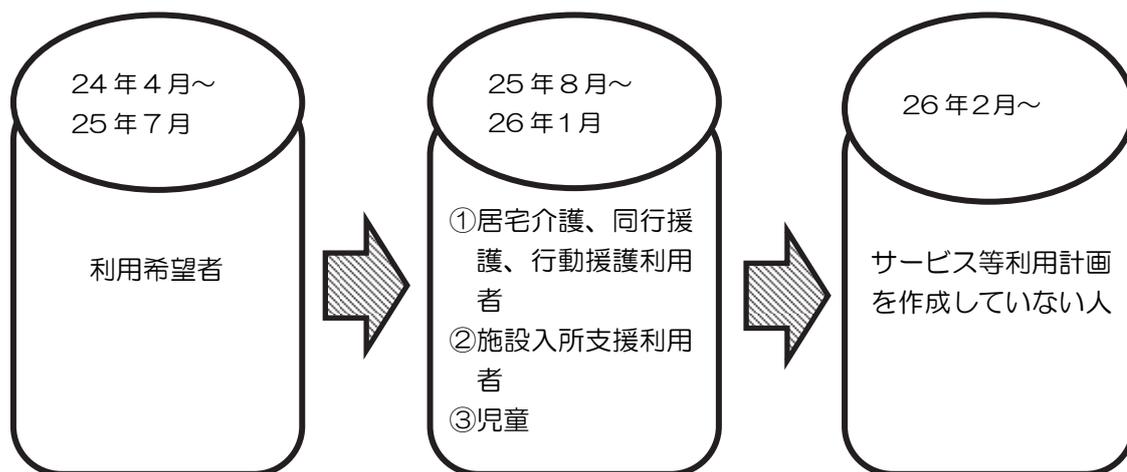
(出典) 平成23年10月31日厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議等資料

(2) サービス等利用計画

① 本市におけるサービス等利用計画利用者の拡大スケジュールと利用者数等の推移

本市では、下記のスケジュールにて障害福祉サービス利用者に順次ご案内し、サービス等利用計画利用者の拡大を図ってきました。

図3-2 サービス等利用計画利用者の拡大スケジュール



本市で支給決定をしている人のうち、実際にサービス等利用計画を作成した人数等は次表のとおりです。

表3-1 サービス等利用計画作成人数

区 分	平成25年12月	平成26年3月	平成26年6月	平成26年9月	平成26年12月
障害福祉サービス利用者数 (人)	3,148	3,170	3,272	3,347	3,409
サービス等利用計画作成者数 (人)	492	703	1,127	1,568	1,900
進 捗 率 (%)	15.6	22.2	34.4	46.8	55.7

また、市内の相談支援事業所数と、サービス等利用計画作成の担い手である相談支援専門員の人数は次表のとおりです。

表3-2 市内の相談支援事業所数と相談支援専門員数

区 分	平成25年12月	平成26年3月	平成26年6月	平成26年9月	平成26年12月
相談支援事業所数(か所)	22	29	32	32	34
相談支援専門員数 (人)	43	53	63	62	73

② 今後の方針

本市では以下のことを実施し、サービス等利用計画利用者の拡大を図るとともに、制度

を浸透させ、相談支援事業の質の向上を図っていきます。

a 相談支援事業所研修会の開催

本市では平成24年度より、年2回程度相談支援事業所を対象とした研修会を開催しています。相談支援の質のさらなる向上をめざし、今後も継続して開催します。

b 相談支援事業所の開設について勧奨（依頼）

障害福祉サービス提供事業所に相談支援事業所開設を勧奨（依頼）し、相談支援事業所・相談支援専門員の増加を目指します。

c 相談支援事業所・サービス提供事業所との連携

相談支援事業所・障害福祉サービス提供事業所と密に連携し、障害福祉サービス利用者個々の状況を把握しながら、サービス等利用計画の利用者を拡大していきます。

d 制度の周知

これまでどおり障害福祉サービス利用者に順次サービス等利用計画について案内していくとともに、サービス等利用計画の制度やその必要性等について周知していきます。

(3) 基幹相談支援センターの設置検討

① 基幹相談支援センターの概要

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設とされており、平成24年4月1日に法定化されました（障害者総合支援法第77条の2）。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとされています。

a 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

b 地域の相談支援体制の強化の取組み

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化

の取組み（連携会議の開催等）

c 地域移行・地域定着の促進の取組み

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

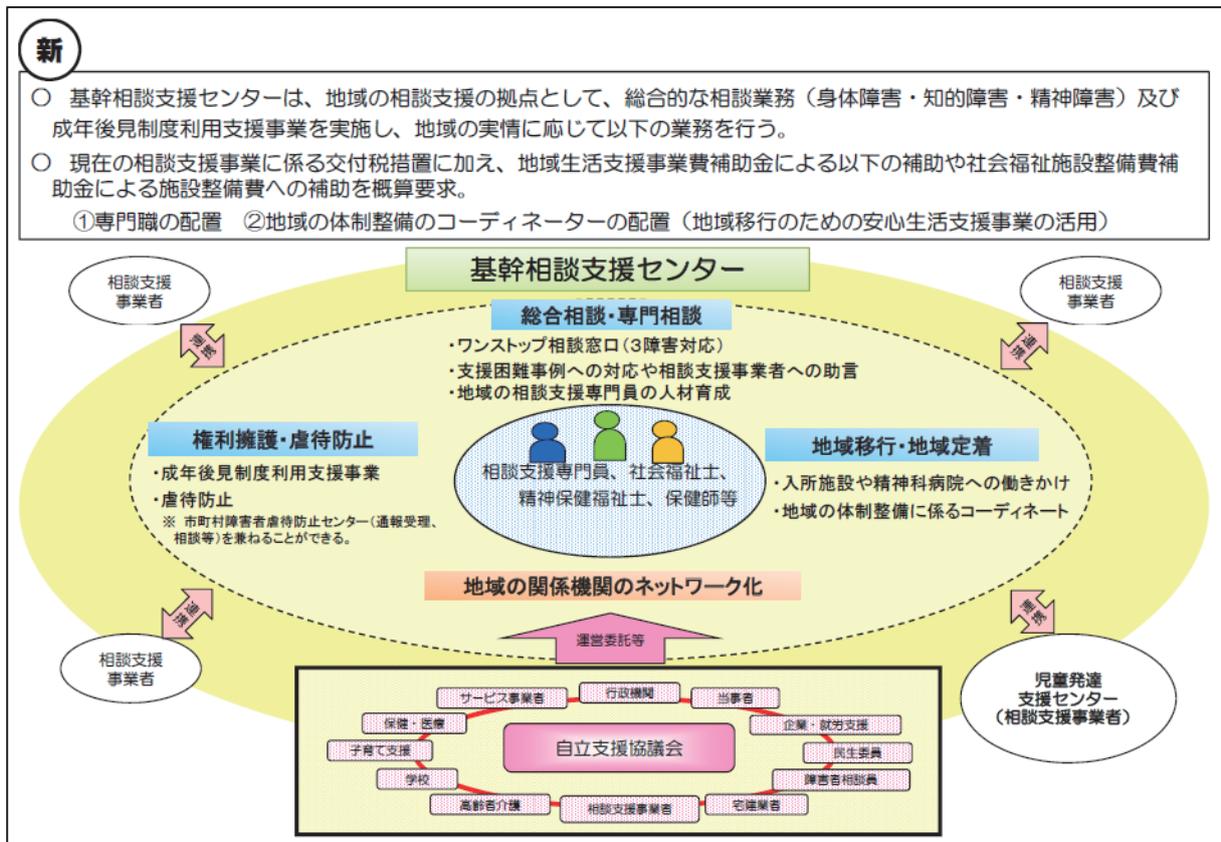
（注）基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図ります。

d 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組み

また、基幹相談支援センターの人員体制については、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員を配置することが期待されます。

図3-3 基幹相談支援センターの役割のイメージ



（出典）平成23年10月31日厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議等資料

② 今後の方針

平成27年度に自立支援協議会の中に基幹相談支援センター設置等検討専門部会を設置し、基幹相談支援センターの設置について検討します。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

① 地域における居住支援のあり方

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉障害施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議において、「障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされています。

また、障害のある人の自立支援の観点から、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図る必要があります。

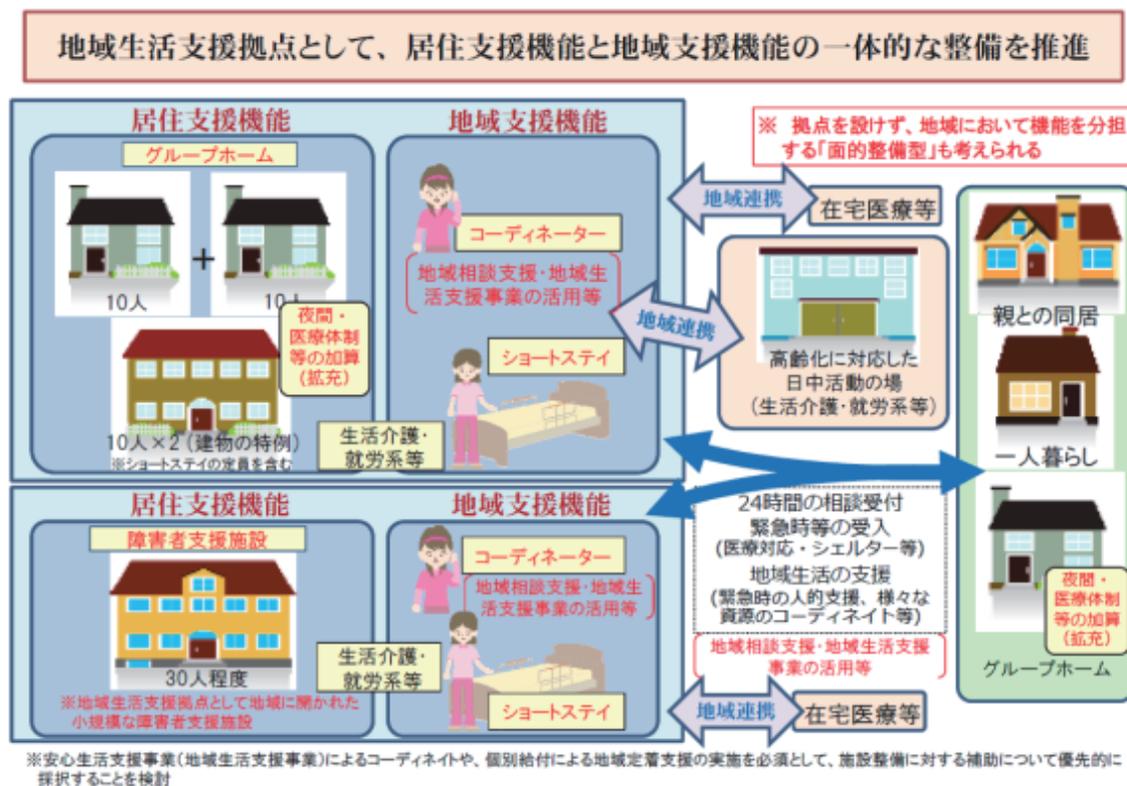
今後、障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目をとらえて、中長期的視点に立った継続した支援を行っていくことも大切です。

② 地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために、下記のような機能が必要であると思われる。

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（ひとり暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

図3-4 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）



(出典) 平成25年12月26日厚生労働省社会保障審議会障害者部会第54回資料

③ 今後の方針

平成27年度に自立支援協議会の中に基幹相談支援センター設置等検討専門部会を設置し、基幹相談支援センターの設置とあわせて地域生活支援拠点等の整備について検討を行い、平成29年度末までに市内に地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目指します。

(5) 障害者虐待防止

① 障害者虐待防止センター

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」といいます。）が平成24年10月1日から施行されたことにとともに、障害福祉課内に虐待防止センターを設置しました。

虐待防止センターの業務として

- ・ 障害者虐待の通報や届け出の受理（24時間365日対応）
- ・ 障害者虐待に関する養護者や障害のある人等に関する相談・助言・指導
- ・ 障害者虐待防止に関する広報・啓発

などがあります。また、市内4か所の相談支援事業所に通報・届け出の受理等のセンター業務の一部を委託しています。

(虐待防止センターの業務の一部を委託している相談支援事業所)
 相談支援事業所あるふぁ 石川療育センター オープンセサミ城南 ピアサポートいしびき

② 高齢者・障害者虐待防止連絡会

平成26年2月に従来の高齢者虐待防止連絡会を拡充し、障害者等福祉関係団体、障害福祉サービス事業者等、医師、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、人権擁護委員、地域包括支援センター等で構成する「高齢者・障害者虐待防止連絡会」を設置しました。自立支援協議会等も活用し、ネットワークの構築、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組んでいます。

表3-3 高齢者・障害者虐待防止連絡会構成組織（平成27年3月現在）

区 分	組 織 名
有識者	金沢地方法務局 金沢人権擁護委員協議会金沢支部 石川県警察本部 金沢市医師会 金沢弁護士会 石川県司法書士会 石川県社会福祉士会 石川県精神保健福祉士会 石川県相談支援専門員協会
高齢者、障害のある人代表	金沢市身体障害者団体連合会 金沢市精神障害者家族連合会 金沢手をつなぐ親の会 認知症の人と家族の会
地域代表	金沢市社会福祉協議会 金沢市民生委員児童委員協議会
事業者代表	金沢市介護サービス事業者連絡会（居宅介護支援部会、訪問介護部会） 金沢市社会福祉協議会（障害児・者福祉施設連絡会、老人福祉施設連絡会）
その他	金沢市地域包括支援センター連絡会

③ 今後の方針

障害福祉サービス事業所従事者等に対する障害者虐待防止研修の開催、市民に対する虐待防止の広報、周知をするなど、障害者虐待を防止する取組みを強化します。また、市民からの虐待通報があった場合の迅速な対応や、被虐待者や養護者に対する支援など、センターの体制の一層の充実を図ります。

2 障害のある児童への支援の充実

(1) 障害のある児童に関する制度

障害のある児童に関する制度は、平成20年に国に設置された「障害児支援の見直しに関する検討会」において、専門機関による保育所等への巡回支援の実施、通所・入所施設の再編・一元化、放課後型デイサービスの創設、通所や相談支援に係る市町村の責任の強化、重症心身障害児（者）通園事業の法定化等の提言がなされたことを受け、これらの内容が障害福祉施策全般の見直し等とあわせて平成22年12月の整備法に盛り込まれ、平成24年4月より現在のサービス・施設体系となっています。

具体的には、障害のある児童の通所支援事業に関しては、従来の障害種別で分かれていた施設体系（知的障害児通園施設や肢体不自由児通園施設など）が児童デイサービスも含めて再編・一元化され「児童発達支援（学校に就学していない乳幼児が対象）」となりました。また、その中で重症心身障害児（者）通園事業も法定サービスとして位置付けられました。さらに、放課後型のデイサービスとして「放課後等デイサービス（学校に就学している児童が対象）」が創設されました。

また、「児童発達支援」のうち中核的な役割を担う児童福祉施設として「児童発達支援センター」が創設され、地域支援機能（家庭からの相談に応じ必要な援助を行うこと等）を発揮することや障害の重度化や多様化に対応できる高い専門性等が求められることとなりました。あわせて、通所支援事業の実施主体が市町村になることに伴い、サービスを利用する全ての児童に「障害児支援利用計画案」を作成するなどの相談支援を行うサービスである「障害児相談支援」も制度化されました。

さらに、障害のある児童が地域の保育所等に通えるよう支援すること等を目的に、「保育所等訪問支援」が創設されました。このサービスは、保育所や幼稚園だけでなく、小学校や特別支援学校等の児童が集団生活を営む施設に専門の職員が訪問し、障害のある児童本人が集団生活に適応するための訓練を行ったり、訪問先施設の職員に対し支援方法の助言等を行うものです。

なお、障害のある児童の入所支援事業に関しては、通所支援事業と同様、従来の障害種別で分かれていた施設体系（知的障害児施設、重症心身障害児施設など）が「医療の提供」を行うかどうかにより、「福祉型」と「医療型」の2形態へと統合・再編されました。

(2) 今後の方針

今後の障害のある児童の支援体制を検討していくうえでは、特に次の点を重視していくこ

ととしています。

- 地域社会への参加・包容(共生社会)を推進するための「後方支援」としての機能の強化
(平成27年度から開始の「子ども・子育て支援新制度」とも調整を図りながら)
- 乳幼児期(特に2歳未満)から学校卒業まで一貫した効果的な支援が身近な場所で提供される環境の整備
(ライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携」や保健・医療・教育機関等との「横の連携」)
- 障害のある児童を育てる家族への支援の重視

① 放課後等デイサービスの利用日数の拡充

平成27年度からは、本市の放課後等デイサービスの支給日数(利用日数)の上限を1月当たり「16日」まで拡大することとしました。ただし、一律に「16日」を支給する訳ではなく、「障害児支援利用計画案」において、その必要性が認められる日数を確認しながら支給決定を行っていきます。表3-4はこれまでの支給日数の変遷です。

表3-4 サービス支給日数の変遷

平成23年度まで	平成24年度から26年度まで	平成27年度から
1月当たり「10日」以内	1月当たり「12日」以内	1月当たり「16日」以内

さらに、障害のある児童を取り巻く家庭環境や心身の状態は様々であることを考慮して、例えば、「ひとり親家庭や生活保護世帯」「家庭内で著しい自傷・他害行為が見られる」「重症心身障害に該当する」場合など、「特別の事情がある」と認められる家庭については、最大で1月当たり「20日」まで上限を拡大し支給決定を行っていくこととしました。

表3-5 家庭の状況に応じた支給日数

平成27年度から	
一般的な家庭(基本支給日数)	特別の事情がある家庭(最大支給日数)
1月当たり「16日」以内	1月当たり「20日」以内

また、こちらについても同様に著しく公平性を欠くことがないように、さらなる日数が必要となる明確な理由が、「障害児支援利用計画案」において確認できる場合に限りて支給決定を行っていきます。

② 後方支援体制の充実

「後方支援体制」の充実策として、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」などの

アウトリーチ型の支援制度（サービス）の浸透に努めていきます。特に、「子ども・子育て支援新制度」においても、障害のある児童の保育所や放課後児童クラブ等の「一般的な子育て支援策」での受け入れ体制の充実に向けた取組みが予定されており、専門知識を有する障害児通所支援事業者等が「後方支援」として機能するような仕組みや連携体制がますます重要となると考えています。

なお、「保育所等訪問支援」については、受入れ先に当たる保育所等に対して十分な情報提供を行い、訪問支援員の受け入れが円滑に行われるように努めます。

③ 乳幼児期から一貫した支援の提供体制の整備

地域社会への参加促進、特に「身近な地域」で一貫して過ごせる環境の整備を目指していきます。施設の偏在の解消に努め、近くにある障害のある児童を対象とするデイサービスを利用できる環境を整え、日常生活力の育成が図られることを目指します。また、障害のある・ないに関わらず、子どもたちが一緒に成長していけるような地域社会との接点作りに努めます。

さらに、障害のある児童や発達に心配（育てにくさ）のある児童への支援は、早期に適切な支援機関が連携して行うことがとても重要です。特に、0歳児からの乳幼児健診等における「気づき」や、「ことば」が伸びていく3歳までの時期を重要視しながら、母子保健やこども福祉施策とも密接に連携した施策（支援）が展開されるよう体制の整備に努めます。

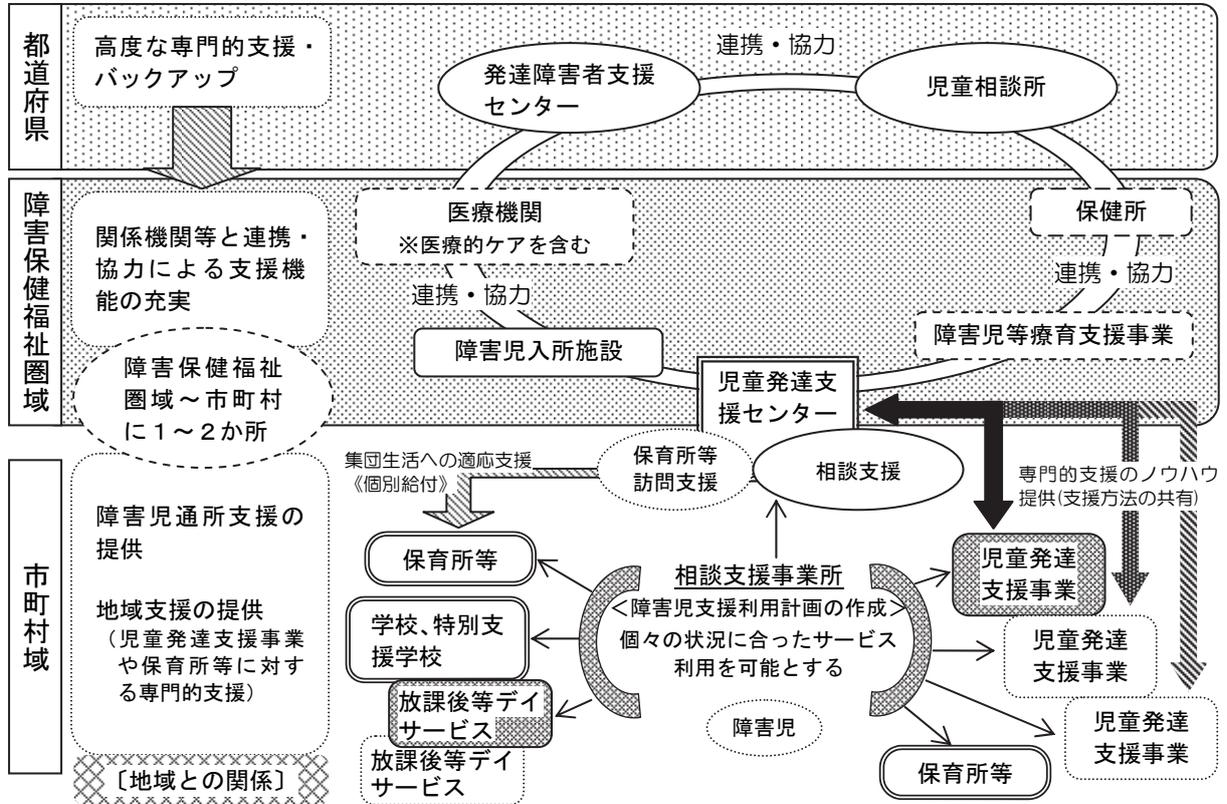
その実現のために、「児童発達支援センター」を中心とした障害児通所支援事業者間の定期的な連絡会の開催（情報交換や事例検討による支援力の底上げ）や、金沢市教育プラザ等との連携強化などの具体的かつ必要な体制作りについて検討していきます。

④ 家族支援の充実

障害のある児童を育てる家族を支援していくうえでは、障害児相談支援の充実や金沢市教育プラザ、福祉健康センター等の関係機関との連携促進により保護者の心の負担軽減を図るとともに、障害のある児童を対象とするデイサービスや短期入所等の利用環境の改善にも努め、身体的な介護負担の軽減を図り、健やかな心身状況を維持しつつ育児に望めるような環境の整備に努めます。

図3-5 地域における支援体制のイメージ（案）

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



（出典）平成23年6月30日厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料

3 重症心身障害のある人や児童への支援の充実

(1) 重症心身障害のある人を取り巻くサービスの提供環境

現在、市内には重症心身障害のある人の受け入れができる施設としては、(独)国立病院機構 医王病院を始めとする3つの「医療型施設」がありますが、なかなか満足にサービスが利用できない状況があります。

特に、気管切開を伴う人工呼吸器管理が必要な重症心身障害のある人がサービスを利用しながらどのように生活をされているのか、どんなことに一番大変さを感じていらっしゃるのかを把握するため、当事者およびそのご家族、さらには医療機関の専門家の方を交えて「意見交換会」を開催し、検討を重ねました。

(2) 今後の方針

① 重症心身障害児・者送迎支援事業の創設

平成27年度より重症心身障害のある人を対象とした送迎支援制度（「重症心身障害児・

者送迎支援事業」といいます。)を創設することとしました。

この制度は、人工呼吸器管理や喀痰吸引等が必要な医療ニーズの高い重症心身障害のある人が、医療的ケアのできる施設を利用する際に、「やむを得ず必要となる送迎」に対してヘルパー等（看護師又は都道府県の研修を受け、喀痰吸引等を行うために必要な登録を受けている人等）が、施設の送迎バスの代わりに送迎を実施することを認めるものです。

これにより、家族の負担軽減や自由な時間の増加、さらには施設側の受け入れ体制の拡充に伴うサービス利用環境の改善（施設職員数の確保や滞在時間の延長等、サービスの質の向上）を目指していきます。

② 障害児通園施設「ひまわり教室」の充実

児童発達支援、放課後等デイサービスを行うために本市が設置した「ひまわり教室」は、障害の種類や程度にかかわらず、通所（通室）を希望する児童を受け入れることを基本としており、重い障害のある児童も積極的に受け入れています。吸痰や経管栄養といった医療的ケアについて、研修を受けた職員を配置しており、こうした医療的ケアが必要な児童も受け入れが可能です。

早期から児童一人ひとりに応じた育ちの援助を目的として、日常生活動作の介助・指導や集団遊びを中心とした育ちの支援をしています。保護者と職員の個別の相談時間を設け、子育ての悩み、保育所等への入所、小学校への入学などについて一緒に考え、できるだけ詳しい情報を提供することが特徴です。

さらに、月1回母親向けの学習会を開催するほか、遠足や一泊合宿、日曜教室など、家族で参加する行事も行っています。

今後は、放課後等デイサービスにおける受入れ児童数の拡大や、サービス提供日数の拡大等を通じて、障害のある児童に対するサービス提供体制の充実を図っていきます。

4 就労支援の充実

(1) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への円滑な移行を促進するために、就労移行支援の充実が求められます。しかし、第3期計画期間中の就労移行支援は、利用者数、利用延日数ともに計画を大きく下回って推移しています。

今後の方針

a 就労移行支援事業の強化

一般就労が困難である人が対象の就労継続支援（A型・B型）利用の希望者について、国が定める対象者像に基づく就労移行支援事業利用が必要な人については、就労移行支援事業の利用を促します。そのためには、就労移行支援事業のアセスメントを通じて一般就労が可能かどうか見極めを行い、就労を希望する障害のある人等の希望を踏まえつつ、就労移行支援事業にて事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場または就労継続支援事業所を探し、障害の特性や個々のニーズに応じた就労環境の提供に努めます。

b 自立支援協議会（就労専門部会）による地域の関係機関等のネットワークの充実

障害のある人の円滑な就労を促進するために、自立支援協議会等を活用することにより障害のある人の就労移行支援を支える関係機関等のネットワークを構築していきます。具体的には、自立支援協議会に設置した就労専門部会の充実や、金沢市障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、医療機関、企業など関係機関のネットワークの充実、強化を図ります。

また、特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、学校、ハローワーク、相談支援事業所、就労移行支援事業所等が連携し、産業現場や就労系障害福祉サービス事業所での職場実習を充実していきます。

c 相談支援事業所と就労移行支援事業所の連携

相談支援専門員が作成するサービス等利用計画は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の意向などに基づき、福祉サービスが多様なサービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しているものです。一方、就労系障害福祉サービス事業所が作成する個別支援計画は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画に基づき、事業所内での取組みを具体的に掘り下げて作成するものとされています。

福祉施設から一般就労への移行促進にあたって、就労移行支援サービスをスムーズに利用してもらうことが重要ですが、相談支援専門員が就労移行支援について理解を深めるとともに、互いの連携を高めることが、就労移行支援の利用促進につながり、ひいては福祉施設から一般就労への移行を促すこととなります。就労移行支援事業と相談支援事業との連携強化に努めます。

d 障害者就業・生活支援センター、労働局（ハローワーク）などとの連携強化

福祉施設から一般就労への移行促進や就職した障害のある人の職場定着の促進を図るためには、就労移行支援事業所や相談支援事業所などの福祉部門と障害者就業・生活支援

センター、ハローワーク等が連携して支援を行うことが欠かせません。障害者就業・生活支援センター、労働局（ハローワーク）が構築している既存のネットワークの活用、連携を深めることにより、関係機関との結びつきを強化していきます。

e 就労系障害福祉サービス事業者、相談支援事業者に対する研修の充実

就労支援のスキルを向上させるため、就労系障害福祉サービス事業者には集団研修による先進事例の紹介やグループワークなどの意見交換を通じて、支援者のアセスメント能力の向上、雇用の受け入れ先の拡大（職場開拓）、職場定着支援の充実、障害特性の理解等を推進します。

また、一般就労を促進するための知識、経験を有する相談支援専門員を育成するため、相談支援事業者に対して研修を行うとともに、就労系障害福祉サービス事業者の活動状況に関わる情報提供に努めます。

(2) 就労継続支援（A型）事業

第3期計画期間中の就労継続支援（A型）の利用者数、利用延日数の実績は、計画を大きく上回って推移しています。その一方で、サービス利用のためのアセスメントが不十分なため、「より多くの収入を得たい」という強いニーズでサービス利用につながるも、環境に適応できず早期に離職する人も少なくありませんでした。

また、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供に当たって収益の上がない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が厚生労働省から報告されているところです。これは、一般就労が困難である障害のある人に就労機会を提供し、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めるという就労継続支援（A型）事業の趣旨に反するものであるため、事業趣旨に沿った運営の確保が求められています。

今後の方針

事業者に対し、研修の実施などを通じて、サービスの質の確保と図るとともに、就労継続支援（A型）事業所におけるサービスの向上の取組みを促します。また、相談支援や就労移行支援によるアセスメントを強化することにより、障害のある利用希望者の意向を踏まえつつ、その人の適性に合った環境で働けるよう相談支援体制を充実していきます。

(3) 就労継続支援（B型）事業

第3期計画期間中の就労継続支援（B型）の利用者数、利用延日数の実績は、計画を上回って推移しています。その一方で、相談支援専門員や就労移行支援事業所におけるアセスメントを受けることなく、就労継続支援（B型）利用を希望する人も少なくない現状があり、相談支援との連携が課題となっています。

今後の方針

就労継続支援（A型）と同様に、事業者に対しては、研修の実施などを通じて、サービスの質の確保を図るとともに、就労継続支援（B型）事業所におけるサービスの質の向上の取組みを促します。また、相談支援や就労移行支援によるアセスメントを強化することにより、その人の適性に合った就労環境の提供に努めます。

そのほか、工賃向上のための取組みとして、県の「工賃向上計画」に基づき、就労継続支援（B型）利用者の社会参加や経済的自立につながるよう努めるとともに、事業所における「工賃引上げ計画」の作成を支援するとともに、工賃引上げに向けた支援施策の充実を図ります。

5 障害福祉施設整備方針の策定

平成23年8月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」が公布されました。この法律により、障害者自立支援法および児童福祉法が改正され、都道府県知事が行っていた指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等の権限が指定都市および中核市へ移譲されたことに加え、指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準および申請者の法人格の有無に係る基準が都道府県、指定都市および中核市の条例に委任されました。さらに、児童相談所設置市である本市には、障害児通所支援事業所および障害児入所施設等についても同様の権限が移譲されました。

これにより、本市における障害福祉サービス事業者等の指定等を本市が行うことになるため、計画的な施設整備等が行いやすくなり、報告命令や立入検査等もよりスピーディになりました。

(1) 施設整備についての課題

本市における障害福祉施設整備事業（建設費補助）は、社会福祉法人等の建設計画に基づ

き、その中から必要と考えられる施設を整備するという方法で行われてきました。

平成23年10月時点において、市内の施設（障害福祉サービス事業所）の分布を泉野・元町・駅西の3福祉健康センターの地区別に見ると、表3-6のように、泉野地区85事業所、元町地区49事業所、駅西地区22事業所と大きな偏りが生じていることが分かりました。

表3-6 福祉健康センター地区別の施設（事業所）数（平成23年10月現在）

区 分	泉野	元町	駅西	小計	区 分	泉野	元町	駅西	小計
生活介護	8	7	5	20	グループホーム	22	6	1	29
自立訓練（機能訓練）	0	0	1	1	ケアホーム	2	1	1	4
自立訓練（生活訓練）	3	1	0	4	グループホーム・ケアホーム	14	13	1	28
就労移行支援	8	3	2	13					
就労継続支援（A型）	2	1	1	4	施設入所支援	1	0	0	1
就労継続支援（B型）	14	5	5	24	（旧法）通所	1	2	1	4
療養介護	0	1	0	1	（旧法）入所	2	2	2	6
短期入所	8	7	2	17	合 計	85	49	22	156

（注） 訪問系サービス事業所を除く。

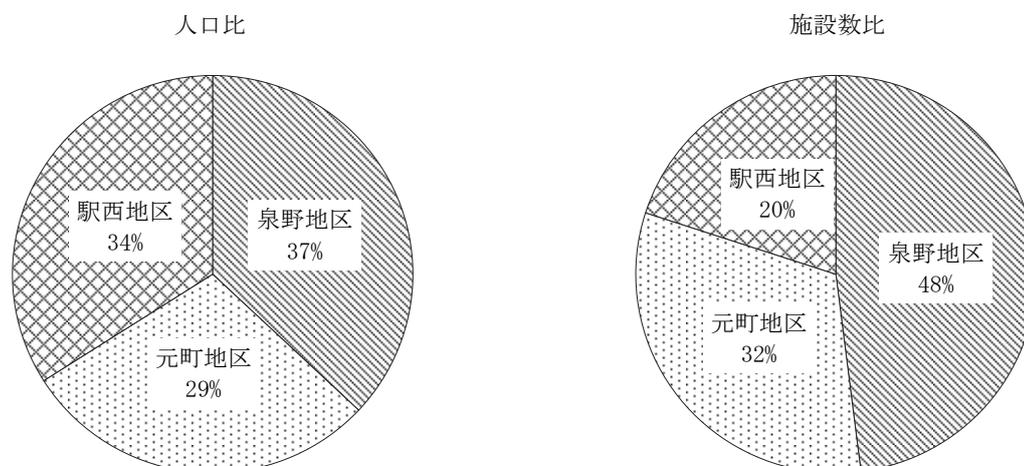
第3期障害福祉計画における整備計画に基づき、施設整備を行った結果、平成26年10月現在、市内の施設（障害福祉サービス事業所）の分布を泉野・元町・駅西の3福祉健康センターの地区別に見ると、表3-7のように、泉野地区107事業所（市内施設の48%）、元町地区70事業所（市内施設の32%）、駅西地区45事業所（市内施設の20%）となっており、施設の偏在傾向は改善傾向であるものの、依然として偏りがある状況といえます。

表3-7 福祉健康センター地区別の施設（事業所）数（平成26年10月現在）

区 分	泉野	元町	駅西	小計	区 分	泉野	元町	駅西	小計
生活介護	15	13	9	37	療養介護	1	3	0	4
自立訓練（機能訓練）	0	1	1	2	短期入所	9	6	5	20
自立訓練（生活訓練）	4	1	0	5	グループホーム	43	22	5	70
就労移行支援	8	4	4	16	施設入所支援	4	4	2	10
就労継続支援（A型）	6	6	12	24	合 計	107	70	45	222
就労継続支援（B型）	17	10	7	34					

（注） 訪問系サービス事業所を除く。

図3-6 3地区の人口比と施設数比



(2) 今後の方向性

以上の状況を踏まえて、今後、本市で障害福祉施設の整備を行う場合は、第3期に引き続き次の2点に留意し、計画的に施設整備を進めることとします。

- ・施設の偏在傾向の是正
- ・市街化区域内での施設整備の促進

(3) 具体的な検討内容

まず、施設整備方針を策定する過程において、どの施設（サービス種別）を優先的に整備すべきかの順位付けを行うため、次の4つの観点から調査・検討を行いました。

① 整備地区の観点

表3-7の施設の偏在性の是正を図るため、当然のことながら施設数の少ない地区を優先すべきであり、表3-8のとおり整備地区による優先順位を設定しました。さらに、各地区の中においては原則として、市街化区域内での整備を促進することとしました。

表3-8 整備地区による優先順位

区分	地区
第1順位	駅西地区（市街化区域内での整備を促進）
第2順位	元町地区（同上）
第3順位	泉野地区（同上）

ただし、施設整備方針の弾力的運用の余地を残すために、整備地区や市街化区域内の原

則にとられずに整備するもの（例外措置）として、次のような場合を想定しています。

（例1）その地区にないまたは不足していると認められる施設の整備

（例2）大規模な入居施設、既存施設の改築・改修や移転等の整備 等

② 他の中核市との比較からの観点

他の中核市の施設整備状況と比較することにより、本市における施設ごとの水準を把握するとともに、施設数および定員数等の調査を実施しました。その結果、表3-9のとおり次の傾向があることがわかりました。

- a 居宅介護等の訪問系サービス事業所については、他の中核市平均値をやや下回っている。
- b 生活介護および短期入所の事業所数は中核市平均値を上回っているものの定員規模は下回っている。
- c 就労系（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）は事業所数および定員規模ともに他の中核市平均値を大幅に上回っており、特に就労継続支援A型は、事業所数および定員規模ともに、他の中核市平均値の2倍以上となっている。
- d 入居施設（障害者支援施設、グループホーム）の事業所数および定員規模は、他の中核市平均値を上回っている。

表3-9 サービス種別ごとの整備状況における中核市平均と金沢市の比較

サービス種別	他の中核市平均		金沢市	
	事業所数 (か所)	定員総数(人)	事業所数 (か所)	定員総数(人)
居宅介護	67.1		60	
重度訪問介護	62.3		56	
同行援護	31.6		18	
行動援護	8.3		11	
療養介護（児者一体指定を除く）	0.4	33.7	1	70
生活介護（入所分を除く）	21.1	470.7	26	402
短期入所	13.8	105.8	20	66
うち、医療型短期入所	1.2	32.7	3	5
重度障害者等包括支援	0.1	0.4	0	0
障害者支援施設（児者一体指定を除く）	6.3	364.9	8	628
機能訓練（入所分を除く）	0.3	3.8	2	21
生活訓練（入所分を除く）	2.7	32.2	5	53

● 第3章 重点施策 ●

サービス種別	他の中核市平均		金沢市	
	事業所数 (か所)	定員総数(人)	事業所数 (か所)	定員総数(人)
宿泊型生活訓練	1.0	17.5	0	0
就労移行支援（入所分を除く）	8.9	102.9	16	177
就労移行支援（養成施設）	0.3	4.8	0	0
就労継続支援A型	10.9	196.3	23	429
就労継続支援B型（入所分を除く）	28.8	563.5	34	687
共同生活援助	25.9	275.9	69	444
うち、介護サービス包括型	21.5	236.5	47	336
うち、外部サービス利用型	5.4	42.4	22	108
計画相談支援	18.3		32	
地域移行支援	9.3		16	
地域定着支援	9.2		16	
児童発達支援（単独型）	3.7	82.9	1	65
医療型児童発達支援	0.6	21.6	0	0
放課後等デイサービス（単独型）	9.2	93.5	4	40
児童発達支援＋放課後等デイサービス（多機能型）	8.6	103.1	12	135
保育所等訪問支援	1.9	6.7	3	
福祉型障害児入所施設（児者一体指定を除く）	0.3	13.2	0	0
医療型障害児入所施設（児者一体指定を除く）	0.4	30.9	1	45
うち、重症心身障害を主たる対象とする施設	0.4	27.2	0	0
療養介護＋医療型障害児入所施設（児者一体指定）	0.6	56.3	3	215
うち、重症心身障害を主たる対象とする施設	0.5	56.3	3	215
障害者支援施設＋福祉型障害児入所施設（児者一体指定）	0.3	15.3	2	60
移動支援	67.6		42	
日中一時支援	28.5	217.1	23	112
地域活動支援センター（Ⅰ型）	1.7		2	
地域活動支援センター（Ⅱ型）	1.6	31.9	5	75
地域活動支援センター（Ⅲ型）	3.7	54.9	8	142
福祉ホーム	0.8	14.1	2	15

(注)「他の中核市平均」は、平成26年11月時点で照会に回答があった24市の平均としています。

③ 国の方針からの観点

近年、国は施設整備に係る予算額（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金）を減額する中で、各自治体から大幅に予算額を上回る協議が上げられていることを踏まえ、国庫協議の案件については、各自治体に対し以下の2点を指示しています。

- ・ 真に緊急性および必要性の高い案件に厳選すること
- ・ 国庫補助を受けて新築した障害福祉施設等の利用見込みを十分に精査すること

このことから、特に施設を新設する場合は、事前にアンケート調査等を行った上で、利用見込みを作成することが必須となっています。

また、平成25年度以降、各都道府県市における国庫補助協議基準額を提示し、当該基準額の範囲内で協議することを求め、限られた予算を有効に活用するため、国は、表3-10に掲げる事業について、優先的に整備することとしています。

a 優先される整備事業

- ・ 利用者の安全確保のための整備
- ・ 市内のサービス基盤の強化を図る整備
- ・ 地域生活支援を推進する整備 など

表3-10 優先される項目及び整備内容例

	項目	整備内容例
1	利用者の安全確保のための整備	危険区域（地すべり防止危険か所等）に所在する施設等を移転するもの
		建築後の経過年数が耐用年数を超えるなどの老朽化施設等を建て替えるもの（耐震化を含む）
2	サービス基盤の強化を図る整備	市内のサービス基盤整備の不足を補う整備等
3	地域生活支援を推進する整備	既存の自己所有物件の建物を改修し、新規に共同生活援助（グループホーム）を実施するもの
		地域生活拠点等について、拠点となるグループホーム等を新設するもの
		周辺に公共交通機関や商業施設がある地域に事業所を置くなど、利用者の利便性に配慮した整備
		地域交流スペース整備を行うなど、利用者の地域生活の充実に配慮した整備
4	その他	施設の木造化や木製品の積極的利用、省エネ設備の導入など、環境に配慮した整備

b 留意すべき点

その他、以下の点に留意するものとしています。

ア 原則、単年度事業であり、早急に整備が必要、かつ優先度が高い事業のみを国への協議の対象とするものであること。

- イ 現行の障害保健福祉圏域および市町村の障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害のある人の数等を勘案）とサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）を比較し、当該圏域および市町村で事業を実施する優先度が高いと考えられるものであること。
- ウ 施設の必要性のニーズ調査などを通じて、実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。
- エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し、着実に事業が実施できると考えられるものであること。
- オ 建設用地の確保が確実であること（自己所有地を優先的に扱うものとする。）。
- カ 障害のある人が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること。
- キ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること。
- ク エレベーター等設置整備については、身体障害者が現に入居している場合または入居予定の場合に協議対象となるものであること。
- ケ 協議対象が民間補助金と重複していないこと。

④ 県の方針からの観点

県および本市では、国庫補助を活用した補助協議を行うことができる事業者として、以下の事業者を対象としています。

- ・市（町）の整備方針に合致し、市（町）の了解を得ていること。
- ・次の事業の経営実績を5年以上有する事業者であること。

ア 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

イ 児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所を含む。）

ウ 介護保険法に基づく介護サービス事業

⑤ 市の方針からの観点

a 対象事業者

- ・法人の経営基盤が安定しており、法人負担分の捻出が十分可能であること。
- ・市税を完納していること。

b 市として第4期障害福祉計画において留意すべき点

国や県の方針に加えて、市の第4期障害福祉計画における重点施策などを反映することを前提とします。

ア 地域の相談支援拠点としての機能を伴うものである場合

イ 短期入所の整備を伴うものである場合

ウ 市街化区域での整備

エ 整備予定の土地が確保され、かつ、自己所有である場合

オ 消防法令の改正に伴い、スプリンクラーの整備等を行う場合

カ 重症心身障害児を対象とした施設など、サービス事業所の数が少なく、その事業所の機能を別な施設で代替することが困難な場合

キ 18歳以上の障害のある児童が入所する障害児施設について、児者それぞれの支援を行うための施設改築等を行う場合

(4) 優先順位の決定

(3)の①～⑤それぞれの観点から検討した結果として、施設整備における各施設種別の優先順位を表3-11のとおりとしました。今後も、原則として障害福祉計画の見直しにあわせて、この優先順位についても見直しを行い、必要とされる施設の正確な把握に努めていきます。

表3-11 施設種別ごとの優先順位

優先 順位	施設種別		地区			補 足 事 項
			駅西	元町	泉野	
1	グループホーム	身体	①	②	③	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設からの移行促進 ・身体に障害のある人が対象の施設が不足
		知的精神	④	⑤	⑥	
	医療型障害児入所施設					<ul style="list-style-type: none"> ・市内に3か所のみ(少ない) ・医療機関における整備が必要
	療養介護(改修を含む)		①	③	②	<ul style="list-style-type: none"> ・元町地区に偏在傾向あり
	医療型短期入所					<ul style="list-style-type: none"> ・定員が中核市平均を下回る
2	障害児通所支援					<ul style="list-style-type: none"> ・定員が中核市平均を下回る
	福祉型短期入所		①	②	③	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の人や障害のある児童を対象とする等、受入態勢が充実するような工夫が必要
	生活介護		①	②	③	<ul style="list-style-type: none"> ・泉野地区に偏在傾向あり
	相談支援					

(注) 就労系サービスについては事業所数が中核市平均を大きく上回り、一定程度満たされていることから、当面の間、施設整備の支援は行わないこととします。

(5) 今後の方針

今後は、上記の優先順位に基づく施設整備方針について、毎年度社会福祉法人をはじめとする各法人に対して案内を行い、本市の計画に沿った法人に対して国庫補助採択を前提として優先的な補助を実施していきます。これにより、「必要な施設を必要な地区に」計画的に整備することが可能になります。そして、施設の充実とともに障害のある人にとっての利便性の向上やニーズへ対応し、さらには地域生活への移行促進といった目標が達成されるよう努めていきます。

6 障害者自立支援協議会の充実

(1) 自立支援協議会の機能

自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3に規定される組織で、障害のある人の関係団体、障害のある人やその家族、障害のある人の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務の従事者などにより構成され、障害のある人などへの支援体制の整備を図るため、地域の障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされています。

平成24年11月に制定された金沢市障害者自立支援協議会設置要綱に規定する自立支援協議会が処理する事務は以下の通りです。

- a 地域の関係機関等によるネットワークの構築等に向けた協議と課題の共有に関すること。
- b 相談支援体制の状況把握、評価および整備方策の助言に関すること。
- c 個々の障害者の課題の解決やサービスの利用調整のための関係者による連絡調整会議（以下「個別支援会議」という。）の促進に関すること。
- d 地域の障害者の支援体制に係る課題の整理と社会資源の開発およびその改善に向けた協議に関すること。
- e 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に向けて必要な事項に関すること。

(2) 本市における自立支援協議会のあゆみ

本市では、平成11年4月に設置された金沢市障害者施策推進協議会をその機能面から自立支援協議会として位置づけてきましたが、平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴

い、平成19年の第1回施策推進協議会において、施策推進協議会内に自立支援協議会を設置することが承認され、自立支援協議会は施策推進協議会の一部として発足しました。

その後、平成24年の障害者自立支援法の改正により、設置が法定化されたことに加え、障害者基本法の改正により地域障害者施策推進協議会が審議会または合議制の機関に改組されることとなったことから、自立支援協議会の再編について検討を行うこととしました。

平成24年11月1日、金沢市障害者自立支援協議会設置要綱が制定され、自立支援協議会は、施策推進協議会の一部ではなく、独立した機関として発足しました。

平成25年度には障害のある人の就労支援をテーマとした就労専門部会が設置され、平成26年度には、第4期障害福祉計画策定のため、既存の事務局会議、就労専門部会に加え、障害児支援・自立支援給付等検討専門部会を新たに設置したほか、日常生活用具見直しのため、日常生活用具検討専門部会も設置しました。この2つの専門部会は、それぞれ平成26年度に行われた第4期障害福祉計画策定、日常生活用具見直しを目的として設置されたものであるため、同年度末でいったん活動を終了します。

(3) 第4期障害福祉計画と自立支援協議会

市町村は、市町村障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています（障害者総合支援法第88条第8項）。第4期障害福祉計画は、各専門部会で検討した案を、施策推進協議会および自立支援協議会で審議するという方法で策定しました。各専門部会等で検討した事項は次の通りです。

<事務局会議>

相談支援体制の整備

- ・ 基幹相談支援センターの設置
- ・ 計画相談・障害児相談支援の推進
- ・ 虐待防止センターにおける通報、相談機能の強化

地域生活支援拠点等の整備検討

<就労専門部会>

福祉施設から一般就労への移行促進

- ・ 就労系障害福祉サービスの充実
- ・ 障害のある人の一人ひとりの特性に応じた就労支援機能の強化
- ・ 就労支援につながる情報提供の充実

<障害児支援・自立支援給付等検討専門部会>

障害のある児童の支援強化

- ・放課後等デイサービス利用上限日数の拡大
- ・重症心身障害児・者の送迎支援事業の創設
- ・障害のある児童に対する連携体制の強化

障害福祉サービス等提供体制の整備

(4) 基幹相談支援センター設置等検討専門部会の設置

障害のある人にとって、身近に相談できる場は大変重要であり、自立支援協議会が処理する事務の中でも重要なものの一つとして、障害のある人の相談支援体制の強化があげられます。平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止のためのネットワーク強化も、自立支援協議会に期待される役割の一つといえます。

この計画の目標として記載された地域生活支援拠点等の整備や、障害者支援施設から地域移行の促進も、自立支援協議会で検討すべき重要なテーマです。

このため、平成27年度においては、自立支援協議会に基幹相談支援センター設置等検討専門部会を設置し、次に掲げる項目につき検討を行うこととしています。

- ・基幹相談支援センターの設置に関する事項
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・相談支援体制の充実に関し必要な事項

(5) 今後の方針

平成24年11月に金沢市障害者自立支援協議会が発足してから2年余りが経過しました。この間、平成25年に障害者差別解消法が制定され、平成26年には国連「障害者権利条約」が批准されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。また、第4期障害福祉計画から、障害のある児童支援の強化が国の基本指針に盛り込まれるなど、国の施策にも変化が見られます。

こうした中、障害のある人に対する施策の充実に対応した自立支援協議会のあり方の検討が求められています。そのため、自立支援協議会の本来の機能である、地域の障害のある人などへの支援体制に関する課題についての情報の共有のために、地域の課題を把握する個別支援会議の充実と関係機関とのネットワークの強化を図ります。さらに、基幹相談支援センター設置等検討専門部会のように、課題やニーズに対応した専門部会の設置や、さらなる自立支援協議会の機能向上に努めます。

 第4章

基本指針に定める数値目標 

1 福祉施設に入居している人の地域生活への移行

(1) 国の基本指針

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点で福祉施設に入居している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、平成29年度末での地域生活に移行する人数の目標値を設定することとされています。

この目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入居者数の「12%以上」が地域生活へ移行するとともに、平成29年度末の施設入居者数を平成25年度末時点の施設入居者数から「4%以上」削減することを基本とすることとされています。

また、平成26年度までの市町村障害福祉計画に掲げる目標値が達成されないと見込まれる場合は、その「未達成割合」を平成29年度末での地域生活に移行する人および施設入居者の削減割合の目標値（12%以上）に加えた数以上を目標値とすることとされています。

なお、施設入居者数の設定に当たっては、新たに施設へ入居する人の数は、グループホーム等での生活が困難な人や、施設に入居しながらの支援が真に必要と判断される人の数を踏まえて設定すべきものとされています。

(2) 本市の第3期計画の目標と実績

① 平成26年度末までに、平成17年10月時点の施設入居者の「3割以上」が、グループホーム・ケアホーム、公営住宅等の一般住宅へ移行することを目指しています。

② 平成26年度末の施設入居者数を平成17年10月時点の利用者から「2割以上」減らすことを基本としています。

①については、平成26年度末までに「108人（19.7%）」が地域移行する見込みとなっており、目標値の達成は困難な状況です。

②については、「117人（21.4%）」の削減見込みに対して「106人（19.4%）」という見込みで、目標値は下回りますが、国の第3期計画の基本指針の「1割以上削減」という目標値は達成できる見込みです。

表4-2は、平成18年度から平成26年度の新規入居および退居等の状況、表4-3は平成18年度から平成26年度の入居施設から地域生活移行の状況です。

● 第4章 基本指針に定める数値目標 ●

表4-1 福祉施設入居者の地域生活への移行数の目標値と実績

区 分		目 標 値	考 え 方
平成17年の施設入居者数		547人	平成17年10月1日の全施設入居者数
地域生活移行者数	目 標 値	165人 (30.2%)	平成17年10月1日の全施設入居者数のうち、施設入居からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人数
	実績 (見込み)	108人 (19.7%)	
削減見込み	目 標 値	117人 (21.4%)	平成26年度末段階での削減見込数
	実績 (見込み)	106人 (19.4%)	

● 第4章 基本指針に定める数値目標 ●

表4-2 入居者の退居等の状況

区分	新規入居 (A)	退居等 (B)				差引 (A-B)	
		地域移行	他施設(高齢)	入院	死亡		
平成18年度	身体障害	16	4	2	5	1	4
	知的障害	19	5	-	2	2	10
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	35	9	2	7	3	14
平成19年度	身体障害	8	7	1	4	2	△6
	知的障害	7	3	-	-	2	2
	精神障害	-	35	-	-	-	△35
	小計	15	45	1	4	4	△39
平成20年度	身体障害	6	1	-	1	6	△2
	知的障害	10	3	2	2	5	△2
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	16	4	2	3	11	△4
平成21年度	身体障害	6	5	1	2	3	△5
	知的障害	7	4	2	2	5	△6
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	13	9	3	4	8	△11
平成22年度	身体障害	5	2	-	3	6	△6
	知的障害	6	10	1	1	1	△7
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	11	12	1	4	7	△13
平成23年度	身体障害	3	11	-	3	3	△14
	知的障害	3	3	1	-	2	△3
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	6	14	1	3	5	△17
平成24年度	身体障害	7	2	1	7	4	△7
	知的障害	2	2	2	1	2	△5
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	9	4	3	8	6	△12
平成25年度	身体障害	6	-	3	5	4	△6
	知的障害	8	5	-	3	3	△3
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	14	5	3	8	7	△9
平成26年度	身体障害	2	3	3	5	4	△13
	知的障害	8	3	1	3	3	△2
	精神障害	-	-	-	-	-	-
	小計	10	6	4	8	7	△15
9年間計	身体障害	59	35	11	35	33	△55
	知的障害	70	38	9	14	25	△16
	精神障害	-	35	-	-	-	△35
	合計	129	108	20	49	58	△106

(注) 平成26年度は見込み

● 第4章 基本指針に定める数値目標 ●

表4-3 入居施設からの地域生活移行の状況

区 分		施設数	移 行 者 等					合 計
			自 宅	アパート	グループホーム	ケアホーム	福祉ホーム	
平成18年度	身体障害	3	2	2	-	-	-	4
	知的障害	3	1	-	4	-	-	5
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	6	3	2	4	-	-	9
平成19年度	身体障害	5	3	3	-	-	1	7
	知的障害	2	-	1	-	2	-	3
	精神障害	3	-	-	-	35	-	35
	小 計	10	3	4	-	37	1	45
平成20年度	身体障害	2	1	-	-	-	-	1
	知的障害	5	-	-	1	2	-	3
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	1	-	1	2	-	4
平成21年度	身体障害	2	1	2	-	-	2	5
	知的障害	5	1	-	2	1	-	4
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	2	2	2	1	2	9
平成22年度	身体障害	2	1	-	-	-	1	2
	知的障害	5	4	-	4	2	-	10
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	5	-	4	2	1	12
平成23年度	身体障害	2	1	-	10	-	-	11
	知的障害	5	1	-	1	1	-	3
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	2	-	11	1	-	14
平成24年度	身体障害	2	2	-	-	-	-	2
	知的障害	5	1	-	1	-	-	2
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	3	-	1	-	-	4
平成25年度	身体障害	2	-	-	-	-	-	-
	知的障害	5	1	-	2	1	1	5
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	1	-	2	1	1	5
平成26年度	身体障害	2	2	1	-	-	-	3
	知的障害	5	-	-	3	-	-	3
	精神障害	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	2	1	3	-	-	6
9年間計	身体障害	22	13	8	10	-	4	35
	知的障害	40	9	1	18	9	1	38
	精神障害	3	-	-	-	35	-	35
	合 計	65	22	9	28	44	5	108

(注) 平成26年度は見込み

(3) 本市の第4期計画の目標値

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末施設入居者数438人のうち、「37人（8.4%）」が地域での生活に移行することを目指します。
- ② 平成29年度末時点の施設入居者数が、平成25年度末施設入居者438人から「18人（4.1%）」減少した「420人」となることを目指します。

表4-4 福祉施設入居者の地域生活への移行数の目標値

区 分	目 標 値	考 え 方
平成25年度末の施設入居者数	438人	平成25年度末の全施設入居者数
地域生活移行者数	37人（8.4%）	平成25年度末の全入居者数のうち、施設入居からグループホーム等へ移行した人数
削減見込	18人（4.1%）	平成29年度末段階での削減見込数

2 地域生活支援拠点等の整備

(1) 国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点^(注1)または面的な体制^(注2)をいいます。）について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とするとされています。

（注1）「地域生活支援拠点」とは、入居・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、グループホーム・障害者支援施設などの居住支援機能と地域相談支援・地域生活支援事業などの地域支援機能を併せ持つ施設をいいます。

（注2）「面的な体制」とは、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいいます。

(2) 本市の第4期計画の目標

平成29年度末までに、市内に地域生活支援拠点等を、「少なくとも1つ」整備することを目指します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定することとされています。

この目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の「2倍以上」とすることを基本とすることとされています。

また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末での利用者数が平成25年度末での利用者数の「6割以上」増加すること、事業所ごとの就労移行率^(注)については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を「全体の5割以上」とすることを目指すこととされています。

(注) 「就労移行率」とは、各年度4月1日時点の利用者数のうち、同一年度中に一般就労へ移行した利用者数の割合をいいます。

(2) 本市の第3期計画の目標と実績

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表4-5のとおり「35人以上」を目標としましたが、平成26年度はほぼ目標どおりの「33人」となる見込みです。表4-6は、平成18年度から平成26年度の福祉施設から一般就労への移行者数です。第3期計画期間の平均移行者数は「37人」となる見込みです。

表4-5 福祉施設から一般就労への移行目標値

項 目		目 標 値	考 え 方
平成17年度の一般就労移行者数		5人	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の一般就労移行者数	目 標 値 実 績 (見 込 み)	35人以上 (7倍以上) 33人 (6.6倍)	平成26年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

表4-6 福祉施設から一般就労への移行者数

区 分		身体障害	知的障害	精神障害	合 計
平成 18 年度	入居施設	-	-	-	-
	通所施設	-	1	2	3
	小 計	-	1	2	3
平成 19 年度	入居施設	-	1	-	1
	通所施設	1	3	8	12
	小 計	1	4	8	13
平成 20 年度	入居施設	-	-	2	2
	通所施設	-	1	6	7
	小 計	-	1	8	9
平成 21 年度	入居施設	-	-	-	-
	通所施設	2	4	1	7
	小 計	2	4	1	7
平成 22 年度	入居施設	-	-	3	3
	通所施設	1	6	13	20
	小 計	1	6	16	23
平成 23 年度	入居施設	-	-	-	-
	通所施設	-	9	18	27
	小 計	-	9	18	27
平成 24 年度	入居施設	-	-	-	-
	通所施設	1	9	19	29
	小 計	1	9	19	29
平成 25 年度	入居施設	-	-	1	1
	通所施設	2	10	36	48
	小 計	2	10	37	49
平成 26 年度	入居施設	-	1	-	1
	通所施設	-	6	26	32
	小 計	-	7	26	33
9 年間 計	入居施設	-	2	6	8
	通所施設	7	49	129	185
	合 計	7	51	135	193

(注) 平成26年度は見込み

② 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の福祉施設利用見込者のうち、「150人（8.1%）」が就労移行支援事業を利用することを目標としましたが、「116人（5.7%）」となる見込みです。

表4-7 就労移行支援事業の目標利用者数

項 目		目 標 値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設利用見込者数	目 標 値	1,844人	平成26年度末における福祉施設の利用見込者数
	実績（見込み）	2,049人	
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目 標 値	150人（8.1%）	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人数
	実績（見込み）	116人（5.7%）	

③ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援事業利用見込者768人のうち、「189人（24.6%）」が就労継続支援（A型）事業を利用することを目標としましたが、第3期計画期間中に多くの事業者が就労継続支援（A型）事業を開始したことなどにより、表4-8のとおり、計画を大きく上回りました。

表4-8 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項 目	目 標 値	実績（見込み）	考 え 方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用見込者（A）	189人	346人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用見込者	579人	639人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用見込者（B）	768人	985人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する人数
目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	24.6%	35.1%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

(3) 本市の第4期計画の目標値

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表4-9のとおり平成29年度に平成24年度実績の2倍の「58人以上」となることを目指します。

表4-9 福祉施設から一般就労への移行目標値

項目	目標値	考 え 方
平成24年度の一般就労移行者数	29人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の一般就労移行者数	58人以上 (2倍以上)	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末の就労移行支援事業利用者が、平成25年度末の利用者数から「6割増」の「189人以上」となることを目指します。

表4-10 就労移行支援事業の目標利用者数

項目	目標値	考 え 方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	116人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	189人以上 (1.6倍以上)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、「就労移行率が3割以上」の事業所を「全体の5割以上」となることを目指します。



第5章

障害福祉サービス



1 訪問系サービス

利用者が自宅において必要な日常生活や社会生活を営めるよう、そのニーズに応じて必要となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）の量の確保とサービスの質の向上に努めます。

(1) 居宅介護

障害のある人が自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けられるサービスで、「身体介護」と「家事援助」および「通院介助」等を合わせたサービスです。

① 第3期計画と実績

居宅介護は、利用者数、利用延時間数とも計画を上回って推移しています。平成25年度は、420人が一人月平均22.8時間利用したことになります。

表5-1 居宅介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数（人／月）	359	382	362	420	365	443
利用延時間数（時間／月）	8,472	9,739	8,543	9,587	8,614	10,100

（注）「利用者数」とは、本市が支給決定等を行った利用者数をいいます（以下同じです）。

② 市内・市外事業所別の居宅介護利用内訳

平成25年度の居宅介護は、市内の54事業所と市外の17事業所によって提供されました。利用単位数でみると、92.3%が市内事業所によって提供されています。なお、市内54事業所のうち41事業所が介護保険法の「訪問介護」も実施しています。

表5-2 市内・市外事業所別の居宅介護利用内訳（平成25年度分）

区 分	事業所数	うち介護保険		利用時間数	利用単位数	月平均利用者数
市内事業所	54か所	41か所		121,219時間	45,704,614単位	382人
市外事業所	17	13		10,396	3,829,421	39

（注1）「うち介護保険」とは、介護保険法の訪問介護も実施している事業所数をいいます。

（注2）「利用単位数」とは、サービスに要する費用の額の算定単位数をいいます（以下同じです）。

③ 居宅介護の障害支援区分別の実績

表5-3により、居宅介護の利用者を障害支援区分別^(注)にみると、利用時間数・利用単位数は区分6・区分5が多く、月平均利用者数は区分3・区分2が多くなっています。また、「身体介護中心」は重度（区分が高い）の人ほど多くなり、「家事援助中心」は比較的軽度（区分が低い）の人ほど多くなる傾向がみられます。

(注) 障害支援区分とは、『障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの』と定義されています。

表5-3 居宅介護の障害支援区分別の実績（平成25年度分）

区分	利用時間数	利用単位数	月平均利用者数	身体介護中心	通院等介助中心	家事援助中心	中心 通院等乗降介助	
	(時間)	(単位)	(人/月)	(人)	(人)	(人)	(人)	
障害のある人	全体	124,780	47,753,490	388	1,962	756	3,558	230
	区分1	2,548	569,524	14	14	6	162	12
	区分2	16,802	4,030,748	97	159	133	1,118	61
	区分3	22,865	6,383,512	120	317	205	1,310	88
	区分4	14,748	5,434,457	55	341	168	545	21
	区分5	29,476	13,577,327	38	403	131	292	25
	区分6	38,342	17,757,922	65	728	113	131	23
障害のある児童	4,525	1,780,545	18	198	30	18	0	
合計	129,305	49,534,035	406	2,160	786	3,576	230	

④ 見込量

見込量は、平成24年度から平成26年度の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

なお、要介護認定で非該当となることが見込まれる視覚に障害のある人を除いて、65歳に到達する利用者については、原則として、介護保険サービスに移行していくことを見込んでいます。

表5-4 居宅介護の見込量

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	466	487	510
利用延時間数(時間/月)	10,625	11,095	11,621

⑤ 見込量の確保策

平成26年10月現在、居宅介護事業所は市内に61か所ありますが、サービス見込量が増加する見通しであることに加え、利用が集中する時間帯にはヘルパーが不足する傾向があるため、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実（ヘルパーの増員）を図ります。

あわせて、24時間の安心を得られるよう夜間・早朝または深夜におけるサービス提供体制についても充実を図ります。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは重度の精神障害のため行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が、自宅で見守りを含む長時間にわたる介護（身体介護・家事援助）と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

重度訪問介護は、利用者数、利用延時間数とも計画を上回って推移しています。平成25年度は、10人が一人月平均92.9時間利用したことになります。

表5-5 重度訪問介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	6	7	7	10	8	12
利用延時間数 (時間/月)	498	519	581	929	664	956

② 見込量

見込量は、重度の障害のある人の増加および重度訪問介護の対象が重度の肢体不自由のある人だけでなく、重度の知的障害のある人および精神に障害のある人にも拡大されたことを勘案して、次のとおりとしました。

表5-6 重度訪問介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人/月)	14	16	18
利用延時間数 (時間/月)	1,116	1,275	1,435

③ 見込量の確保策

平成26年10月現在、重度訪問介護事業所は市内に57か所あり、見込量の確保はできると考えられますが、その事業所のすべてが「居宅介護事業」もあわせて行っており、同様にヘルパーが不足する傾向があるため、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実（ヘルパーの増員）に努めます。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人の外出時において、移動に必要な情報（代筆・代読を含みます。）の提供を受けるとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

同行援護は、利用者数、利用延時間数とも計画を少し上回って推移しています。平成25年度は、20人が一人月平均12.9時間利用したことになります。

表5-7 同行援護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	20	22	20	20	20	22
利用延時間数 (時間/月)	260	296	260	258	260	297

② 見込量

見込量は、平成24年度から平成26年度の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表5-8 同行援護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人/月)	23	24	25
利用延時間数 (時間/月)	311	324	338

③ 見込量の確保策

平成26年10月現在、同行援護事業所は市内に17か所あり、見込量の確保はできると考えられます。

また、同行援護の充実のために、従事者となるために必要な研修について積極的な受講

を促し、人材の確保に努めます。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により、行動上に著しい困難を有する人（危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援助を必要とする人）であって、常に介護を要する人が行動する際の危険を回避するための援護や、移動中の介護や排せつ・食事の介護など必要な援助を受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

行動援護は、計画をやや下回って推移しています。平成25年度は、21人が一人月平均16.7時間利用したことになります。

表5-9 行動援護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	22	19	23	21	24	22
利用延時間数 (時間/月)	402	333	420	350	439	387

② 見込量

見込量は、平成24年度から平成26年度の利用実績・見込み、また、重度訪問介護の対象者拡大により、アセスメント（利用者の障害の特性や置かれている環境を把握すること等）のための利用が増加することも勘案して、次のとおりとしました。

表5-10 行動援護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人/月)	24	26	28
利用延時間数 (時間/月)	422	458	493

③ 見込量の確保策

平成26年10月現在、行動援護事業所は市内に11か所あり、見込量の確保はできると考えられますが、その事業所のすべてが「居宅介護事業」もあわせて行っており、同様にヘルパーが不足する傾向があるため、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実（ヘルパーの増員）に努めます。

また、行動援護の充実のために、従事者となるために必要な研修について積極的な受講

を促し、人材の確保に努めます。

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、個別支援計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを包括的に受けられるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。

重度障害者等包括支援事業所は石川県内にないため、見込量を掲げません。

2 日中活動系サービス

利用者が通所することによりサービスの提供を受け、必要な日常生活や社会生活を営めるよう、そのニーズに応じて必要となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援事業所で提供されるサービスの総称）の量の確保とサービスの質の向上に努めます。

(1) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常に介護を要する人が、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

第3期計画の療養介護利用者数は、やや下回って推移しています。

表5-11 療養介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	94	94	95	91	96	92

② サービス利用状況

平成25年度の療養介護事業所別の利用状況は、表5-12のとおりです。

表5-12 療養介護事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定 員	月平均利用者数
市 内 事 業 所	(独)国立病院機構 医王病院	重症心身障害	100人	13人
	(独)国立病院機構 医王病院	肢体不自由	70	29
	石川整肢学園	重症心身障害	55	14
	石川療育センター	重症心身障害	60	29
市 外 事 業 所				8
合 計				93

③ 見込量

療養介護は、平成24年度から26年度までの実績と満18歳到達による医療型障害児入所施設からの移行見込み者を考慮して、次のとおりとしました。

表5-13 療養介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	95	97	100

④ 見込量の確保策

既存の事業所において、引き続き医療ニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 生活介護

生活介護とは、常に介護を要する障害のある人（障害支援区分が一定以上である必要があります。）が、主として昼間において、障害者支援施設（入居施設）や通所施設で、入浴、排せつまたは食事の介護を受けられるとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

生活介護は、利用者数、利用延日数とも計画を上回って推移しています。

表5-14 生活介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	792	843	806	852	820	874
利用延日数(日/月)	14,414	16,401	14,669	16,655	14,924	17,218

② 障害支援区分別の実績

生活介護の利用者を障害支援区分別にみると、区分4以上の重度の人の利用が多くなっています。なお、生活介護は、区分3以上（50歳以上は区分2以上）の人が利用することができます。

表5-15 生活介護の障害支援区分別の利用実績（平成25年度分）

認定区分	利用日数	利用単位数	月平均利用者数
全 体	201,603日	198,276,013単位	885人
区分2	1,960	1,194,620	12
区分3	18,786	12,163,295	87
区分4	50,367	36,005,541	211
区分5	65,402	64,767,691	280
区分6	65,088	84,144,866	295

(注) 区分2は50歳以上

③ サービス利用状況

平成25年度の生活介護の月平均利用者数は下記のとおり907人であり、そのうち半分近くの438人が障害者支援施設に入所している人となっています。

表5-16 生活介護の事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所 （ 通 所 施 設 ）	障害福祉サービスセンターふくみ	身体	25人	4,115日	47人
	障害福祉サービスセンターこなん	身体	25	3,430	38
	工房シティ	身体・知的	30	5,419	23
	ひろびろ作業所	身体・知的・精神	26	6,392	30
	多機能型事業所ながさか	精神	12	1,276	16
	パッチワーク	知的	22	3,772	18
	たけまた友愛の家	知的	35	7,738	33
	希望ヶ丘	知的	15	1,407	7
	夢工房	知的	15	3,351	15
	グローバル千木	身体・知的・精神	25	5,116	22
	サンサンクラブ「かがやき」	身体・知的・精神	20	3,824	21
	ぼれぼれ工房山の家	知的	12	2,135	10
	鈴見台虹の家	知的	25	3,851	17
	あじさい	知的	14	3,725	14
	ぼっぼくらぶ	身体・知的	10	1,937	11
	ワークショップひなげし	身体・知的・精神	30	7,706	33
	若草福祉作業所	知的	35	7,870	33
	生活支援センター雪見橋ワークス城南	身体・知的・精神	6	1,218	8
	聖ヨゼフ苑作業所	知的	14	2,826	13
	(独)国立病院機構 医王病院	身体・知的	5	660	7
	石川療育センター	身体・知的	6	1,183	12
	彦三きらく園デイサービスセンター (基準該当事業所)	身体	25	42	1
	デイサービスほっとケア玉川 (基準該当事業所)	身体	18	51	1
小 計			450	79,044	430
市 外 事 業 所 (通所施設)				8,042	39
障害者支援施設利用分				115,404	438
合 計				202,490	907

④ 見込量

生活介護の利用者数は、平成24年度から平成26年度の実績・見込みと障害者支援施設から地域生活への移行見込み者数（以下「地域移行者数」といいます。）を考慮し、次のとおりとしました。利用延日数は、平成24年度から26年度の実績により、月19.7日としました。

表5-17 生活介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	883	891	898
利用延日数（日／月）	17,395	17,553	17,691

⑤ 見込量の確保策

既存の通所施設や障害者支援施設で見込量の確保はできると考えられますが、具体的な障害特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(3) 短期入所

短期入所とは、自宅で介護を行う人の病気などの理由により、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつや食事の介護等を受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

短期入所の利用延日数は、計画値をやや下回って推移しています。

表5-18 短期入所の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
延べ利用者数（人／年）	251	220	286	259	326	281
利用延日数（日／月）	351	362	400	418	456	450

② サービス利用状況

平成25年度末現在、市内には19か所の短期入所事業所があり、利用状況は、次のとおりです。

表5-19 短期入所事業所別の利用状況（平成25年度）

区 分		障害の種類	定員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	金沢湖南苑	身体	10人	184日	3.1人
	金沢ふくみ苑	身体	5	441	8.5
	ハビリポート若葉短期入所サービス	身体・知的	4	101	2.1
	ワークショップひなげし	身体・知的・精神・障害児	2	665	19.2
	ひろびろ作業所	身体・知的・精神・障害児	2	598	10.9
	石川療育センター	身体・知的・障害児	空床	8	0.2
	(独)国立病院機構 医王病院	身体・知的・障害児	空床	265	4.9
	石川整肢学園	身体・障害児	5	358	8.5
	希望が丘	知的・障害児	6	45	1.2
	ふじのき寮	知的・障害児	4	90	1.8
	ショートステイ城南	知的・障害児	2	336	5.8
	愛育学園	知的・障害児	4	38	1.4
	あっぷるハウス	精神	1	44	0.9
	障害福祉サービス事業所「いそべ」	知的・障害児	1	393	11.8
	ショートステイ「かがやきの部屋」	身体・知的・精神・障害児	2	306	3.6
	工房シティ	身体・知的	2	104	3.7
	アカシヤの里	身体・知的・精神・障害児	2	20	0.5
	ケアホームもえぎ	身体・知的・精神・障害児	1	150	2.2
	障害児入所施設Share金沢	知的	4	176	5.6
	市 外 事 業 所				706
合 計				5,028	115.2

(注) 定員欄の「空床」とは、「空床型短期入所事業所」を指します。

③ 見込量

見込量は、平成24年度から平成26年度の利用実績・見込みの伸び率を基に算出しました。

表5-20 短期入所の見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数 (人/年)	福祉型	266	273	280
	医療型	25	28	31
利用延日数 (日/月)	福祉型	416	426	436
	医療型	50	56	62

④ 見込量の確保策

平成26年10月現在、市内の短期入所利用定員数は66床で、うち、医療型の短期入所事業所が3か所あります。

今後も、利用が集中する時期における受け入れや、強度行動障害のある人や医療的ニーズの高い人が安心して利用できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

また、強度行動障害に対応できる職員の養成や利用者ニーズに対応した事業所の増加を促すよう努めます。

(4) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人（難病患者等を含みます。）や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を受けられるサービスです。

なお、自立訓練（機能訓練）は、その標準的な利用期間が原則として、1年6か月間以内と定められています。また、条件次第では1年間の延長も可能です。

① 第3期計画と実績

自立訓練（機能訓練）は、利用者数・利用延日数とも計画を下回りました。

表5-21 自立訓練（機能訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	24	14	24	14	24	14
利用延日数（日／月）	216	129	216	117	216	127

② サービス利用状況

自立訓練（機能訓練）事業所は、市内に2か所あります。平成25年度は市内事業所を18人、市外事業所を2人が利用しました。

表5-22 自立訓練（機能訓練）の事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分		定員	延べ利用日数	月平均利用者数
市内事業所	なでしこ（金沢ふくみ苑）	15人	848回	11人
	金沢湖南苑	6	573	7
市 外 事 業 所			150	2
合 計			1,571	20

③ 見込量

見込量は、平成24年度から平成26年度の実績・見込みと障害者支援施設等からの地域移行者数を考慮し、次のとおりとしました。

表5-23 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	15	16	17
利用延日数（日／月）	137	146	155

④ 見込量の確保策

既存の市内2か所の事業所および市外事業所において見込量の確保はできると考えられますが、具体的な障害特性や新たな利用者のニーズにも対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(5) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退居した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人または精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けられるサービスです。

なお、自立訓練（生活訓練）は、その標準的な利用期間が原則として、2年間（長期間入院者等は3年間）以内と定められています。また、条件次第では1年間の延長も可能です。

① 第3期計画と実績

自立訓練（生活訓練）は、利用延日数においては概ね計画を達成しています。

表5-24 自立訓練（生活訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	72	45	77	36	82	60
利用延日数（日／月）	310	374	331	291	353	468

② サービス利用状況

平成25年度末現在、市内に自立訓練（生活訓練）事業所は4か所あり、平成25年度は市内事業所を62人、市外事業所を8人が利用しました。

表5-25 自立訓練（生活訓練）事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	延べ利用日数	月平均利用者数
市内事業所	自立就労支援センターいしびき	精神	9人	736回	27人
	多機能型事業所 ながさか	精神	12	571	11
	多機能型事業所 ますますくらぶ	精神	6	699	12
	生活支援センター雪見橋ワークス城南	知的	6	708	12
市 外 事 業 所				1,167	8
合 計				3,881	70

③ 見込量

障害者支援施設からの地域生活移行者数、特別支援学校高等部卒業者数、精神科病院退院者数等を考慮し、次のとおりとしました。

表5-26 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	62	64	67
利用延日数（日／月）	484	499	523

④ 見込量の確保策

障害者支援施設等からの地域移行の促進に伴い、サービス利用者の増加が見込まれるため、具体的な障害特性や新たな利用者ニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めます。

(6) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受けられるサービスです。

なお、就労移行支援は、その標準的な利用期間が原則として、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間）とされています。また、条件次第では1年間の延長も可能です。

国の基本指針においては、「福祉施設から一般就労への移行」「就労移行支援事業の利用者数」「就労移行支援事業所の就労移行」についての目標値を定めることとされています。

① 第3期計画と実績

就労移行支援は、利用者数、利用延日数ともに計画を下回って推移しています。平成25年度の一人あたりの月平均利用延日数は、15.6日です。

表5-27 就労移行支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	108	106	139	116	150	116
利用延日数（日／月）	1,598	1,796	2,057	1,804	2,220	1,868

② サービス利用状況

平成25年度末現在、就労移行支援（一般型）の事業所は市内に16か所あり、月平均84人が利用しており、市外事業所を月平均8人が利用しています。

なお、平成26年10月現在、市内に資格取得型の事業所はありません。

表5-28 就労移行支援（一般型）事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分	障害の種類	定員	延べ利用回数	月平均利用者数	
市内事業所	グローバルふくひさ	身体・知的・精神	10人	107回	1人
	就労支援センターひなげし	身体・知的・精神	10	2,228	9
	ハッピータウンクオレ	身体・知的・精神	10	772	3
	自立就労支援センターいしびき	精神	9	1,209	8
	エイブルベランダBe	知的	12	413	2
	ヴィスト金沢センター	身体・知的・精神	20	1,913	14
	ヴィスト西金沢センター	身体・知的・精神	20	1,973	12
	えがお工房8たんと	身体・知的・精神	20	368	4
	就労支援センター「かがやき」	身体・知的・精神	6	137	1
	リエゾン	身体・知的・精神	20	3,652	2
	若草福祉作業所	知的	10	726	4
	金沢クリーンワークス (障害福祉サービス事業所「いそべ」)	知的	12	1,073	4
	生活支援センター雪見橋ワークス城南	身体・知的・精神	6	1,221	5
	聖ヨゼフ苑作業所	知的	6	1,053	4
	創舎	身体・知的・精神	10	2,644	11
市外事業所			1,993	8	
合計			21,482	92	

③ 見込量

本市の福祉施設の利用者、特別支援学校高等部卒業者等に加え、基本指針の目標値を達成することを勘案して、次のとおりとしました。

表5-29 就労移行支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	139	164	189
利用延日数(日/月)	2,238	2,640	3,043

④ 見込量の確保策

平成25年度末現在の市内の就労移行支援（一般型）の利用定員は181人であり、今後は基本指針の目標値（数値目標）の達成を目指し、福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有の促進に努めます。

さらに、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、医療機関および企業などとも連携し、利用者の拡大や一般就労後の定着率の向上に努めるなど、サービス提供体制の充実を図ります。

なお、就労移行支援の利用に際しては、相談支援事業所等との連携を強化し、利用者の希望を尊重しつつ、一人ひとりに適切な支援が提供されるよう努めます。

(7) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を受けられるサービスで、一般雇用に近い形態のものをいいます。

① 第3期計画と実績

就労継続支援（A型）の実績は、計画を大きく上回って推移しています。

表5-30 就労継続支援（A型）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	89	168	139	281	189	346
利用延日数（日／月）	1,780	3,301	2,780	5,448	3,780	6,678

② サービス利用状況

就労継続支援（A型）事業所は、平成22年度まで市内に1か所だけでしたが、平成25年度末現在、事業所は市内に19か所あり、月平均225人が利用しており、市外事業所を月平均15人が利用しています。

表5-31 就労継続支援（A型）事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	延べ利用回数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	ワークショップひなげしリサイクル工場	身体・知的・精神・難病	20人	2,614回	10人
	やよい	身体・知的・精神・難病	20	4,473	19
	金沢クリーンワークス	知的	19	4,973	19
	創舎	身体・知的・精神	10	1,840	7
	A S T A N T	身体・知的・精神	40	7,247	32
	あい	身体・知的・精神	20	2,870	11
	ハニービー	身体・知的・精神・難病	20	5,836	23
	富士リネン（株）金沢工場	身体・知的・精神	20	1,849	7
	やくしん	身体・知的・精神	20	1,009	4
	ふれあい工房たんと御所	身体・知的・精神	20	2,308	10
	煌めき工房	身体・知的・精神	20	4,343	19
	なでしこ	身体・知的・精神	20	2,045	8
	みらい	身体・知的・精神	20	3,390	14
	オンステージ	身体・知的・精神	15	1,525	7
	V S サポート	精神	20	2,356	11
	Share金沢ワークセンター	身体・知的・精神	10	913	4
	クラフトファクトリー	身体・知的・精神・難病	20	976	6
	ハニービー泉が丘事業所	身体・知的・精神	15	1,169	7
	ORANGE A S T A N T	身体・知的・精神・難病	20	567	7
市 外 事 業 所				3,617	15
合 計				55,920	240

③ 見込量

見込量は、本市の福祉施設の利用者、特別支援学校高等部卒業者等を勘案して、次のとおりとしました。

表5-32 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	398	418	439
利用延日数（日／月）	7,679	8,063	8,467

④ 見込量の確保策

一人ひとりの障害の特性や適性に応じたサービス利用を促進します。また、一般就労につながる施設外の活動（企業実習等）や能力向上につながる訓練内容を提供できるようにサービス提供体制の充実を図ります。

なお、就労継続支援（A型）の利用に際しては、相談支援事業所等との連携を強化し、利用者の希望を尊重しつつ、一人ひとりに適切な支援が提供されるよう努めます。

(8) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を受けられるサービスで、従来の小規模作業所等での福祉的就労に近い形態のものをいいます。

① 第3期計画と実績

就労継続支援（B型）の実績は、計画を上回って推移しています。平成25年度の一人あたりの月平均利用延日数は、17.1日です。

表5-33 就労継続支援（B型）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	549	579	579	612	579	639
利用延日数（日／月）	8,784	9,636	9,264	10,483	9,264	11,357

② サービス利用状況

平成25年度末現在、就労継続支援（B型）事業所は市内に29か所あり、月平均502人が利用しており、市外事業所を月平均94人が利用しています。

● 第5章 障害福祉サービス ●

表5-34 就労継続支援（B型）事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	延べ利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	工房シテイ	身体・知的	10人	1,644日	7人
	ひろびろ作業所	身体・知的・精神	11	1,026	5
	エイブルベランダBe	身体・知的・精神 ・難病	6	583	3
	オープンハウスクローバー	身体・知的・精神	22	3,450	15
	ハッピータウンクオレ	身体・知的・精神	30	3,387	19
	ワークプラザますいずみ	知的・精神	30	4,591	38
	自立就労支援センターいしびき	精神	22	4,915	41
	障害福祉サービス事業所 鳴和の里	精神	20	1,975	11
	グローバルふくひさ	身体・知的・精神	30	5,139	23
	ぴあもーる	身体・知的・精神 ・難病	30	4,837	22
	就労支援センターひなげし	身体・知的・精神	10	1,682	6
	ひまわり（金沢ふくみ苑）	身体	20	1,959	13
	ぼれぼれ工房山の家	身体・知的・精神	10	716	3
	多機能型事業所ますますくらぶ	精神	20	3,340	17
	やちぐさ作業所	知的	24	5,998	23
	ふれあい工房たんと弥生（小坂）	身体・知的・精神	20	4,389	27
	夢工房	身体・知的	25	4,653	18
	就労支援センター「かがやき」	身体・知的・精神	14	1,889	9
	キッズベランダBe	身体・知的・精神	10	613	4
	あけぼの作業所	知的・精神	40	8,875	35
	若草福祉作業所	知的	35	7,871	30
	彦三のぞみ苑	知的	38	9,286	39
	聖ヨゼフ苑作業所	知的	40	8,406	36
	生活支援センター雪見橋 ワークス城南	身体・知的・精神	10	2,538	11
	生活支援センターキャンワーク（ちゃおず）	精神	20	2,445	15
	ねむねむの輪	知的	20	1,782	8
	仕事&交流ハウスあおぞら	精神	20	1,024	6
	ひまわり（金沢湖南苑）	身体	25	1,154	8
	ひなげしウエスファクトリーなかお山	身体・知的・精神 ・難病	20	2,236	10
	市 外 事 業 所				24,006
合 計				126,409	596

③ 見込量

見込量は、平成24年度から平成26年度の実績・見込みおよび特別支援学校高等部卒業者等を踏まえて決定しました。

表5-35 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	663	687	711
利用延日数（日／月）	11,810	12,237	12,664

④ 見込量の確保策

見込量は、既存の就労継続支援（B型）事業所により確保できると考えられます。

なお、就労継続支援（B型）の利用に際しては、相談支援事業所等との連携を強化し、利用者の希望を尊重しつつ、一人ひとりに適切な支援が提供されるよう努めます。

3 居住系サービス

地域における障害のある人の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設または病院から地域生活への移行を進めます。

(1) グループホーム・ケアホーム

共同生活援助（グループホーム）とは、共同生活を行う住居に入居している人が、主として夜間において、共同生活を行う住居で行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を受けられるサービスです。

なお、グループホームとケアホームは、平成26年度からグループホームに一元化されました。グループホームとケアホームの違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることでした。

① 第3期計画と実績

グループホームとケアホームの合計利用者数は、やや計画を下回って推移しています。

表5-36 グループホーム・ケアホーム利用者数の第3期計画と実績

単位：人

区 分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数		296	279	326	297	356	300
内 訳	グループホーム利用者数	148	101	158	111	168	一元化
	ケアホーム利用者数	148	178	168	186	188	

② 障害の種類別の利用状況

平成26年10月現在、グループホーム利用者数は298人、そのうち知的障害のある利用者数は148人、精神に障害のある利用者数は135人、身体に障害のある利用者数は15人となっています。

表5-37 グループホーム・ケアホームの利用状況

単位：人

区 分	平成24年10月			平成25年10月			平成26年10月		
	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害
グループホーム利用者数	37	67	0	37	72	1	148	135	15
ケアホーム利用者数	99	65	19	98	69	14			
合 計 利 用 者 数	287			291			298		

③ 市内のサービス提供事業所数・定員数

平成26年10月現在、市内のグループホーム事業所数は23か所、共同生活住居数は71か所、定員は472人です。同時期の金沢市民の入居者は298人ですので、市外からの入居者も多いのが現状です。

表5-38 市内グループホーム・ケアホーム事業所数・定員数の推移

区 分	平成24年10月	平成25年10月	平成26年10月
事 業 所 数 (か所)	21	20	23
共同生活住居数 (か所)	65	68	71
定 員 数 (人)	407	437	472

④ 見込量

福祉施設（主に障害者支援施設）からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案して、次のとおりとしました。

表5-39 グループホームの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	321	339	358

⑤ 見込量の確保策

平成26年10月現在、本市のグループホームの定員は472人ですが、親なき後の生活の場として、また、福祉施設や精神科病院等からの地域生活への移行の場として計画的な整備に努めます。

また、相談支援事業所や自立訓練事業所などと連携を図り、サービス提供体制の充実を図ります。

(2) 施設入所支援

障害者支援施設に入居する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

施設入所支援の利用者数は、計画を上回っており、第3期計画で定めた利用者数の削減目標値には達していません。

表5-40 施設入所支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	440	441	430	438	430	441

② 市内の障害者支援施設数・定員数

平成26年10月現在の市内の施設は8か所、定員は628人です。

表5-41 市内の障害者支援施設数・定員数の推移

区 分	平成24年10月		平成25年10月		平成26年10月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数
身体障害	2か所	150人	2か所	150人	2か所	150人
知的障害	6	488	6	488	6	478
合 計	8	638	8	638	8	628

③ 見込量

施設入所支援の見込量は、地域生活移行者数等および国の基本指針の目標値(数値目標)を勘案し、次のとおりとします。

表5-42 施設入所支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	434	427	420

④ 見込量の確保策

国の基本指針に基づく本計画の数値目標を踏まえ、今後もグループホームの整備を促進するとともに、自立訓練事業者との連携を図ることにより福祉施設に入居する人の地域生活への移行を促進する一方で、真に施設入居による支援が必要な人のため、サービス提供体制の確保に努めます。

4 相談支援

整備法により、相談支援は「地域相談支援」と「計画相談支援」とに分けられました。地域相談支援には、「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。

「地域移行支援」とは、施設入居者や退院可能な精神に障害のある人等の地域生活への移行を支援するものであり、「地域定着支援」とは、自宅でひとり暮らしをしている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。

「計画相談支援」とは、障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画の作成とサービス等の利用状況の検証(モニタリングといいます。)等を行うものです。

① 第3期計画と実績

平成24年度から平成26年度までの実績をみる限り、計画値は下回っているものの着実に増加していることから、制度が浸透していることがうかがえます。

表5-43 相談支援利用者の第3期計画と実績

単位：件/月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
計画相談支援	150	27	300	118	500	474
地域移行支援	4	1	14	6	24	6
地域定着支援	2	4	12	14	22	24

② サービス提供事業所

市内の相談支援事業所は、平成23年10月の11か所から、平成26年10月には34か所になっています。

表5-44 相談支援事業所数の推移

単位：か所

区 分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年10月
事業所数	11	15	22	34

③ 見込量

計画相談支援については、平成24年度より障害福祉サービス等を利用する全ての人に、サービス等利用計画を作成することとなり、平成27年4月から必須化（完全施行）となることを踏まえ、計画相談の見込み量を地域移行支援および地域定着支援の見込量と併せて、次のとおりとします。

表5-45 相談支援利用者の見込量

単位：件／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	724	616	551
地域移行支援	22	22	22
地域定着支援	37	50	63

④ 見込量の確保策

サービス量の増加が見込まれるため、事業所数の増加を促進するとともに、相談支援専門員の人材育成（増員）や研修を行うことにより、相談支援体制（サービス等利用計画の作成体制）の充実を図ります。



第6章

地域生活支援事業



1 地域生活支援事業の概要

(1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人や児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施することで、障害のある人や児童の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない「必須事業」と、市町村の判断で実施することができる「任意事業」があります。実施する事業の種類は、次のとおりです。

表6-1 地域生活支援事業の種類

区 分	事 業 名
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業（機能強化事業）
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
任 意 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援 ・権利擁護支援 ・社会参加支援 ・就業・就労支援

(3) 利用者負担

本市の地域生活支援事業の利用者負担は、次のとおりです。

表6-2 地域生活支援事業の利用者負担

事業名	利用者負担
相談支援事業 意思疎通支援事業 地域活動支援センター事業(機能強化事業を含む) 社会参加促進事業(自動車免許取得・改造助成は除く) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	無料
日常生活用具給付等事業 移動支援事業 訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業	国基準による負担上限月額設定 ただし、下記の軽減措置あり ・重 度・・・全額免除 ・その他・・・負担上限月額を国基準額の2分の1に軽減 ※「重度」とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。 「その他」とは、市民税所得割16万円(児童の場合28万円)以上の世帯に属する人をいう。
生活支援事業	無料(交通費・食材料費などは実費)
障害者運転免許取得事業 自動車改造費助成事業	助成限度額あり
福祉ホーム事業	家賃・光熱水費等

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

本市においては、ノーマライゼーションプラン金沢(第1次金沢市障害者計画)を策定した平成10年から、障害のある人など当事者を含む市民の意見や提案を求めながら金沢市障害者計画の推進を図るため、市民フォーラムを毎年開催しています。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族および地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

本市では、精神に障害のある人に対する就労支援ネットワークの構築による就労環境の整備を行う団体を支援する事業や、精神に障害のある人の支援を行っているボランティアグループの合同学習会および交流会の支援を行う事業を通じて、社会復帰支援の啓発を行っています。

(3) 相談支援事業

本市では、障害のある人や児童またその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになることを目指します。

本市の相談支援事業は、次のとおりです。

表6-3 相談支援事業等（平成26年度）

区 分		事業所名等
障害者相談支援事業 (相談支援事業所)	主に身体障害	金沢市福祉サービス公社相談支援事業所
	主に知的障害	オープンセサミ城南
障害者相談支援事業(相談助成)	聴覚障害	金沢市聴覚障害者福祉協会
障害者相談支援事業(障害のある人本人またはその家族等による障害者相談員を地域に設置)		身体障害者相談員 32人 知的障害者相談員 10人 精神障害者相談員 8人
地域活動支援センター機能強化事業	主に精神障害	地域活動支援センターあるふぁ ピアサポート いしびき
障害児等療育支援事業(療育指導、相談等が受けられる機関)	主に重症心身障害のある児童、知的障害のある児童	石川療育センター
		仏子園

基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

本市では、平成27年度に基幹相談支援センターの設置を検討し、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

本市では、成年後見制度の市長申立て等に要する報酬や後見人等の報酬を助成しています。また、家庭裁判所等の関係機関と連携し、相談機能の強化や制度の理解・広報に努めます。

① 第3期計画と実績

成年後見制度利用支援事業の利用者は、次のとおりです。

表6-4 成年後見制度利用支援事業の第3期計画と実績 単位：人

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数	2	-	3	-	4	1

② 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、次のとおりとしました。また、障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援事業の利用促進について検討し、その充実を図ります。

表6-5 成年後見制度利用支援事業の見込量 単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 見 込 量	3	4	5

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。

本市では、その体制整備に向けた検討を行っていきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、意思疎通支援事業は、平成24年度までコミュニケーション支援事業と呼んでいました。

本市では、聴覚に障害のある人または聴覚に障害のある人とコミュニケーションを図る必要がある人からの申し出に基づき、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

① 第3期計画と実績

平成24年度から平成26年度の計画と実績は、次のとおりです。この事業により市役所に1人、金沢市聴力障害者福祉協会に3人の手話通訳者を設置しています。また、金沢市聴力障害者協会の登録手話通訳者等による派遣を実施しています。なお、この事業とは別に市役所に手話通訳のできる正規職員2名を配置しています。

表6-6 意思疎通支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
手話通訳者派遣件数(件/月)	99	91	99	102	99	108
要約筆記者派遣件数(件/月)	13	10	13	10	13	11
合 計	112	101	112	112	112	122
手話通訳者設置人数(人)	6	4	6	4	6	4

② 見込量

平成24年度から平成26年度までの実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-7 意思疎通支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣件数(件/月)	114	120	127
要約筆記者派遣件数(件/月)	12	13	15
合 計	126	133	142
手話通訳者設置人数(人)	4	4	4

③ 見込量の確保策

意思疎通支援事業の利用は今後も増加すると見込まれるので、従事者となるための必要な研修の受講を促し、手話通訳者および要約筆記者の人材養成・確保に努めていきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障害のある人や児童に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を目指す事業です。

なお、日常生活用具は、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」「居宅生活動作補助用具」の6種類に大別されています。

本市では最新機器の情報収集に努め、自立支援協議会等の意見も踏まえ、利用者ニーズにあわせた対象品目の拡大と見直しを図っています。

① 第3期計画と実績

平成24年度から平成26年度までの日常生活用具給付件数の計画と実績は、表6-8のとおりです。ストマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

表6-8 日常生活用具給付件数の第3期計画と実績 単位：件／月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
介護・訓練支援用具	3	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	5	6	5	6	5	6
在宅療養等支援用具	3	8	4	4	5	6
情報・意思疎通支援用具	7	9	7	7	7	8
排泄管理支援用具	787	858	802	647	817	755
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1

表6-9 日常生活用具利用実績（平成26年10月）

種 目		利用件数 (件／月)	対 象 者
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	2	下肢・体幹
	エアーマット	1	下肢・体幹
自立生活支 援用具	入浴補助用具	3	下肢・体幹
	頭部保護帽	1	平衡機能・下肢・体幹
	移動・移乗支援用具	1	
	聴覚障害者屋内信号装置	2	聴覚
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器	2	呼吸器等
	盲人用体重計	1	視覚
	パルスオキシメーターの消耗品	8	
情報・意思 疎通支援用 具	情報・通信支援用具	2	上肢・視覚
	点字タイプライター	1	視覚
	視覚障害者用ポータブルレコー ダー	1	
	視覚障害者用拡大読書器	1	
	視覚障害者用色覚選別装置	0	

種 目		利用件数 (件/月)	対 象 者
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	3	視覚
	聴覚障害者用通信装置	1	聴覚
排泄管理支援用具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）	76	ストーマ造設者
	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	659	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	1	下肢・体幹・乳幼児期非進行性脳病変

② 見込量

見込量は次のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

表6-10 日常生活用具給付件数の見込量

単位：件/月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	7	8	10
自立生活支援用具	14	14	14
在宅療養等支援用具	14	18	22
情報・意思疎通支援用具	20	20	20
排泄管理支援用具	743	763	783
居宅生活動作補助用具	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な語彙および技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目指します。

本市では、聴覚に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。

① 実 績

手話奉仕員養成研修事業は、平成24年度までは地域生活支援事業の任意事業でしたが、平成25年度より必須事業となりました。

なお、修了者数の実績は、次のとおりです。

表6-11 手話奉仕員養成事業修了者の実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
修了者数(人)	—	37	—	27	—	29

② 見込量

平成24年度から平成26年度までの実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-12 手話奉仕員養成事業修了者の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
修了者数(人)	29	29	29

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等が外出の支援を受けられるサービスで、地域における自立生活および社会参加を促します。

なお、一定の要件を満たす視覚に障害のある人は、障害福祉サービスの同行援護を、知的障害または精神に障害のある人は行動援護を利用することもできます。

① 第3期計画と実績

移動支援事業は、利用者数、利用延時間数とも計画を上回って推移しています。

表6-13 移動支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	52	54	54	55	56	56
利用者数(人/月)	365	415	375	442	385	469
利用延時間(時間/月)	4,380	5,200	4,500	5,257	4,620	5,487

② 見込量

平成24年度から平成26年度までの実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-14 移動支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	57	58	59
利用者数(人/月)	497	527	559
利用延時間(時間/月)	5,817	6,166	6,535

③ 見込量の確保策

移動支援事業の利用は今後も増加すると見込まれることに加え、利用が集中する時間帯にはヘルパーが不足する傾向があるため、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実（ヘルパーの増員）を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、従来の精神障害者地域生活支援センター（現在はⅠ型）や障害者デイサービス（現在はⅡ型）、小規模作業所等（現在はⅢ型）が体系移行したものであり、日中活動の場として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ることにより、障害のある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

なお、Ⅰ型事業所では、精神に障害のある人を主な対象とした相談支援事業も行っています。

① 第3期計画と実績

地域活動支援センターの利用者数は、次のとおりです。

表6-15 地域活動支援センターの第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	16	19	16	19	15	19
うち、Ⅰ型	-	5	-	5	-	5
うち、Ⅱ型	-	5	-	5	-	6
うち、Ⅲ型	-	9	-	9	-	8
利用者数(人/月)	538	553	538	506	518	506
うち、Ⅰ型	-	260	-	230	-	251
うち、Ⅱ型	-	181	-	176	-	154
うち、Ⅲ型	-	112	-	100	-	101

(注) 市外にあるⅠ型事業所（本市として登録していないが、費用負担を一部行っている事業所）を事業所数に含めました。

② 地域活動支援センター種類別の利用実績

表6-16は、地域活動支援センター種類別の事業所数と利用者数です。利用者数はⅠ型が最も多く、事業所数はⅢ型が最も多くなっています。なお、平成26年4月にⅢ型の1施設が障害福祉サービス事業所（就労継続支援（B型））に移行しました。

表6-16 地域活動支援センター種類別の利用実績（平成25年度）

区 分		I型 (旧)精神障害者地 域生活支援センター	II型 (旧)障害者デイ サービス	III型 (旧)小規模作業所	合 計
機能強化事業	事業所数 (か所)	2	4	6	12
	利用者数 (人/月)	208	117	78	403
基礎的事業のみ	事業所数 (か所)	3	1	3	7
	利用者数 (人/月)	22	59	22	103

(注) 市外にあるI型事業所(本市として登録していないが、費用負担を一部行っている事業所)を事業所数に含めました。

③ 見込量

地域活動支援センターの見込量は、第3期の実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-17 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	19	19	19
うち、I型	5	5	5
うち、II型	6	6	6
うち、III型	8	8	8
利用者数(人)	506	506	506
うち、I型	251	251	251
うち、II型	154	154	154
うち、III型	101	101	101

④ 見込量の確保策

見込量は、既存の地域活動支援センターにより確保できると考えられます。

(11) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚に障害がある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話通訳者・要約筆記者を養成します。

① 実 績

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は、平成25年度までは石川県の事業でしたが、

平成26年度からは中核市の必須事業として石川県と共催で本市在住の人に対して事業を開始しました。本市在住の受講者の実績は、次のとおりです。

表6-18 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業受講者の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受講者数(人)	14	17	24

② 見込量

平成24年度から平成26年度の実績を参考に、次のとおりとしました。

表6-19 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業受講者

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講者数(人)	24	31	38

③ 見込量の確保策

見込量確保のため、石川県と連携し、手話通訳者・要約筆記者の養成・研修に努めていきます。

(12) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚の両方に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を推進します。

① 実 績

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、平成25年度までは石川県の事業でしたが、平成26年度からは中核市の必須事業として石川県と共催で本市在住の人に対して事業を開始しました。本市在住の受講者の実績は、次のとおりです。

表6-20 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業受講者の実績 単位：人

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受講者数(人)	14	10	19

② 見込量

平成24年度から平成26年度の実績を参考に、次のとおりとしました。

表6-21 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業受講者の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講者数（人）	19	24	31

③ 見込量の確保策

見込量確保のため、石川県と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・研修に努めていきます。

(13) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚の両方に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

① 実績

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、平成25年度までは石川県の事業でしたが、平成26年度からは本市在住の人に対して事業を開始しました。派遣件数の実績は、次のとおりです。

表6-22 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通訳・介助員派遣件数（件/月）	138	136	136

② 見込量

平成24年度から平成26年度の実績を参考に、次のとおりしました。

表6-23 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通訳・介助員派遣件数（件/月）	136	137	138

③ 見込量の確保策

見込量確保のため、石川県と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・確保に努めていきます。

3 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とする事業で、グループホームに近い施設です。平成26年10月現在、市内には身体に障害のある人の福祉ホームが2か所あります。

① 第3期計画と実績

福祉ホームの利用者数は、計画をやや下回って推移しています。

表6-24 福祉ホーム事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	2	2	2	2	2	2
利用者数(人/月)	10	10	10	10	10	7

② 見込量

福祉ホーム事業の見込量は、次のとおりとしました。

表6-25 福祉ホーム事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	2	2	2
利用者数(人/月)	7	7	7

(2) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により自宅で入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

本市では、他の方法では入浴が困難な在宅の重度の身体に障害のある人の自宅にサービスを提供する事業者が訪問し、浴槽を提供して(自宅に持ち込んで)入浴の介護を行っています。

① 第3期計画と実績

訪問入浴サービス事業の利用者数、利用延回数とも、計画に近い数で推移しています。

表6-26 訪問入浴サービス事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	2	2	2	2	2	3
利用者数(人/月)	10	10	11	12	12	8
利用延回数(回/月)	40	36	44	41	48	37

② 見込量

平成24年度から平成26年度の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-27 訪問入浴サービスの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	4	4	4
利用者数(人/月)	10	10	10
利用延回数(回/月)	38	38	38

③ 見込量の確保策

訪問入浴サービスを提供している現在の事業所によって、見込量は確保できると考えます。

(3) 生活支援事業

障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練を行うことで、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする事業です。

生活支援事業には次のような事業があります。なお、生活訓練事業は市内の障害者団体に委託し、実施しています。

表6-28 生活支援事業の種類

事業名	内 容	委 託 先
視覚障害者歩行訓練士派遣事業	中途失明などの視覚に障害のある人に訓練士を派遣し、日常動作訓練を実施します。	石川県視覚障害者協会
盲ろう者生活訓練事業	視覚と聴覚の両方に障害のある人に日常動作等の訓練を実施します。	石川盲ろう友の会
重度視覚障害者生活訓練事業	視覚に重度の障害がある人に日常動作等の訓練を実施します。	金沢市視覚障害者協会
聴覚障害者生活訓練事業	聴覚に障害のある人に適応訓練、生活指導および手話指導を実施します。	金沢市聴力障害者福祉協会
障害者社会参加支援事業	障害のある人に市役所等において軽作業の機会を提供します。	-

① 第3期計画と実績

生活支援事業の利用者数、延利用人数は、次のとおりです。

表6-29 生活支援事業の第3期計画と実績

単位：人／年

区 分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
視覚障害者歩行 訓練士派遣事業	利用者数	37	37	37	38	37	60
	延利用人数	156	155	156	155	156	155
盲ろう者生活訓 練事業	利用者数	10	5	10	5	10	5
	延利用人数	135	130	135	135	135	130
重度視覚障害者 生活訓練事業	利用者数	21	17	21	18	21	15
	延利用人数	158	137	158	115	158	100
聴覚障害者生活 訓練事業	利用者数	56	90	56	62	56	60
	延利用人数	641	794	641	663	641	660
障害者社会参加 支援事業	利用者数	159	176	159	140	159	145
	延利用人数	775	879	775	691	775	712

② 見込量

第3期計画の実績・見込みを踏まえて、次のとおりとしました。

表6-30 生活支援事業の見込量

単位：人／年

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害者歩行 訓練士派遣事業	利用者数	60	60	60
	延利用人数	155	155	155
盲ろう者生活訓 練事業	利用者数	5	5	5
	延利用人数	130	130	130
重度視覚障害者 生活訓練事業	利用者数	15	15	15
	延利用人数	100	100	100
聴覚障害者生活 訓練事業	利用者数	60	60	60
	延利用人数	660	660	660
障害者社会参加 支援事業	利用者数	145	145	145
	延利用人数	601	601	601

(4) 日中一時支援事業

障害のある児童等が日中において活動する場を確保することにより、介助者の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を提供する事業です。

① 第3期計画と実績

日中一時支援事業の利用者数は計画を下回っていますが、利用延回数は計画を上回って推移しています。

表6-31 日中一時支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	24	24	25	25	26	26
利用者数(人/月)	304	301	313	297	322	324
利用延回数(回/月)	747	782	769	784	792	842

② 見込量

平成24年度から平成26年度の利用実績・見込みを参考に、次のとおりとしました。

表6-32 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	27	28	29
利用者数(人/月)	336	348	360
利用延回数(回/月)	873	904	935

③ 見込量の確保策

保護者等の就労等のニーズに応えるために、放課後や休日等においても安心してサービスが受けられるようサービス提供体制の充実を図ります。

(5) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進することを目的とする次の4事業をいいます。

表6-33 社会参加促進事業の素類

事業名	内容
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障害のある人がスポーツやレクリエーションで楽しむ事業をいい、スポーツ・レクリエーションイベントである「ほほえみスポーツフェスタ金沢」と「ふれあい運動会」を実施しています。
芸術文化講座開催等事業	障害のある人の芸術文化活動を推進する事業をいい、福祉団体に委託して「障害のある人の作品展」、「ふれあいコンサート」を開催しています。
自動車運転免許取得事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。
自動車改造助成事業	身体障害のある人が就労等に伴って、自動車の改造をするときの費用の一部を助成する事業です。

① 実績

社会参加促進事業の利用実績は、表6-34のとおりです。

表6-34 社会参加促進事業の実績

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	事業数(事業/年)	2	2	2
芸術文化講座開催等事業	事業数(事業/年)	2	2	2
自動車運転免許取得事業	利用者数(人/年)	4	8	6
自動車改造助成事業	利用件数(件/年)	8	13	12

② 見込量

社会参加促進事業については見込量を掲げませんが、趣味や文化、スポーツ・レクリエーション活動への参加、外出や就労支援の充実に努めます。

(6) 障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する人または関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする事業です。

① 実績

障害者虐待防止法が施行されてからの本市の取組みは、次表のとおりです。

表6-35 障害者虐待防止に関する本市の取組み

区 分	内 容
虐待時の対応のための体制整備	障害者虐待防止法が施行された平成24年10月に障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターを金沢市障害福祉課内に設置しました。また、市内4か所の相談支援事業所に、通報・届け出の受理等センター業務の一部を委託しています。
障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施	障害福祉サービス事業所従事者等を対象とした研修会を平成25年度および平成26年度に実施しました。
連携協力体制の整備	平成26年2月に従来から設置されていた「金沢市高齢者虐待防止連絡会」を拡充し、高齢者および障害のある人の虐待防止のための必要かつ専門的な援助を行うため、関係機関・組織の連携を深めることを目的とした「金沢市高齢者・障害者虐待防止連絡会」を設置しました。
普及啓発	障害者虐待防止の市民に対する普及啓発のため、平成24年度に障害者虐待防止パンフレットを、平成25年度および平成26年度に障害者虐待防止カードを作成しました。

② 見込量

障害者虐待防止対策支援については見込量を掲げませんが、市民からの虐待通報があった場合の迅速な対応や、被虐待者や家族等に対する支援などの障害者虐待防止センターの業務の充実や、障害のある人の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい知識の普及に努めます。



第7章

障害のある児童に
対するサービス



1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、身近な地域において療育が必要な、学校に就学していない障害のある児童（乳幼児）やその家族が、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を受けられるサービスです。

① 第3期計画と実績

児童発達支援は、利用児童数、利用延日数とも計画を大幅に上回って推移しています。

表7-1 児童発達支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	48	48	48	100	48	114
利用延日数（日／月）	293	693	293	916	293	1,322

② サービス利用状況

平成25年度末、児童発達支援事業所は、市内に10か所あり、月平均75人が利用しており、市外4事業所を月平均8人が利用しています。

表7-2 児童発達支援事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定 員	利 用 延日数	月 平 均 利用児童数
市 内 事 業 所	金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	特定なし	20人	939日	6人
	エイブル・ベランダBe	特定なし	10	24	1
	児童デイサービスわくわく	特定なし	10	6	1
	キッズベランダBe	特定なし	10	28	1
	キッズルーム パンプキン	特定なし	10	230	4
	そよかぜ	主に重症心身障害	65	7,847	38
	(独) 国立病院機構 医王病院	主に重症心身障害	5	44	1
	石川療育センター	主に重症心身障害	20	370	21
	キッズルーム ロータス	特定なし	10	7	1
	S-veranda	特定なし	10	12	1
市外事業所 (4か所)				612	8
合 計				10,119	83

③ 見込量

平成24年度から26年度までの実績・見込みおよび療育開始年齢の早期化傾向を勘案し、次のとおりとしました。

表 7-3 児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児童数（人／月）	126	138	150
利用延日数（日／月）	1,462	1,601	1,740

④ 見込量の確保策

既存の児童発達支援事業所において見込量の確保はできると考えられますが、利用開始年齢の拡大(早期化)への対応や身近な地域でサービスが受けられるようにするため、サービス提供体制の充実を図ります。

(2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、児童発達支援および「治療」を行うものです。

現在、サービスを提供する事業所が石川県内にないため見込量を掲げませんが、医療機関に併設する児童発達支援事業所は3か所ありますので、事実上のサービス提供体制はあるものと考えています。

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校に就学している障害のある児童が、授業の終了後や学校の休業日または夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けられるサービスで、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後時間帯等における居場所づくりを促進するサービスです。

① 第3期計画と実績

放課後等デイサービスは、利用児童数、利用延日数とも計画を大幅に上回って推移しています。

表7-4 放課後等デイサービスの第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	241	249	244	316	247	400
利用延日数（日／月）	1,475	1,917	1,493	2,368	1,512	3,080

② サービス利用状況

平成25年度末、放課後等デイサービス事業所は、市内に14か所あり、月平均340人が利用しており、市外10事業所を月平均128人が利用しています。

表7-5 放課後等デイサービス事業所別の利用状況（平成25年度分）

区 分	障害の種類	定 員	利 用 延日数	月 平 均 利用児童数	
市 内 事 業 所	金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	特定なし	20人	312日	8人
	エイブル・ベランダBe	特定なし	10	2,381	45
	児童デイサービスわくわく	特定なし	10	1,919	20
	キッズベランダBe	特定なし	10	2,735	49
	センチュリー児童デイサービス きよかわまち	特定なし	10	2,626	42
	キッズルーム パンプキン	特定なし	10	2,563	47
	(独) 国立病院機構 医王病院	主に重症心身障害	5	86	1
	石川療育センター	主に重症心身障害	20	314	31
	ワークショップひなげし	特定なし	10	87	1
	放課後倶楽部フロンティア	主に自閉症	10	690	11
	のびのびくらぶ	主に重症心身障害	10	2,520	33
	キッズルーム ロータス	特定なし	10	1,080	23
	S-veranda	特定なし	10	523	15
	sakura colette	特定なし	10	432	14
市外事業所 (10か所)			8,427	128	
合 計			26,695	468	

③ 見込量

平成24年度から26年度までの利用実績・見込みに加え、平成27年度からは利用上限日数を拡大することを勘案して、次のとおりとしました。

表7-6 放課後等デイサービスの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児童数（人／月）	431	474	522
利用延日数（日／月）	3,719	4,077	4,485

④ 見込量の確保策

放課後等デイサービスの利用児童および利用延日数は、放課後時間帯等の居場所づくりや保護者の就労支援等の観点から今後も増加すると考えられるため、サービス提供体制の充実を図ります。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所等（幼稚園、小学校、特別支援学校および認定こども園等を含みます。）に通うまたは通う予定の障害のある児童に対して、その児童が通う保育所等に児童発達支援センター等の職員が訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

① 第3期計画と実績

保育所等訪問支援は、平成24年度より開始した新たなサービスであり、保護者や保育所等への制度の浸透に時間を要したこともあり、計画を大幅に下回っています。

なお、保育所等訪問支援を提供したのは、市内の3事業所です。

表7-7 保育所等訪問支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	48	3	48	2	48	12
利用延日数（日／月）	96	3	96	2	96	12

② 見込量

保育所等訪問支援は、障害のある児童の保護者および受入れ先の保育所等に対しても十分に浸透していなかったと考えられることから、今後は積極的な広報活動等に努めることを前提に、次のとおりとしました。

表7-8 保育所等訪問支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児童数（人／月）	14	17	21
利用延日数（日／月）	14	17	21

③ 見込量の確保策

既存の保育所等訪問支援事業所により、見込量を確保できると考えます。

ただし、今後も乳幼児期からの「気づきの支援」による早期療育を促進する必要性が高いため、この制度自体の浸透（広報）や関係機関の連携に努めます。

また、これにより利用の高まりが見込まれることから、既存の事業所における専門職員の人材育成や増員等を促進するなど、サービス提供体制の充実を図ります。

2 障害児入所支援

障害児入所支援は、障害種別にかかわらず、「福祉型障害児入所施設」および「医療型障害児入所施設」に分けられています。

「福祉型障害児入所施設」は、障害のある児童の保護、日常生活の指導および独立生活に必要な知識技能の付与を行う施設とされており、「医療型障害児入所施設」は、これらに加え「治療」を行う施設とされています。

① 第3期計画と実績

障害児入所支援は、ほぼ計画どおり推移しています。

表7-9 障害児入所支援の利用児童数の第3期計画と実績

単位：人

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
福祉型障害児入所施設	10	11	10	14	10	16
医療型障害児入所施設	25	28	25	26	25	23
合 計	35	39	35	40	35	39

② サービス利用状況

平成26年10月現在の市内の施設の定員や契約入所児童数は、次のとおりです。

表7-10 市内の障害児入所施設の定員数および契約入所児童数(平成26年10月)

区 分	施 設 種 別	施 設 名	定員	契約入所児童数
福祉型障害児入所施設	旧：知的障害児施設	希望ヶ丘 児童施設	30人	5人
		障害児入所施設Share金沢	30	10
医療型障害児入所施設	旧：肢体不自由児施設	石川整肢学園	45	7
	旧：重症心身障害児施設	石川療育センター	60	1
		金沢療育園	55	7
	指定医療機関・重症心身障害児病棟	(独)国立病院機構 医王病院	100	5
指定医療機関・進行性筋萎縮症病棟	10		2	

③ 見込量

平成24年度から26年度までの利用実績・見込みおよび満18歳到達による障害福祉サービスへの切り替え時期を迎える児童数等を考慮し、次のとおりとしました。

表7-11 障害児入所支援の利用児童数の見込量 単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型障害児入所施設	16	16	16
医療型障害児入所施設	23	24	24
合 計	39	40	40

④ 見込量の確保策

既存の施設において、引き続き障害特性や医療ニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

3 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障害のある児童に対する「障害児支援利用計画案」の作成と、サービス等の利用状況の検証（モニタリングといいます。）等を行うことをいいます。

① 利用実績

障害児相談支援の利用実績は、次のとおりです。なお、平成26年10月現在、障害児相談支援事業所は20か所あります。

表7-12 障害児相談支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
利用件数（件／月）	9	43	100

② 見込量

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、次のとおりとしました。

表7-13 障害児相談支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数（件／月）	124	119	132

③ 見込量の確保策

障害児相談支援は、計画相談支援と一体のサービスであり、サービス量の増加が見込まれるため事業所数の増加を促進するとともに、相談支援専門員の人材育成（増員）や、研修等を行うことにより、相談支援体制（障害児支援利用計画の作成体制）の充実を図ります。



○金沢市障害者施策推進協議会条例

(平成11年3月18日 条例第6号)

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、金沢市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本市における障害者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）のための施策に関する基本的な計画に関し、法第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長に意見を述べること。
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 本市における障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画に関し、同法第88条第9項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第80号、中央省庁等改革のための関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第10条による改正）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年9月21日条例第55号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。〔平成17年規則第65号で、平成17年4月18日から施行〕

附 則（平成18年3月27日条例第27号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成23年政令第295号で、平成24年4月1日から施行〕

附 則（平成24年 3 月26日 条例第18号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成24年政令第144号で、平成24年 5 月21日から施行〕

附 則（平成25年 3 月26日 条例第 2 号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第 6 条による改正（抄））

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

○金沢市障害者施策推進協議会委員名簿（平成27年3月現在）

区 分	関係分野	氏 名 ・ 所 属 等	備 考
第1号委員 障害のある人及び その家族	身体障害 (肢体不自由)	田 中 弘 幸 金沢市身体障害者団体連合会副会長	
	身体障害 (視覚障害)	加 藤 純 金沢市視覚障害者協会理事	
	身体障害 (聴覚障害)	吉 岡 真 人 金沢市聴力障害者福祉協会理事	
	身体障害 (家族)	高 松 昌 一 郎 石川県肢体不自由児協会金沢支部長	
	知的障害 (家族)	伊 藤 明 子 金沢手をつなぐ親の会評議員	
	精神障害 (家族)	谷 田 一 成 金沢市精神障害者家族連合会会長	
第2号委員 障害のある人の自 立及び社会参加に 関する事業に従事 する者	社会福祉施設 代 表	奥 野 常 治 金沢市障害児・者福祉施設連絡会代表幹事	
	地域福祉事業 従 事 者	松 原 三 郎 社会医療法人財団松原愛育会理事長	
	地域福祉事業 従 事 者	九 笹 誠 医療法人積仁会障害福祉部門統括管理者	
第3号委員 知識経験者	社 会 福 祉	森 山 治 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授	会長
	障害児教育	河 合 隆 平 金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授	
	特別支援教育	山 本 仁 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援 学校副校長	
	精神保健医療	岡 田 淳 夫 金沢市医師会理事	
	バリアフリー デ ザ イ ン	高 多 真 裕 美 社団法人石川県作業療法士会事務局	

○金沢市障害者自立支援協議会設置要綱

(平成24年11月1日決裁)

改正 平成25年4月1日決裁

(設置)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、金沢市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワークの構築等に向けた協議及び課題の共有に関すること。
- (2) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策の助言に関すること。
- (3) 個別支援会議（個々の障害者の課題の解決やサービスの利用調整のための関係者による会議をいう。）の開催に関すること。
- (4) 地域の障害者の支援体制に係る課題の整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第8条 協議会に、本会の業務を円滑に行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整等の事務を処理する。

3 事務局会議は、事務局員若干人で組織する。

4 事務局員は、障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、会長が指名する。

5 事務局会議は、会長が招集する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉局障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

○金沢市障害者自立支援協議会委員名簿（平成27年3月現在）

<協議会委員>

区 分	関係分野	氏 名 ・ 所 属 等	備 考
第1号委員 障害のある人 及びその家族	身体障害 (肢体不自由)	田 中 弘 幸 金沢市身体障害者団体連合会副会長	施策推進協議会 委員兼務
	身体障害 (視覚障害)	加 藤 純 金沢市視覚障害者協会理事	施策推進協議会 委員兼務
	身体障害 (聴覚障害)	吉 岡 真 人 金沢市聴力障害者福祉協会理事	施策推進協議会 委員兼務
	知的障害 (家族)	伊 藤 明 子 金沢手をつなぐ親の会評議員	施策推進協議会 委員兼務
	精神障害 (家族)	谷 田 一 成 金沢市精神障害者家族連合会会長	施策推進協議会 委員兼務
第2号委員 福祉事業に従 事する者 (サービス事 業者の実務者 または代表 者)	地域福祉事業 従 事 者	九 笹 誠 医療法人積仁会障害福祉部門統括管理者	施策推進協議会 委員兼務
	日中活動系	平 田 敏 雄 社会福祉法人むつみ会 理事長	
	訪問系	新 濃 清 樹 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会彦三のぞみ苑 施設 長	
	居住系 (グループホーム等)	松 原 三 郎 社会医療法人財団松原愛育会 理事長	会長 施策推進協議会 委員兼務
	施設系	中 川 寿 一 社会福祉法人陽風園ハビリポート若葉・ハビリポート若 竹 施設長	
	相談支援系	山 川 孝 子 社会医療法人財団松原愛育会ピアサポートいしびき 精神保健福祉士 富 田 俊 輔 社会福祉法人松原愛育会生活支援センター雪見橋 オープンセサミ城南 支援課長補佐	
第3号委員 知識経験者	社会福祉	森 山 治 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授	施策推進協議会 委員兼務
	精神保健医療	岡 田 淳 夫 金沢市医師会理事	施策推進協議会 委員兼務

< 専門委員等 >

関係分野	氏 名 ・ 所 属 等	備 考
就労専門部会	平 田 敏 雄 社会福祉法人むつみ会 理事長	自立支援協議会 委員兼務
	山 川 孝 子 社会医療法人財団松原愛育会ピアサポートいしびき 精神保健福祉士	自立支援協議会 委員兼務
	高 橋 和 也 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会金沢クリーンワークス サービス 提供責任者	
	奥 山 純 一 ヴィスト株式会社 代表取締役社長	
	中 山 肇 特定非営利活動法人リエゾン 理事長	
	坂 本 利 宏 金沢公共職業安定所専門援助第一部門 主任就職促進指導官	
	徳 田 朗 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 金沢障害者就業・生活支援センター 就業支援担当	
障害児支援・自立支援給付等検討専門部会	河 合 隆 平 国立大学法人金沢大学人間社会研究域学校教育系 准教授	
	新 濃 清 樹 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会彦三のぞみ苑 施設長	自立支援協議会 委員兼務
	中 本 富 美 独立行政法人国立病院機構医王病院 医療社会事業専門職	
	平 内 明 美 社会福祉法人石川整肢学園児童発達支援センターそよかぜ 所長	
事務局会議	九 笹 誠 医療法人積仁会障害福祉部門統括管理者	自立支援協議会 委員兼務
	富 田 俊 輔 社会福祉法人松原愛育会生活支援センター雪見橋 オープンセサミ城南 支援課長補佐	自立支援協議会 委員兼務
	山 川 孝 子 社会医療法人財団松原愛育会ピアサポートいしびき 精神保健福祉士	自立支援協議会 委員兼務
	岡 田 牧 子 医療法人社団岡部診療所地域活動支援センターあるふあ 施設長	
	畠 中 大 志 公益財団法人金沢市福祉サービス公社 事務職員	
	谷 村 智 子 社会福祉法人松原愛育会石川療育センター オープンセサミ浅川 外来室長	

○第4期金沢市障害福祉計画策定経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成24年度		
平成24年 9月 3日	金沢市施策推進協議会自立支援協議会設置検討委員会	○自立支援協議会設置について検討
11月 1日	金沢市自立支援協議会設置要綱施行	
11月28日	第1回金沢市障害者自立支援協議会	○体制再編後の自立支援協議会発足
平成25年度		
平成26年 3月27日	第3回金沢市障害者自立支援協議会	○第4期金沢市障害福祉計画策定について協議
平成26年度		
平成26年 4月22日	第1回事務局会議	○相談支援体制等について検討
5月20日	第1回就労専門部会	○就労支援推進等について検討
5月23日	第2回事務局会議	○相談支援体制等について検討
6月24日	第3回事務局会議	○相談支援体制等について検討
6月30日	金沢市施策推進協議会・金沢市自立支援協議会合同会議	○第4期金沢市障害福祉計画策定体制・策定日程等について協議
7月11日	第2回就労専門部会	○就労支援推進等について検討
7月23日	第4回事務局会議	○相談支援体制等について検討
8月11日	第1回障害児支援・自立支援給付等検討専門部会	○障害のある児童の支援の充実、サービス提供見込量および提供体制等について検討
8月25日	第5回事務局会議	○相談支援体制等について検討
8月25日	第2回障害児支援・自立支援給付等検討専門部会	○障害のある児童の支援の充実、サービス提供見込量および提供体制等について検討
9月 5日	第3回就労専門部会	○就労支援推進等について検討
9月19日	第6回事務局会議	○相談支援体制等について検討
9月28日	重症心身障害のある人およびそのご家族との意見交換会	○医療的ニーズの高い重症心身障害のある人およびその家族への支援、サービスの現状や生活状況について意見交換
10月15日	第4回就労専門部会	○就労支援推進等について検討
10月29日	第7回事務局会議	○相談支援体制等について検討

● 資 料 ●

年 月 日	会 議 名 等	内 容
11月10日	第3回障害児支援・自立支援給付等検討専門部会	○障害のある児童の支援の充実、サービス提供見込量および提供体制等について検討
11月13日	第5回就労専門部会	○就労支援推進等について検討
11月21日	第4回障害児支援・自立支援給付等検討専門部会	○障害のある児童の支援の充実、サービス提供見込量および提供体制等について検討
11月24日	第1回市民フォーラム	○「ともに考えよう『ノーマライゼーションプラン金沢』」をテーマに「自立支援協議会と相談支援体制」「就労支援の促進」「障害のある児童の支援体制の在り方」について意見交換
11月28日	第8回事務局会議	○相談支援体制等について検討
12月1日	第1回金沢市障害者自立支援協議会	○第4期金沢市障害福祉計画の概要について協議
12月24日	第9回事務局会議	○相談支援体制等について検討
12月25日	第6回就労専門部会	○就労支援促進等について検討
平成27年1月20日	第4期障害福祉計画パブリックコメント開始	○第4期金沢市障害福祉計画（骨子案）について意見募集（～2月18日まで）
1月27日	第10回事務局会議	○相談支援体制等について検討
2月7日	第2回市民フォーラム	○「ともに考えよう『ノーマライゼーションプラン金沢』」をテーマに第4期金沢市障害福祉計画（骨子案）について意見交換
2月19日	第5回障害児支援・自立支援給付等検討専門部会	○障害のある児童の支援の充実、サービス提供見込量および提供体制等について検討
2月24日	第11回事務局会議	○相談支援体制等について検討
2月26日	第7回就労専門部会	○就労支援推進等について検討
3月3日	第2回金沢市障害者自立支援協議会 第2回金沢市障害者施策推進協議会	○第4期金沢市障害福祉計画（案）の最終審議
3月31日	第4期金沢市障害福祉計画策定	○市長に建議

第4期 金沢市障害福祉計画

発行年月 平成27年（2015年）3月

発行 金沢市
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2289 FAX 076-232-0294

編集 福祉局障害福祉課

本計画書に関する質問等ございましたら、障害福祉課へおよせください。

本計画書は再生紙を使用しています。